

# 卷 末 資 料

## 1 広島県防災会議条例

〔 昭和37年10月1日  
 条例第38号 〕

沿革 令和4年3月22日条例第4号最終改正

広島県防災会議条例をここに公布する。

広島県防災会議条例

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第15条第8項の規定に基づき広島県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 法第15条第5項第5号から第8号までに規定する委員の定数の総数は、60人以内とする。

2 法第15条第5項第6号から第8号までに規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該部門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第3条 防災会議に幹事80人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部 会)

第4条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(庶 務)

第5条 防災会議の庶務は、知事の定める機関において処理する。

(雑 則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 防災会議の委員等の任命等に関する訓令

(附属機関の委員等の任命等に関する訓令抜粋)

昭和57年3月31日  
広島県訓令第4号  
本 庁  
地 方 機 関

(広島県防災会議の委員の指名及び幹事の任命)

第1条の2 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第15条第5項第5号の規定により、危機管理監の事務を担当する副知事及び次に掲げる職にある者を広島県防災会議委員として指名する。

- 1 会計管理者
- 2 危機管理監
- 3 総務局長
- 4 地域政策局長
- 5 環境県民局長
- 6 健康福祉局長
- 7 商工労働局長
- 8 農林水産局長
- 9 土木建築局長
- 10 都市建築技術審議官
- 11 上下水道部長
- 12 病院事業管理者

2 広島県防災会議条例(昭和37年広島県条例第38号)第3条第2項の規定により、次に掲げる職にある者を幹事として任命する。

- 1 危機管理監
- 2 会計管理部会計総務課長
- 3 危機管理監危機管理課長
- 4 総務局総務課長
- 5 地域政策局地域政策総務課長
- 6 環境県民局環境県民総務課長
- 7 健康福祉局健康危機管理課長
- 8 商工労働局商工労働総務課長
- 9 農林水産局農林水産総務課長
- 10 土木建築局土木建築総務課長
- 11 土木建築局道路河川管理課長
- 12 土木建築局都市計画課長
- 13 上下水道部上下水道総務課長
- 14 県立病院課長

### 3 広島県防災会議運営規程

(昭和38年2月28日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、広島県防災会議条例（昭和37年広島県条例第38号）第6条の規定に基づき、広島県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、随時開くものとする。

2 会議は、会長が招集し、議長となる。

3 会議の招集は、開催日時及び場所並びに付議事項を示して書面により通知するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りではない。

(定 足 数)

第3条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(表 決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員の代理者)

第5条 委員は、やむをえない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選任し、その者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、会議の議事の参与については、委員とみなす。

(専決処分)

第6条 会長において会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

3 第1項に定める場合のほか、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易な事項について専決することができる。

附 則

この規定は、昭和38年2月28日から施行する。

## 4 広島県防災会議委員

会 長 広島県知事 湯 崎 英 彦

委員72名(59機関)

法定区分	所属機関名	職名	所属機関の所在地	電話番号	FAX番号
第1号	中国四国管区警察局	局長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-228-6411	082-228-3920
	中国四国防衛局	局長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-223-7142	082-223-0336
	中国総合通信局	局長	730-8795 広島市中区東白島町19-36	082-222-3398	082-221-0075
	中国財務局	局長	730-8520 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-221-9221	082-502-3688
	中国四国厚生局	局長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-223-8181	082-223-8155
	広島労働局	局長	730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-221-9243	082-221-9252
	中国四国農政局	局長	700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-224-4511	086-235-8115
	近畿中国森林管理局	局長	530-0042 大阪市北区天満橋1-8-75	06-6881-3407	06-6881-3415
	中国経済産業局	局長	730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-224-5615	082-224-5640
	中国四国産業保安監督部	部長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-224-5753	082-224-5650
	中国地方整備局	局長	730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-221-9231	082-227-2651
	中国運輸局	局長	730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-228-3434	082-227-9797
	大阪航空局広島空港事務所	所長	729-0416 三原市本郷町善入寺64-34	0848-86-8650	0848-86-8656
	広島地方気象台	台長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-223-3953	082-223-3968
	第六管区海上保安本部	本部長	734-8560 広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111	082-251-5185
	中国四国地方環境事務所	所長	700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-223-1577	086-224-2081
中国地方測量部	部長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-221-9743	082-221-4950	
第2号	陸上自衛隊第13旅団	旅団長	736-0053 安芸郡海田町寿町2-1	082-822-3101	082-822-3101
第3号	広島県教育委員会	教育長	730-8514 広島市中区基町9-42	082-513-4911	082-223-6341
第4号	広島県警察本部	本部長	730-8507 広島市中区基町9-42	082-228-0110	082-228-0009
第5号	広島県	副知事	730-8511 広島市中区基町10-52	082-228-2695	050-3156-3487
		会計管理者	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2113	082-228-3302
		危機管理監	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2786	082-227-2122
		総務局長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2211	050-3156-3479
		地域政策局長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2511	082-224-1977
		環境県民局長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2711	082-227-2549
		健康福祉局長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3030	082-511-6715
		商工労働局長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3311	082-223-6314
		農林水産局長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3511	082-223-3566
		土木建築局長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3811	082-223-3593
		土木建築局都市建築技術審議官	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-4111	082-223-2397
		上下水道部長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-4311	082-228-5670
病院事業管理者	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3234	082-228-5256		
第6号	広島県市長会	広島県市長会長	730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館5階	082-223-6545	082-211-1882
	広島県町村会	広島県町村会長	730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館5階	082-221-3465	082-211-1882
	広島市消防局	広島市消防局長	730-0051 広島市中区大手町5-20-12	082-546-3411	082-247-1645
	福山市消防団	福山市消防団長	720-0825 福山市沖野上町5-13-8	084-928-1193	084-928-1220

法定区分	所属機関名	職名	所属機関の所在地	電話番号	FAX番号	
第7号	独立行政法人国立病院機構 中国四国グループ	総括長	739-0041 東広島市西条町寺家513	082-493-6606	082-493-6616	
	日本銀行広島支店	支店長	730-0011 広島市中区基町8-17	082-227-4100	082-502-0165	
	日本赤十字社広島県支部	事務局長	730-0052 広島市中区千田町2-5-64	082-545-5111	082-240-2741	
	日本放送協会 広島放送局	チーフリード	730-0051 広島市中区大手町2-11-10	082-504-5282	082-504-5286	
	西日本高速道路㈱中国支社	支社長	731-0103 広島市安佐南区緑井2-26-1	082-831-4453	082-831-4576	
	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部	執行役員 中国統括本部長	732-0056 広島市東区上大須賀町15-20	082-261-8873	082-264-3548	
	西日本電信電話㈱中国支店	支店長	730-8502 広島市中区基町6-77	082-511-1377	-	
	日本郵便株式会社中国支社	経営管理本部長 総務部長	730-8797 広島市中区東白島町19-8	082-224-5112	082-228-1434	
	日本通運㈱広島支店	執行役員広島支店長	732-0804 広島市南区西蟹屋3-2-1	082-261-1187	082-263-6081	
	中国電力㈱	地域共創本部長 地域総括本部長	730-8701 広島市中区小町4-33	082-544-2764	082-544-2847	
	㈱NTTドコモ中国支社	ネットワーク部長 災害対策室長	730-8566 広島市中区大手町4-1-8	082-544-1910	082-544-2366	
	広島ガス㈱	代表取締役社長	734-8555 広島市南区皆実町2-7-1	082-251-6289	082-253-2066	
	広島電鉄㈱	代表取締役社長	730-8610 広島市中区東千田町2-9-29	082-242-3521	082-242-3592	
	福山通運㈱	代表取締役社長	721-0974 福山市東深津町4-20-1	084-924-2000	084-931-4865	
	瀬戸内海汽船㈱	常務取締役	734-8515 広島市南区宇品海岸1-13-13	082-255-3342	082-505-0134	
	㈱中国放送	報道制作局長	730-0011 広島市中区基町21-3	082-222-1114	082-222-1186	
	広島県厚生農業協同組合 連合会	常務理事	730-0051 広島市中区大手町3-13-18	082-241-0695	082-245-0487	
	一般社団法人広島県医師会	会長	732-0057 広島市東区二葉の里3-2-3	082-568-1511	082-568-2112	
	第8号	広島県議会	議員	730-8509 広島市中区基町10-52	082-513-4721	082-223-6320
		広島県議会	議員	730-8509 広島市中区基町10-52	082-513-4721	082-223-6320
広島市自主防災会連合会		会長	730-0051 広島市中区大手町5-20-12	082-546-3476	082-249-1160	
広島県女性防火クラブ 連絡協議会		会長	731-0113 広島市中区基町10-52	082-513-2790	082-227-2122	
広島県社会福祉協議会		総務部長	732-0816 広島市南区比治山本町12-2	082-254-3411	082-252-2133	
広島市防災士ネットワーク			739-1732 広島市安佐北区落合南3-6-1	-	082-843-5444	
広島県地域女性団体 連絡協議会		会長	730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階	082-245-7725	082-245-0064	
広島県の男女共同参画 をすすめる会		会長	734-0036 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階 エゾール広島内	-	-	
公益財団法人 広島県男女共同参画財団		理事長	730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階	082-242-5262	082-240-5441	
広島県地域包括・在宅介護 支援センター協議会		副会長	732-0816 広島市南区比治山本町12-2	082-254-3416	082-256-2228	
一般社団法人 広島県保育連盟連合会		副会長	730-8511 広島市中区基町10-52 広島県健康福祉局安心保育推進課内	082-221-1563	-	
公益財団法人 広島県私立幼稚園連盟		副理事長	732-0052 広島市東区光町1-15-21 広島ガーデンバレス4階	082-259-3567	082-259-3570	
広島県PTA連合会		副会長	732-0052 広島市東区光町2-9-14	082-262-1600	082-262-1602	
公益社団法人 広島県看護協議会		会長	730-0803 広島市中区広瀬北町9-2	082-293-3362	082-295-5361	
広島県女性薬剤師会		会長	732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1 広島県薬剤師会館内	-	-	
広島大学		教授	739-8521 広島県東広島市鏡山1-7-1	-	-	
県立広島大学		教授	723-0053 広島県三原市学園町1-1	-	-	

5 広島県防災会議幹事

幹事70名(56機関)

所属機関名	職名	所属機関の所在地	電話番号	FAX番号
中国四国管区警察局	災害対策官	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-228-6411	082-228-3920
中国四国防衛局	地方調整課長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-223-7142	082-223-0336
中国総合通信局	防災対策推進室長	730-8795 広島市中区東白島町19-36	082-222-3398	082-221-0075
中国財務局	総務課長	730-8520 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-221-9221	082-502-3688
中国四国厚生局	企画調整課長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-223-8181	082-223-8155
広島労働局	健康安全課長	730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-221-9243	082-221-9252
中国四国農政局	地方参事官(広島県担当)	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-228-5840	082-228-5817
近畿中国森林管理局	広島森林管理署長	730-0822 広島市中区吉島東3-2-51	082-247-2201	082-247-5822
中国経済産業局	参事官(広報・防災担当)	730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-224-5615	082-224-5640
中国四国産業保安監督部	管理課長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-224-5753	082-224-5650
中国地方整備局	防災室長	730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-221-9231	082-227-2651
	港湾空港防災・危機管理課長	730-0004 広島市中区東白島町14-15 NTTビル 白島ビル13F	082-511-3909	082-511-3910
中国運輸局	安全防災・危機管理課長	730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-228-3434	082-227-9797
大阪航空局広島空港務所	総務課長	729-0416 三原市本郷町善入寺64-34	0848-86-8650	0848-86-8656
広島地方气象台	防災管理官	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-223-3953	082-223-3968
第六管区海上保安本部	警備救難部環境防災課長	734-8560 広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111	082-251-5185
中国四国地方環境事務所	総務課長	700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-223-1577	086-224-2081
中国地方測量部	防災情報管理官	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-221-9743	082-221-4950
陸上自衛隊第13旅団	司令部第3部長	736-0053 安芸郡海田町寿町2-1	082-822-3101	082-822-3101
広島県教育委員会	総務課長	730-8514 広島市中区基町9-42	082-513-4911	082-223-6341
広島県警察本部	警備部危機管理課長	730-8507 広島市中区基町9-42	082-228-0110	082-228-0009
広島県		730-8511 広島市中区基町10-52	082-228-2695	050-3156-3487
	会計管理部会計総務課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2113	082-228-3302
	危機管理監危機管理課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2786	082-227-2122
	総務局総務課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2211	050-3156-3479
	地域政策局地域政策総務課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2511	082-224-1977
	環境県民局環境県民総務課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2711	082-227-2549
	健康福祉局健康危機管理課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3030	082-511-6715
	商工労働局商工労働総務課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3311	082-223-6314
	農林水産局農林水産総務課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3511	082-223-3566
	土木建築局土木建築総務課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3811	082-223-3593
	土木建築局道路河川管理課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3923	082-227-2206
	土木建築局都市計画課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-4111	082-223-2397
	上下水道部上下水道総務課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-4311	082-228-5670
病院事業局県立病院課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3234	082-228-5256	
広島県市長会	事務局長	730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館5階	082-223-6545	082-211-1882
広島県町村会			082-221-3465	
広島市消防局	総務課長	730-0051 広島市中区大手町5-20-12	082-546-3411	082-247-1645
福山市消防団	副団長	720-0825 福山市沖野上町5-13-8	084-928-1193	084-928-1220
独立行政法人国立病院機構中国四国グループ	参事(人事担当)	739-0041 東広島市西条町寺家513	082-493-6606	082-493-6616
日本銀行広島支店	次長	730-0011 広島市中区基町8-17	082-227-4100	082-502-0165
日本赤十字社広島県支部	事業推進課長	730-0052 広島市中区千田町2-5-64	082-545-5111	082-240-2741
日本放送協会広島放送局	コンテンツセンター長	730-0051 広島市中区大手町2-11-10	082-504-5210	082-504-5320
西日本高速道路株式会社中国支社	広島高速道路事務所長	731-0103 広島市安佐南区緑井2-26-1	082-831-4453	082-831-4576
西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部	経営企画部課長	732-0056 広島市東区上大須賀町15-20	082-261-8873	082-264-3548
西日本電信電話株式会社広島支店	災害対策室室長	734-0004 広島市南区宇品神田3-12-11	082-505-4757	082-250-7466
日本郵便株式会社中国支社	経営管理本部総務部担当部長	730-8797 広島市中区東白島町19-8	082-224-5112	082-228-1434
日本通運株式会社広島支店	業務次長	732-0804 広島市南区西蟹屋3-2-1	082-261-1187	082-263-6081
中国電力株式会社	地域共創本部防災グループマネージャー	730-8701 広島市中区小町4-33	082-544-2764	082-544-2847
株式会社NTTコム中国支社	ネットワーク部災害対策担当課長	730-8566 広島市中区大手町4-1-8	082-544-1910	082-544-2366
広島ガス株式会社	常務執行役員 供給設備部長	734-8555 広島市南区皆実町2-7-1	082-252-4078	082-252-3152
広島電鉄株式会社	総務部長	730-8610 広島市中区東千田町2-9-29	082-242-3521	082-242-3592
福山通運株式会社	総務課長	721-0974 福山市東深津町4-20-1	084-924-2000	084-931-4865
瀬戸内海汽船株式会社	運航管理者	734-8515 広島市南区宇品海岸1-13-13	082-255-3342	082-505-0134
中国放送株式会社	報道制作局報道制作センターニュース担当部長	730-0011 広島市中区基町21-3	082-222-1171	082-228-7699
広島県厚生農業協同組合連合会	総務課長	730-0051 広島市中区大手町3-13-18	082-241-0695	082-245-0487
一般社団法人広島県医師会	事務局長	732-0057 広島市東区二葉の里3-2-3	082-568-1511	082-568-2112

所属機関名	職名	所属機関の所在地	電話番号	FAX番号
広島市自主防災会連合会	会長	730-0051 広島市中区大手町5-20-12	082-546-3476	082-249-1160
広島県女性防火クラブ会連絡協議	会長	731-0113 広島市中区基町10-52	082-513-2790	082-227-2122
広島県社会福祉協議会	総務企画課長	732-0816 広島市南区比治山本町12-2	082-254-3411	082-252-2133
広島市防災士ネットワーク	代表世話人	734-0036 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階 エゾール広島内	-	-
広島県地域女性団体連絡協議	事務局長	730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階	082-242-5262	082-240-5441
広島県の男女共同参画をすすめる会	書記	732-0816 広島市南区比治山本町12-2	082-254-3416	082-256-2228
広島県男女共同参画財団	事務局長	730-8511 広島市中区基町10-52 広島県健康福祉局安心保育推進課内	082-221-1563	-
広島県地域包括ケア支援センター協議会		732-0052 広島市東区光町1-15-21 広島ガーデンパレス4階	082-259-3567	082-259-3570
広島県一般社会連盟	事務局長	732-0052 広島市東区光町2-9-14	082-262-1600	082-262-1602
広島県益財団連盟	事務局長	730-0803 広島市中区広瀬北町9-2	082-293-3362	082-295-5361
広島県PTA連合会	事務局長	732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1 広島県薬剤師会館内	-	-
広島県益財団連盟	事務局長	739-8521 広島県東広島市鏡山1-7-1	-	-
広島県女性薬剤師会	副会長	723-0053 広島県三原市学園町1-1	-	-



6 広島県指定地方公共機関一覧

昭和37年12月11日 県告示第887号  
 昭和50年 2月25日 県告示第 58号  
 昭和56年 3月17日 県告示第253号  
 昭和58年 4月28日 県告示第483号  
 昭和63年 1月25日 県告示第 61号  
 平成19年 3月 1日 県告示第193号  
 平成19年 3月 1日 県告示第194号  
 平成25年10月 3日 県告示第746号  
 平成25年12月 2日 県告示第880号

番号	機 関 名	郵便番号	機 関 所 在 地	電話番号
1	広島ガス(株)	734-8555	広島市南区皆実町2-7-1	082-251-2151
2	福山瓦斯(株)	721-8601	福山市南手城町2-26-1	084-931-3111
3	広島電鉄(株)	730-8610	広島市中区東千田町2-9-29	082-242-3521
4	備北交通(株)	727-0011	庄原市東本町3-11-16	0824-72-2122
5	(株)中国バス	720-0824	福山市多治米町6-12-31	084-953-5391
6	芸陽バス(株)	739-0043	東広島市西条西本町21-39	082-424-4721
7	西鉄運輸(株)	731-5107	広島市佐伯区石内1-16-1	082-941-2114
8	山陽トラック(株)	723-0046	三原市明神5-2-1	0848-64-7238
9	双葉運輸(株)	733-0854	広島市西区山田町539番地	082-507-0581
10	たをの海運(株)	734-0011	広島市南区宇品海岸2-15-17	082-251-5331
11	瀬戸内海汽船(株)	734-8515	広島市南区宇品海岸1-13-13	082-255-3342
12	マツダロジスティクス(株)	734-0032	広島市南区楠那町3-19	082-251-3251
13	(株)中国放送	730-0011	広島市中区基町21-3	082-222-1141
14	広島テレビ放送(株)	732-8575	広島市東区二葉の里3-5-4	082-207-0424
15	広島県厚生農業協同組合連合会	730-0051	広島市中区大手町3-13-18	082-241-0695
16	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部広島県済生会	731-4311	安芸郡坂町北新地2-3-10	082-884-2566
17	一般社団法人広島県医師会	732-0057	広島市東区二葉の里3-2-3	082-568-1511
18	(株)広島ホームテレビ	730-8552	広島市中区白島北町19-2	082-221-7111
19	(株)テレビ新広島	734-8585	広島市南区出汐2-3-19	082-256-2200
20	広島エフエム(株)	734-0007	広島市南区皆実町1-8-2	082-251-2200

7 防災関係機関の防災事務担当部署

(1) 広島県防災会議構成機関，指定地方公共機関及び公共金融機関

所属機関名	防災担当部課名等	係名等	電話番号	FAX番号
中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部 災害対策官	災害対策係	082-228-6411	082-228-3920
中国四国防衛局	企画部地方調整課	—	082-223-7142	082-223-0336
中国総合通信局	防災対策推進室	—	082-222-3398	082-221-0075
中国財務局	総務部総務課	—	082-221-9221	082-502-3688
中国四国厚生局	総務課	—	082-223-8181	082-223-8155
広島労働局	労働基準部健康安全課	—	082-221-9243	082-221-9252
中国四国農政局 広島県拠点	地方参事官室	—	082-228-9676	082-228-5817
近畿中国森林管理局				
広島森林管理署	総務グループ	—	082-247-2201	082-247-5822
広島北部森林管理署	総務グループ	—	0824-62-2155	0824-62-2156
中国経済産業局	総務企画部総務課	—	082-224-5615	082-224-5640
中国四国産業保安監督部	管理課	—	082-224-5753	082-224-5650
中国地方整備局				
企画部	防災室	—	082-221-9231	082-227-2651
広島港湾・空港整備事務所	総務課	—	082-254-6411	082-505-0107
中国運輸局	総務部安全防災・危機 管理課	—	082-228-3439	082-227-9797
大阪航空局 広島空港事務所	総務課	—	0848-86-8650	0848-86-8656
広島地方气象台	—	—	082-223-3953	082-223-3968
第六管区海上保安本部	警備救難部環境防災課	第一災害対策係	082-251-5111 (内線 3315)	082-251-5185
中国四国地方環境事務所	総務課	—	086-223-1577	086-224-2081
陸上自衛隊第13旅団	司令部第3部	防衛班	082-822-3101 (内線 2412)	082-822-3101 (内線 2457)
海上自衛隊呉地方総監部	防衛部第3幕僚室	防災主任	0823-22-5511 (内線 2823)	0823-22-5692

所属機関名	防災担当部課名等	係名等	電話番号	FAX番号
広島県教育委員会	管理部総務課	総務係	082-513-4911	082-223-6341
広島県警察本部	警備部危機管理課	—	082-228-0110 (内線 5781)	082-228-0009
広島県	会計管理部 会計総務課	総務グループ	082-513-2113	082-228-3302
	危機管理監 危機管理課	危機対策グループ	082-513-2786	082-227-2122
	総務局 総務課	総務グループ	082-513-2211	050-3156-3479
	地域政策局 地域政策総務課	総務グループ	082-513-2511	082-224-1977
	環境県民局 環境県民総務課	総務グループ	082-513-2711	082-227-2549
	健康福祉局 健康危機管理課	健康危機管理 体制整備グループ	082-513-3030	082-511-6715
	商工労働局 商工労働総務課	総務グループ	082-513-3311	082-223-6314
	農林水産局 農林水産総務課	総務グループ	082-513-3511	082-223-3566
	土木建築局 土木建築総務課	総務グループ	082-513-3811	082-223-3593
	土木建築局 道路河川管理課	河川砂防管理グループ	082-513-3923	082-227-2206
	土木建築局 河川課	河川企画グループ	082-513-3929	082-227-2206
	土木建築局 砂防課	砂防企画グループ	082-513-3942	082-223-2443
	土木建築局 都市計画課	都市総務グループ	082-513-4111	082-223-2397
	上下水道部 上下水道総務課	総務グループ	082-513-4311	082-228-5670
病院事業局 県立病院課	総務グループ	082-513-3234	082-228-5256	

所属機関名		防災担当部課名等	係名等	電話番号	FAX番号
広島県市長会		事務局	—	082-223-6545	082-211-1882
広島県町村会		事務局	—	082-221-3465	082-211-1882
日本銀行広島支店		文書課	—	082-227-4100	082-502-0165
日本赤十字社広島県支部		事業課	—	082-545-5111	082-240-2741
日本放送協会 広島放送局		コンテンツセンター (取材)	—	082-504-5210	082-504-5320
西日本高速道路(株) 中国支社		保全サービス事業部	保全サービス統括課	082-831-4453	082-831-4576
西日本旅客鉄道(株)	広島支社	総務課	—	082-261-8873	082-264-3548
	岡山支社	岡山土木技術センター	—	086-223-0180	086-223-2078
	米子支社	施設課	土木防災	0859-32-8105	0859-32-5830
	新幹線鉄道事業本部	広島新幹線土木技術センター 岡山新幹線土木技術センター	—	082-263-3115 086-225-7012	082-263-3116 086-223-4995
西日本電信電話(株) 中国支店		災害対策室	—	082-511-1377	082-250-7466
日本郵便(株)中国支社		経営管理本部 総務・人事部	企画担当	082-224-5112	082-228-1434
日本通運(株)広島支店		業務	—	082-261-1187	082-263-6081
中国電力(株)		地域共創本部	防災グループ	082-544-2764	082-544-2847
(株)N T T ドコモ 中国支社		災害対策室	—	082-544-1910	082-544-2366
広島ガス(株)		総務部	総務グループ	082-252-3001	082-253-3117
		供給設備部	防災推進グループ	082-252-3122	082-252-3152
福山ガス(株)		供給部	—	084-931-3111	084-923-1171
広島電鉄(株)		総務部 総務課	—	082-242-3521	082-242-3592
備北交通(株)		総務課	—	0824-72-2122	0824-72-5607
(株)中国バス		総務課	—	084-953-5391	084-953-5390
芸陽バス(株)		総務課	—	082-424-4721	082-424-4724
西鉄運輸(株)広島支店		総務課	—	082-941-2114	082-941-5524
山陽トラック(株)		総務課	—	0848-64-7238	0848-64-0408
福山通運(株)		総務課	—	084-924-2000	084-931-4865

所属機関名		防災担当部課名等	係名等	電話番号	FAX番号
双葉運輸(株)本社		—	—	082-507-0555	082-507-0558
たをの海運(株)		総務部	—	082-251-5331	082-252-2500
瀬戸内海汽船(株)		運航管理	—	082-255-3342	082-505-0134
マツダロジスティクス(株)		総務部	—	082-251-3251	082-255-1623
(株)中国放送		総務局総務部	—	082-222-1112	082-222-1131
広島テレビ放送(株)		総務人事部	—	082-207-0424	082-567-8618
広島県厚生農業協同組合連合会		総務部総務課	—	082-241-0695	082-245-0487
社会福祉法人恩賜財団済生会支部広島県済生会		事務部総務課	—	082-884-2566	082-820-1746
一般社団法人広島県医師会		事務局	—	082-568-1511	082-568-2112
独立行政法人国立病院機構中国四国グループ		人事担当部門	総務係	082-493-6606	082-493-6616
(株)広島ホームテレビ		総務部	—	082-221-4963	082-221-4905
(株)テレビ新広島		企画総務局総務部	—	082-256-2200	082-253-1203
広島エフエム放送(株)		管理部	—	082-251-2200	082-255-6633
(株)日本政策金融公庫 (日本民生活金融事業)	広島支店	総括室	—	082-244-2231	082-242-1546
	呉支店	総務課	—	0823-24-2600	0823-21-5462
	尾道支店	総務課	—	0848-22-6111	0848-22-7004
	福山支店	総務課	—	084-922-6550	084-932-2083
独立行政法人住宅金融支援機構中国支店		営業推進グループ	—	082-221-8654	082-227-4196
		総務課	—	082-221-8694	082-223-1621
(株)日本政策金融公庫広島支店(中小企業事業)		融資総括	—	082-247-9151	082-241-1805

(2) 市町・消防本部(局)

令和5年4月1日現在

No.	市町名	衛星通信番号	NTT電話番号 (代表電話)	NTTファクシミリ	No.	市町名	衛星通信番号	NTT電話番号 (代表電話)	NTTファクシミリ
1	広島市	7-7-201-812211	082-245-2111	082-504-2069	13	安芸高田市	7-7-381-422	0826-42-5611 0826-42-2111	0826-42-4376
2	呉市	7-7-202-110	0823-25-3564 0823-25-3100	0823-21-8849	14	江田島市	7-7-328-4311	0823-40-2218 0823-40-2211	0823-40-2072
3	竹原市	7-7-203-265	0846-22-7719 0846-22-2270	0846-22-8579	15	府中町	7-7-302-402	082-286-3242 082-286-3111	082-286-4022 082-286-3199
4	三原市	7-7-204-1311	0848-67-6066 0848-64-2111	0848-67-6164	16	海田町	7-7-304-231	082-823-9208 082-822-2121	082-823-7927 082-823-9203
5	尾道市	7-7-205-311	0848-25-7216	0848-37-2740	17	熊野町	7-7-307-361	082-820-5600	082-854-6351
6	福山市	7-7-207-2084	084-921-2111	084-926-0845	18	坂町	7-7-309-281	082-820-1506 082-820-1500	082-820-1522
7	府中市	7-7-208-225	0847-43-7211 0847-43-7111	0847-46-3450	19	安芸太田町	7-7-363-102	0826-28-2111	0826-28-1622
8	三次市	7-7-209-1321	0824-62-6116 0824-62-6111	0824-62-6137 0824-62-2951	20	北広島町	7-7-366-1229	050-5812-2111	0826-72-5242
9	庄原市	7-7-210-2020	0824-73-1111	0824-72-3322	21	大崎上島町	7-7-428-114	0846-65-3111	0846-65-3198
10	大竹市	7-7-211-355	0827-59-2111	0827-57-7130	22	世羅町	7-7-461-216	0847-22-1111	0847-22-2768
11	東広島市	7-7-212-1522	082-422-2111	082-422-4021	23	神石高原町	7-7-544-123	0847-89-3330	0847-85-3394
12	廿日市市	7-7-213-1341	0829-20-0001	0829-32-1059					
①	広島市消防	7-7-701-71391	082-246-8211 082-546-3456	082-247-1645 082-542-1007	⑨	府中町消防	7-7-606-705	082-286-3119	082-288-6337
②	呉市消防	7-7-623-394	0823-26-0119	0823-26-0309	⑩	北広島町消防	7-7-619-6536	0826-72-0119	0826-72-7172 0826-72-5145
③	三原市消防	7-7-610-2932	0848-62-2101	0848-62-5119	⑪	備北地区消防	7-7-609-142	0824-63-1191	0824-63-3446
④	大竹市消防	7-7-616-216	0827-54-0119	0827-53-2928	⑫	尾道市消防	7-7-611-511	0848-55-0119	0848-55-9130
⑤	東広島市消防	7-7-621-88391	082-422-0119	082-423-8243	⑬	福山地区消防	7-7-614-1511	084-928-1190 084-928-1193	084-921-9357 084-928-1220
⑥	廿日市市消防	7-7-617-911	0829-32-8111	0829-31-2739 0829-32-4119					
⑦	安芸高田市消防	7-7-608-713	0826-42-0931	0826-42-0877					
⑧	江田島市消防	7-7-622-232	0823-40-0119	0823-42-1965					

(注) 1 衛星通信局の内線番号(7-7-〇〇〇-内線番号)は、防災担当(概ね総務課)のみ記載している。

その他の内線番号及びFAX番号については、電話番号簿を参照すること。

2 広島市は、総務課の番号、広島市消防は代表番号及び警防課指令係の番号である。

## 8 広島県災害対策本部条例

（昭和37年10月1日  
条例第39号）

広島県災害対策本部条例をここに公布する。

広島県災害対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき同条第1項の規定により設置する広島県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部長等の職務）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（災害対策本部）

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年7月5日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月10日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 9 広島県防災対策基本条例

〔平成21年3月24日〕  
条例第1号

広島県防災対策基本条例をここに公布する。

広島県防災対策基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 災害予防対策

第一節 県民の役割（第十一条—第十五条）

第二節 事業者の役割（第十六条）

第三節 自主防災組織の役割（第十七条—第二十一条）

第四節 県及び市町等の役割（第二十二条—第三十八条）

第三章 災害応急対策

第一節 県民の役割（第三十九条・第四十条）

第二節 事業者の役割（第四十一条・第四十二条）

第三節 自主防災組織の役割（第四十三条）

第四節 災害ボランティアの役割（第四十四条）

第五節 県及び市町等の役割（第四十五条—第四十九条）

第四章 復旧及び復興対策

第一節 県民の役割（第五十条）

第二節 事業者の役割（第五十一条・第五十二条）

第三節 自主防災組織の役割（第五十三条）

第四節 災害ボランティアの役割（第五十四条）

第五節 県及び市町の役割（第五十五条）

附則

災害から生命、身体や財産を守り、安心して安全に暮らすことは、わたしたちの共通の願いである。

しかし、近年、大規模な地震発生の切迫性が高まっており、また、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化、更に少子高齢化の進行等による地域における防災力の低下が懸念されている。

特に、全国で最多の土砂災害警戒区域等を有する本県においては、ひとたび災害が起これば、その被害は甚大なものとなることも想定される。

このような被害を軽減するため、県、市町等が、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、積極的に防災対策を推進していく中で、より一層被害の軽減を図るためには、県、市



町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」の取組が不可欠である。

ここに、わたしたちは、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等それぞれが自らの役割を認識し、相互に連携して防災対策を実施することにより、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築し、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策並びに復旧及び復興対策における県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町の役割又は責務を明らかにすることにより、防災協働社会の構築に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- 三 防災対策 防災のために行う対策をいう。
- 四 自主防災組織 地域住民が自主的に連帯し、防災に関する活動を行う組織をいう。
- 五 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の特に配慮を要する者をいう。
- 六 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- 七 災害ボランティア 災害発生後において、被災者の生活支援等の災害救援活動を行う個人又は団体をいう。
- 八 避難情報 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保をいう。

### (基本理念)

第三条 防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等が、男女双方の視点、要配慮者への支援等に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

(県民の役割)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携し、及び協力して防災対策を行うよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保するとともに、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自主防災組織等が行う防災に関する活動並びに県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の役割)

第六条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域における防災に関する活動を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(災害ボランティアの役割)

第七条 災害ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策並びに復旧及び復興対策が効果的に実施されるよう、災害ボランティアの活動の支援を目的としている団体、自主防災組織、県、市町等と連携し、被災者の求めに応じたきめ細かな支援に努めるものとする。

(市町の役割)

第八条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織及び国、県その他の関係機関と連携し、防災対策の推進に努めるものとする。

(県の責務)

第九条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関と連携し、防災対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア及び市町が実施する防災対策への支援に努めるものとする。

2 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

(ひろしま防災の日及びひろしま防災月間)

第十条 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の推進を図るため、ひろしま防災の日及びひろしま防災月間を設ける。

2 ひろしま防災の日は、六月二十九日とし、ひろしま防災月間は、六月とする。

第二章 災害予防対策

## 第一節 県民の役割

(防災知識の習得等)

第十一条 県民は、防災に関する訓練及び研修への積極的な参加に努めるとともに、災害の発生原因となる自然現象（以下この章において「災害発生現象」という。）の特徴、予測される被害及び必要な備え並びに災害発生時等にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害等災害に関する情報（以下この章において「地域災害関連情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

3 県民は、あらかじめ災害発生現象の態様及び地域災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路及び避難方法並びに家族との連絡方法を確認しておくよう努めるものとする。

(自主防災組織への参加等)

第十二条 県民は、地域における防災に関する活動を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(避難行動要支援者からの情報の提供)

第十三条 避難行動要支援者は、自主防災組織、市町等に対し、あらかじめ避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

(生活物資の備蓄等)

第十四条 県民は、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資の備蓄及び点検並びにラジオ等の情報収集の手段の確保に努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

2 県民は、災害を未然に防止し、及び災害発生時の被害の拡大を防止するために必要な消火器その他の資機材を整備するよう努めるものとする。

(建築物の安全性の確保等)

第十五条 建築物の所有者は、当該建築物について、耐震診断及びその結果に基づく耐震改修等の適切な措置を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を実施するよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下この項において「工作物等」という。）の設置者は、当該工作物等の適切な安全点検及び維持管理の実施に努めるとともに、耐震性を確保するために必要な措置の実施に努めるものとする。

## 第二節 事業者の役割

第十六条 事業者は、災害発生時における来所者、従業者及び周辺地域住民等の安全の確保並びに事業を継続するための計画の策定及び計画を実施するための体制の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、防災に関する訓練及び研修を積極的に実施するよう努めるとともに、自主防災組織、県及び市町が実施する訓練及び研修に参加し、又は従業者を参加させるよう努めるものとする。

### 第三節 自主防災組織の役割

(防災意識の啓発等)

- 第十七条 自主防災組織は、地域における防災意識の啓発及び高揚を図るための防災に関する訓練及び研修の実施に努めるとともに、県、市町等が行う防災に関する訓練及び研修への積極的な参加に努めるものとする。

(地域災害関連情報の確認等)

- 第十八条 自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、及び地域災害関連情報を確認し、あらかじめ災害発生現象の態様及び当該地域災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路、避難方法等を把握するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、前項の規定により把握した情報その他の防災に関する情報を掲載した地図の作成及びその周知に努めるものとする。

(避難行動要支援者の支援等)

- 第十九条 自主防災組織は、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、市町、民生委員児童委員（民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童委員をいう。第四十三条において同じ。）等と連携し、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、前項の規定により把握した避難行動要支援者に関する情報の漏えい及び目的外利用を防止し、当該情報を適正に管理するものとする。

- 3 自主防災組織は、避難行動要支援者が行う災害予防対策の支援に努めるものとする。

(避難情報への対応の準備)

- 第二十条 自主防災組織は、避難情報が発令された場合に避難が円滑に行われるよう、あらかじめ市町と役割分担について協議し、及び構成員の役割分担を設定しておくよう努めるものとする。

(物資の備蓄等)

- 第二十一条 自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検の実施に努めるものとする。

### 第四節 県及び市町等の役割

(防災意識の啓発等)

- 第二十二条 県及び市町は、自主防災組織及び関係機関と連携し、県民等に対する防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。

(学校等における防災に関する教育の実施)

第二十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（第三十八条第一項及び第四十七条において「学校」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第四十七条において「幼保連携型認定こども園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（第四十七条において「保育所」という。）の設置者又は管理者は、幼児、児童、生徒及び学生に対する防災に関する教育の実施に努めるものとする。

（防災訓練等の実施）

第二十四条 県及び市町は、県民、事業者、自主防災組織及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を実施するよう努めるものとする。

（災害に関する情報の提供等）

第二十五条 市町は、地域災害関連情報及び適切な避難時期の判断に必要な情報を住民に提供するよう努めるとともに、災害想定区域、避難場所、避難路等災害に関する総合的な資料を図面に表示した地図（第三十九条第一項において「ハザードマップ」という。）の作成及び住民への周知に努めるものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

3 県及び市町は、災害状況を記録し、公表するものとする。

（自主防災組織への支援）

第二十六条 市町は、自主防災組織の結成及び活動の支援に努めるものとする。この場合において、自主防災組織の結成を目指す者及び自主防災組織の中心となって活動する者の育成について特に配慮するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

（避難行動要支援者の支援体制の整備）

第二十七条 市町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会（民生委員法第二十条第一項に規定する民生委員協議会をいう。）その他の関係機関と連携し、避難行動要支援者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

2 市町は、関係機関と連携し、福祉避難所（要配慮者のうち避難場所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための条件を満たす避難所をいう。）を確保するよう努めるものとする。

3 県は、前二項の規定による施策の実施を支援するものとする。

（災害ボランティアの活動環境の整備等）

第二十八条 県及び市町は、災害発生時に災害ボランティアの活動が円滑に実施されるよう、災害ボランティアの活動及びその支援を目的としている団体と、平常時から連携に努めるとともに、災害ボランティアの活動への参加に関する啓発及びボランティア活動を行うために必要な知識の普及に努めるものとする。

(避難計画の作成等)

第二十九条 市町は、自主防災組織と連携し、災害発生現象の態様及び地域の特性を考慮した避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合において、早期に避難行動を開始することを求める避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他の避難のために必要な事項を明示するよう努めるものとする。

2 市町は、避難場所の運営について、あらかじめその所有者又は管理者及び自主防災組織と連携し、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成しておくよう努めるものとする。

3 市町は、自主防災組織及び関係機関と連携し、第一項の避難計画を住民に周知するよう努めるものとする。

(医療救護体制の整備)

第三十条 市町は、関係医師会と連携し、医療救護活動に関する計画の作成に努めるとともに、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項の医療救護体制を支援するため、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めるものとする。

(公衆衛生の確保のための体制整備)

第三十一条 県及び市町は、関係機関と連携し、感染症の発生の予防、まん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制の整備に努めるものとする。

(輸送体制の整備)

第三十二条 県は、緊急輸送路の指定、関係事業者等との協定の締結等災害発生時における備蓄物資等の輸送体制の整備に努めるものとする。

(他の地方公共団体等との連携体制の整備)

第三十三条 市町は、他の市町村等との間で応援協定等を締結するなど、連携して活動するための体制の整備に努めるものとする。

2 県は、他の都道府県等との間で広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

(消防団及び水防団の充実等)

第三十四条 市町は、地域の防災対策において重要な役割を担う消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(情報収集伝達体制の整備)

第三十五条 市町は、住民への災害及び避難に関する情報の提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手手段の整備及び確保に努めるものとする。

2 市町は、災害により、帰宅することが困難となった者及び移動の途中で目的地に到達することが困難となった者(第四十二条及び第四十五条においてこれらの者を「帰宅困難者」

という。)に対する必要な情報の提供体制の整備に努めるものとする。

- 3 県は、気象情報、被害その他の災害に関する情報（以下この項及び次項において「災害情報等」という。）の入手手段並びに災害情報等を市町及び関係機関へ提供するための手段を整備し、又は確保しておくものとする。
- 4 県及び市町は、あらかじめ報道機関との間で協定を締結するなど、災害情報等の提供体制の整備に努めるものとする。

（防災及び危機管理体制の整備）

第三十六条 県及び市町は、災害に迅速かつ的確に対応するための防災及び危機管理体制の整備に努めるものとする。

- 2 県及び市町は、職員に対する災害及び防災に関する知識並びに災害発生時等にとるべき行動の習得並びに防災意識の高揚を図るための訓練、研修等を実施するものとする。

（物資等の備蓄等）

第三十七条 県及び市町は、災害の発生に備え、応急対策に必要な物資及び資機材の備蓄に努めるとともに、関係事業者との間で協定を締結するなど、物資等の調達体制の整備に努めるものとする。

（公共施設の整備）

第三十八条 県及び市町は、防災対策の拠点となる庁舎、消防署、警察署等の施設及び避難場所として使用される学校等の施設について、計画的な耐震化の推進に努めるものとする。

- 2 県及び市町は、道路、公園、河川、港湾、砂防施設等について、防災上の観点から、定期的な点検及び計画的な整備に努めるものとする。

### 第三章 災害応急対策

#### 第一節 県民の役割

（避難の実施）

第三十九条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害に関する情報に留意し、ハザードマップ及び第十八条第二項の地図の活用等により自ら必要と判断したとき又は避難情報の発令があったときは、速やかに、かつ、互いに助け合い、避難するよう努めるものとする。

- 2 避難場所を利用する者は、第二十九条第二項の行動基準に従い、互いに協力して共同生活を営むとともに、避難情報が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。

（車両使用の自粛等）

第四十条 県民は、災害発生時において、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、迅速な災害応急対策の実施の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

#### 第二節 事業者の役割

(来所者等の安全の確保)

第四十一条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来所者及び従業員の安全を確保するとともに、自主防災組織等と連携し、周辺地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者の救出救護、災害に関する情報の収集及び提供等を行い、周辺地域住民等の安全を確保するよう努めるものとする。

(帰宅困難者対策への協力)

第四十二条 事業者は、災害発生後の交通状況等を勘案し、必要に応じ、従業員への帰宅の一時見合せの呼びかけ等帰宅困難者の発生抑制に努めるものとする。

2 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、事業所の規模及び業態に応じ、一時的な避難場所の提供その他の支援に努めるものとする。

第三節 自主防災組織の役割

第四十三条 自主防災組織は、市町、民生委員児童委員等と連携し、地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食等地域における災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。

第四節 災害ボランティアの役割

第四十四条 災害ボランティアは、県、市町、自主防災組織等と連携し、被災者の生活支援等被災地において求められる災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。

第五節 県及び市町等の役割

(情報の収集及び提供)

第四十五条 県及び市町は、速やかに、災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。

(自主防災組織等の活動支援)

第四十六条 市町は、自主防災組織及び災害ボランティアによる防災に関する活動に必要な場所、情報等を提供するよう努めるものとする。

(学校等における児童等の安全の確保)

第四十七条 学校、幼保連携型認定こども園及び保育所の設置者又は管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乳幼児、児童、生徒及び学生の安全の確保に努めるものとする。

(災害応急対策のための体制の確立等)

第四十八条 県及び市町は、避難、救助、医療等の災害応急対策を実施するための体制の迅速な確立及び当該対策の的確な実施に努めるものとする。

(市町への応援)

第四十九条 県は、市町からの応援及び応急措置の実施要請に対し、速やかに、対応するものとする。

第四章 復旧及び復興対策

第一節 県民の役割



第五十条 県民は、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町と協働して、自らの生活を再建し、地域社会を再生するよう努めるものとする。

2 県民は、循環型社会を形成する観点から、廃棄物の発生を抑制するよう努めるものとする。

## 第二節 事業者の役割

(雇用の場の確保等)

第五十一条 事業者は、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

(生活に不可欠な施設の復旧)

第五十二条 水道、下水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の設置者又は管理者は、相互に情報の共有を図りながら、速やかに、復旧対策を実施するよう努めるものとする。

## 第三節 自主防災組織の役割

第五十三条 自主防災組織は、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。

## 第四節 災害ボランティアの役割

第五十四条 災害ボランティアは、被災者の生活再建が円滑に行われるよう、災害ボランティアの活動の支援を目的としている団体、県、市町等と連携し、被災者の意向に配慮した支援を実施するよう努めるものとする。

## 第五節 県及び市町の役割

第五十五条 県及び市町は、大規模な災害後の復旧及び復興に当たっては、住民の参画を図りながら、公共施設の計画的な復旧を行うとともに、被災者の生活再建、地域経済の復興等に関する計画を策定するよう努めるものとする。

2 県及び市町は、被災者の意向も踏まえながら、国その他の関係機関と連携し、前項の計画に定めた復旧及び復興対策を円滑に実施するよう努めるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月一六日条例第三号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月一二日条例第一七号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 10 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例

〔 令和27年3月16日  
 条例第1号 〕

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例をここに公布する。

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例

本県は、これまで広島県防災対策基本条例を制定し、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助それぞれの役割分担と相互の連携の下、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」の構築を目指し、計画的な防災施設の整備及び防災意識の醸成等による防災対策を推進してきた。

災害による被害をより一層軽減するためには、県が防災・減災対策をこれまで以上に強力に推進していくことに加え、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、自助、共助、公助が相互に連携し、一体となって取り組む必要がある。

そのため、「災害死をゼロにする」という新たな目標を掲げ、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、行政等が一体となって広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動に取り組むことにより、災害に強い広島県の実現を目指す。

(目的)

第一条 この条例は、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動（以下「県民総ぐるみ運動」という。）を展開することにより、減災の推進を図り、もって災害に強い広島県の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 広島県防災対策基本条例（平成二十一年広島県条例第一号）第二条第一号に規定する災害をいう。
- 二 防災 広島県防災対策基本条例第二条第二号に規定する防災をいう。
- 三 減災 災害時の被害をできる限り軽減することをいう。
- 四 自主防災組織等 広島県防災対策基本条例第二条第四号に規定する自主防災組織その他の地域における活動を行う者の集まりをいう。
- 五 避難情報 広島県防災対策基本条例第二条第八号に規定する避難情報をいう。

(基本方針)

第三条 県民総ぐるみ運動は、県民及び自主防災組織等が次に掲げる行動目標を実現することができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、市町及び県が災害対策基本法（昭和

三十六年法律第二百二十三号)、広島県防災対策基本条例及びこの条例の趣旨を踏まえて取り組むとともに、相互に連携し、及び一体的に推進するものとする。

一 次に掲げる災害から命を守るための行動目標

イ 地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動をとるために必要な情報を知ること。

ロ 災害発生危険性を察知すること。

ハ 自ら判断して災害の種類に応じた適切な行動をとること。

二 次に掲げる平常時から災害に備えるための行動目標

イ 災害及び防災について学ぶこと。

ロ 非常持ち出し品等の準備及び地域における人のつながりを強めることにより災害に備えること。

(県民の役割)

第四条 県民は、基本方針にのっとり、前条に規定する行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努めるものとする。

(自主防災組織等の役割)

第五条 自主防災組織等は、基本方針にのっとり、第三条に規定する行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第三条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努めるものとする。

(市町の役割)

第七条 市町は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第三条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努めるものとする。

(県の責務)

第八条 県は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第三条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動を積極的に推進するものとする。

2 県は、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が相互に連携及び協働して取り組む県民総ぐるみ運動を総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれが積極的に県民総ぐるみ運動に参画し、又は推進することを促進するものとする。

(地域において想定される災害の危険性等を知る取組)

第九条 第三条第一号イに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、あらかじめ、次に掲げる情報を収集することにより、地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動を知るよう努めるものとする。

一 日常生活を営む地域における災害想定区域及び想定される被害等に関する情報

二 災害の種類に応じた避難場所、避難経路及び避難等の行動等並びに気象等に関する情報

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、及び多様な手段を講じることにより、県民及び自主防災組織等が前項に掲げる情報の意味及び収集の方法について知ることができるようにするとともに、当該情報の意味が理解されるよう努めるものとする。

(災害発生の危険性を察知する取組)

第十条 第三条第一号ロに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、次に掲げる情報を速やかに収集することにより、災害発生の危険性を察知するよう努めるものとする。

一 雨量、河川の水位、注意報及び警報、土砂災害警戒情報等の情報

二 避難情報等の情報

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が災害発生の切迫性を確認することができるよう、前項に掲げる情報を迅速かつ確実に伝達するよう努めるものとする。

(自ら判断して災害の種類に応じた適切な行動をとる取組)

第十一条 第三条第一号ハに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、第九条第一項及び前条第一項に掲げる情報に基づき自ら判断して、災害の種類に応じた避難等の行動及び地域の住民が互いに助け合う行動その他の災害の種類に応じた適切な行動をとるよう努めるものとする。

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に規定する災害の種類に応じた適切な行動をとる上で必要となる知識及び避難等の行動等を習得するため、防災に関する研修及び訓練等を実施するよう努めるものとする。

(災害及び防災について学ぶ取組)

第十二条 第三条第二号イに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、防災に関する研修及び訓練等へ参加し、地域において想定される災害の危険性及び災害発生の危険性を察知する方法並びに災害の種類に応じた適切な行動等について、平常時から学ぶよう努めるものとする。

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に規定する地域において想定される災害の危険性等の知識を習得することができるよう、分かりやすい防災に関する研修の実施に努めるとともに、実践的な行動力を習得することができるような防災に関する訓練等を実施するよう努めるものとする。

(災害に備える取組)

第十三条 第三条第二号ロに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、平常時から次に掲げる取組を行うとともに、地域における人のつながりを強めることにより、災害に備えるよう努めるものとする。

一 建物の耐震化、家具の転倒防止対策等の実施

二 懐中電灯その他の避難時に持ち出す非常持ち出し品等の準備

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に掲げる取組を行うことができるよう、広報活動の充実等を通じてその推進に努めるとともに、地域の住民が互いに助け合う行動をとることができるよう、自主防災組織等の防災に関する活動の活発化の促進に努めるものとする。

(行動計画)

第十四条 県は、県民総ぐるみ運動の総合的かつ計画的な推進を図るため、行動計画を策定するものとする。

(推進体制)

第十五条 県は、県民総ぐるみ運動を総合的かつ一体的に推進するため、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が参画した推進体制を整備するものとする。

2 県は、毎年度、当該年度の前年度における県民総ぐるみ運動に関する主な施策の推進状況について議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月一二日条例第一七号）

この条例は、公布の日から施行する。

1 1 過去の主な災害の概況

発生年月日	種別	気象値(広島)			人的被害			家屋被害				家屋被害				土木被害				農地被害				その他の被害		備考
		最大風速	最低気圧	雨量	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	流失	一部損壊	床上浸水	床下浸水	非住家	橋梁流失	道路損壊	堤防決壊	がけ崩れ	流失		冠水		鉄道	船		
		(m/s)	(hPa)	(mm)	(人)	(人)	(人)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(ヶ所)	(ヶ所)	(ヶ所)	(ヶ所)	(ha)	畑	田	畑	(ヶ所)	(隻)		
明治 17. 8. 25	台風		970.6	74.6	181	60		1,201	1,554		8					286	1,716							412	被害詳細不明	
17. 9. 7	"		991.0	102.7				47	33		282						86								"	
24. 9. 14	"	23.6	980.3	55.2					117						5										"	
26. 10. 14	"	23.5	990.5	146.0				20,281							(破損) 1,808	(破損) 8,783										
28. 7. 24	"	27.1	990.6	43.1	5	2	12	98		228					2		43							112		
29. 8. 18	"	14	969.1	36.9	1	8	1	312	161		2,584				42		56									
33. 8. 19	"	32.8	976.2	108.1	3	16	1	84	65	103	1,406		123		40	400	105									
35. 8. 10~11	"	12.4	985.3	63.6	90	43	4	189	222	134	917		2,042	3,927	399	2,309	615									
35. 9. 7~8	"	14.5	983.0	14.1																					被害不明	
37. 4. 24~26	低気圧	8.7	1,007.9	183.9																					"	
38. 6. 2	地震				11	160		56	187																安芸灘 M 7.6	
38. 8. 9	台風	15.8	996.7	140.2	不明																					
39. 10. 24	"	8.7	994.9	51.1	"																					
41. 6. 22~23	"	3.7	997.4	72.0	"																					
43. 9. 6	"	18.1	999.7	252.3	"																					
大正 3. 6. 3	"	25.3	988.3	68.3	6	4		34			44	23			15	7	2				212			13		
3. 8. 25~26	"	19.4	990.2	45.3	3	1		9		1	10	110			63	133					64		2	33		
3. 9. 14	"	11.7	990.7	44.0		2	3	70			17	10			7	3	8	5							4	
4. 9. 8~9	"	16	973.0	33.8	2	3		62	197	31		1	5		149	62	1								198	
4. 10. 7~8	"	11.3	985.5	35.1				1				7	2	3	9	6	4								4	
6. 9. 14~15	"	5	1,006.0	47.0	不明							111		8	22	14					245	81				
7. 7. 12	"	14.9	963.4	183.2	3	3		30			66	559	71	34		3					2,061	650	2	19		
8. 7. 1~4	梅雨	2.1	1,008.2	278.1	3	7		15	14			270		7		(25)258										
9. 8. 14~17	台風	5.1	1,001.6	94.7	26	15		60	69			531	2,789	57	280	98	188	42			871					
9. 8. 21	"	6.1	991.1	56.7	1	3		12	2			82		1	7	6		1			210					
10. 6. 14~18	低気圧	4.8	1,000.7	203.2	8	7		15	14			270		7	74	258		2			871					
10. 7. 13	台風	6.9	1,001.0	31.2	2	7		24	5	2	273	273	755	85	225	64		11			134					
12. 6. 20~22	"	4.6	988.3	439.2																					被害不明	
15. 7. 5~7	前線	2.7	1,002.0	167.6	10							1,000					35				1,500					
15. 9. 10~11	"	2.5	1,012.4	355.7	49	32	52			242															被害詳細不明	
昭和 3. 6. 23~11	低気圧	7.4	1,000.7	156.7	8	3		19	60	61		4,401		280	1,004		41	295			3,088				1	
3. 8. 30	台風	7.6	986.2	56.1	8	2	2	49	33	7		101	1,975	2	154	54	2					38			18	
5. 8. 12	"	7.8	994.9	228.4	2		1	9				3,630		24	52	26				589					65	
8. 10. 20	"	5.8	985.8	98.5		1		10	4	1		53	1,651		61	16									3	
9. 9. 21	台風	12.6	983.7	91.6	12	12	2	425	265	14		378		50	108	29									234	
10. 6. 27~30	梅雨	16.4	1,000.0	294.9	7	4	1	26	74	12		148	3,703	95	154	157	61									
10. 8. 28	台風	12.3	984.4	25.9		5		13	4			11	44		1	3									2	
11. 7. 23	"	27.5	997.6	46.8	2		4	1	1			1	3		7	7	8								29	
12. 9. 11	"	19.1	997.4	43.2				4						2	1	28										
12. 6. 25~29	梅雨	15.8	1,003.5	411.0	11	6	1	39	46			173	1,962	25	181	71	132				5,731		13	3		
16. 7. 8~10	"	8	1,003.3	138.2	1		1	6		1		44	908	31	36	7	7	2,511					5			
16. 7. 25~26	台風	16.7	996.1	73.7								23	357		22	5										
16. 8. 5	"	18	979.6	2.9	1			3							1											
16. 8. 22	"	12.7	999.6	21.8		2				1		400	1,660	3	1	1					353					
16. 10. 1	"	17.2	980.4	85.9						16	2	23	698	11	34	14	7				126				27	
17. 8. 27	"	28.2	984.7	39.6	24	91	155	2,159	218			43,020		16	380	259	5	40			2,286				473	
17. 9. 21	"	15.3	991.6	155.5	2	1		57	3			3	78			1										
18. 7. 24	"	8.3	997.7	477.8	46	52		157	175	15		1,846		126	577	286				185		619				
18. 9. 20	"	25.8	986.2	280.0	39	22	8	471	574	459		16,128		267	347	397					32,811					
19. 9. 17	"	29.5	978.8	74.4	2	23		58	163			25		7	88	51					180					
20. 9. 17	"	30.2	961.7	218.7	1,229	1,054	783	2,127	3,375	1,330		24,168	23,359	1,096	1,135	1,251					3,857	10,651			枕崎台風	
20. 10. 10	"	15	989.5	258.6	11	6	1	32	34	4		2,270	2,840	21	273	36					7,363	22,255			阿久根台風	
21. 7. 29	"	13.3	984.1	54.8	1	3		30	378						16											
23. 8. 26~27	"	17.5	1,005.2	124.3		10		2	10	7		245	2,052		52	10	12				306	253				
24. 6. 21	"	18.1	987.4	35.0	4	7	2	27	11						52		3				73				55	

発生日月	種別	気象値(広島)			人的被害			家屋被害				家屋被害				土木被害				農地被害				その他の被害		備考	
		最大風速	最低気圧	雨量	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	流失	一部損壊	床浸	上水	下浸	非住家	橋梁流失	道路損壊	堤防決壊	がけ崩れ	流失		冠水		鉄道 (ヶ所)	船 (隻)		
		(m/s)	(hPa)	(mm)	(人)	(人)	(人)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(ヶ所)	(ヶ所)	(ヶ所)	(ヶ所)	田 (ha)	畑 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)					
25. 9. 14	〃	28. 1	990. 3	144. 4	1	1		66	403	3		1, 592	23, 505	15	29	141	174			17	17			3, 595	1	23	キジヤ台風
26. 7. 1~ 2	〃	14. 2	995. 6	16. 0				5	1				10					6	1			1		46		19	ケイト台風
26. 7. 7~15	梅雨	14. 5	998. 7	482. 6	10	10	8	17	48	3	23	209	4, 511	23	31	366	97	317	20	8	4, 183	299	4	3			
26. 10. 15	台風	33. 9	996. 0	189. 8	132	361	34	716	1, 267	350	1, 679	5, 726	17, 863	2, 291	554	3, 039	697	487	3, 470		1, 568			15	1, 371	ルース台風	
27. 7. 1~ 2	梅雨	13	994. 1	148. 9	1	1		4	13	1	1	272	2, 220	10	74	428	114	210	5, 439	49	5, 626	278			2		
27. 7. 8~11	〃	5	1, 004. 4	167. 3	13	16			35	6	18	231	2, 805	8	65	341	43	361	144	62	3, 344	31	2	1			
27. 7. 29~30	前線	7. 6	1, 006. 2	17. 5	11	20		4	6	5	53	138	198	12	114	163	40	37	26	5	513	16					
28. 6. 4~ 7	台風	13. 2	996. 4	239. 7	2			13	13	1	13	58	909	10	42	171	117	134	27	1	1, 662	145			9		
28. 6. 25~28	低気圧	7. 4	1, 000. 1	234. 0	1	2	3	4	7		14	503	1, 563	8	28	39	39	149	441	397	33, 547	4, 755		6			
28. 7. 16~22	梅雨	9. 4	1, 003. 3	181. 8		1		3	3	1	2	70	410	44	119	253	253	972	208	249	1, 572	3, 462	14				
28. 9. 22~25	台風	18. 4	990. 5	99. 4					1			77	3, 172		1	6	6	4			46	132			1	台風13号	
29. 9. 13~14	〃	26. 2	970. 5	33. 1	2	5		46	214	8	447	8, 359	27, 487	205	6	139	139	5	52	761	1, 712	3, 150			33	ジェーン台風	
29. 9. 26	〃	15. 5	970. 0	100. 1	7	28		139	140	10	2, 203	1, 248	8, 473	283	25			7	4	152	231				118	洞爺丸台風	
30. 7. 5~ 7	梅雨	7. 1	1, 004. 9	114. 1	1			1				2	123	2	7	6	6	14	6		731						
30. 9. 29~30	台風	29. 2	985. 4	41. 0	1	9		7	33	3	51	1, 648	9, 128	58	1	87	46	3			139	126	3	8	ルイス台風		
30. 10. 3~ 4	〃	14. 2	1, 003. 1	84. 2							2	407	1, 209			3	1				55	27					
31. 6. 29~7. 4	梅雨	8. 2	1, 005. 7	282. 2		1		1	1		2	15	77					8	3	37		266	20				
31. 8. 17	台風	28. 6	989. 4	36. 2	1	7		14	13		13	53			1	16	1	1			8	17	1	5	ハブス台風		
31. 9. 10	〃	30. 2	990. 1	1. 6		1			1			13		8		8	14								2		
32. 6. 24~27	前線	8. 4	997. 5	164. 0	4	2		1	6			16	1, 073		7	11	9	32	1		223	41					
32. 7. 1~ 5	梅雨	9. 4	1, 001. 7	251. 7	1	3		6	7			51	2, 396					3			1, 035						
33. 7. 1~ 3	〃	8. 4		91. 3	6	6		6	9		1	96	2, 473	7	317	87	57	78	112		983	507	1				
33. 8. 1~13	前線	8. 7		94. 9		2		1		1	4		23	1		5		4	9								
34. 7. 13~14	大雨	16. 9	995. 2	101. 6	2					1	7	13	216	5	4	33	8	26	26		336	108	1				
34. 9. 26	台風	26. 1	985. 2	44. 5	2	2		7	4		9	2	45	11	3	23	6	1			3					伊勢湾台風	
35. 6. 21~24	梅雨	19. 6	995. 2	169. 4	1	1		1			2		3		1	15		30			102		1				
35. 7. 7~ 8	〃	8. 9	999. 2	144. 2	18	27		39	48	3	88	763	8, 081	25	164	645	267	495	729		9, 428	1, 734	16				
36. 9. 16	台風	21. 8	975. 3	43. 0	1	5		2			1			3		8	2	7					3			第2室戸台風	
37. 6. 9	〃	4. 8		37. 2	1	5		2	1				2				3	25			21		1				
37. 7. 1~ 6	梅雨	9. 5	1, 003. 5	377. 9	13	6		10	16		45	62	4, 888	20	23	157	36	356			4, 389	291	9				
38. 1. 1~ 3	大雪	-		-	7	22		64	73					66		150	14									38. 1	豪雪
38. 5. 8~11	前線	7. 3		191. 1		1		1	3		1		23	2	1	71	14			69							
38. 7. 10~11	梅雨	8. 1		106. 5	2	3		4	7		5	164	922	6	37	426	410			599							
38. 7. 27~28	前線	-		-				2	2			73	548		25	142	191			177							安佐郡に局地豪雨あり
38. 8. 9~11	台風	17. 9	990. 2	292. 2		3		8	3		5	13	188	8	6	209	105										
39. 6. 24~27	梅雨	9. 7		254. 4	7	20		5	13			47	4, 264	7	230		328			332							
39. 9. 24~25	台風	20. 3	982. 6	38. 4	2			1					38	4	28		8			10							
40. 5. 26~27	前線	7	992. 8	141. 0		1					3					14	16										
40. 6. 18~21	梅雨	5. 7	1, 002. 1	290. 3	17	28		33	82		53	4, 353	34, 741		85	397	1, 077			154			39			気象値は19~20日のものである	
40. 7. 22~23	梅雨	6. 7	998. 8	118. 2	14	12		35	74		35	144	2, 160		81	710	1, 080			58			27				
40. 9. 15~17	台風	15	992. 4	151. 6	1	1		1	1		3					38	38						1				
42. 7. 7~ 9	梅雨	6	1, 001. 9	198. 5	159	231		532	701		643	4, 898	32, 910	157	112	2, 383				74	19		110	25	昭和42年7月豪雨(呉市、沿岸部)		
44. 6. 28~7. 8	〃		999. 6	491. 0	7	21		23	37		133	595	10, 037	18	14	2, 100	1, 459	317		44			8			梅雨前線豪雨	
45. 8. 15	台風	28. 3	986. 0	50. 0	3	9		11	31		186	882	562	93													台風9号
45. 8. 18	前線	9. 3		18. 5	6	3		5	8		3	4	52	2	39	1, 512	527	39			3, 908 ha		6	438		東城町集中豪雨	
45. 8. 21	台風	21. 3	976. 2	43. 5	4	54		173	823		14, 001	629	10, 075	108													台風10号
46. 4. 27~28	大火	6. 5			18																						呉市林野火災
46. 7. 1	梅雨		1, 000. 4	8. 5	1			1	3		1	11	512		17	606							5			梅雨前線豪雨	
46. 7. 16~26	大雨		1, 001. 0	177. 0	5	11		12	22		18	385	4, 534	12	855						796ha	361ha	6			庄原 334ミリ	
47. 7. 9~14	梅雨	6. 5	1, 002. 0	244. 5	35	105	4	349	2, 170		486	5, 169	11, 031								6, 242 力所	1, 073 力所	189	147	7	7	豪雨 県北部三次 564ミリ
47. 8. 20~21	低気圧	9. 5	1, 005. 7	206. 0	2	9		16	19		60	512	4, 950		332	5, 696	8, 703	1, 220		260		354	18			低気圧による大雨 竹原 330ミリ	
47. 9. 8~ 9	熱低	8. 5	1, 006. 4	75. 0	2	12		10	46		69	324	8, 278							68		71	12			熱低による大雨 因島 164ミリ	
48. 7. 2	不安定	9		36. 5		1		11	14			25	1, 675		9	172	117			38		65					豪雨による大雨福山 108ミリ
48. 7. ~ 8	干ばつ																					農作物被害面積 21, 875ha					沿岸部4町 給水支援
49. 9. 1~ 2	台風	15	980. 8	36. 0					3		15	80	2, 478										9			台風16号	
49. 9. 7~ 9	〃	9. 8	1, 006. 1	175. 5					1			6	295								田	45. 30 ha		3			台風18号 吉和488 <sup>1)</sup>
50. 8. 16~18	〃	12. 5	991. 0	97. 5					5		8	82	2, 156								畑	0. 15 ha		27	2		台風5号

発生日月	種別	気象値(広島)			人的被害			家屋被害				家屋被害				土木被害				農地被害				その他の被害		備考					
		最大風速	最低気圧	雨量	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	流失	一部損壊	床浸	上水	下水	非住家	橋梁流失	道路損壊	堤防決壊	がけ崩れ	流失		冠水		鉄道	船						
		(m/s)	(hPa)	(mm)	(人)	(人)	(人)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(ヶ所)	(ヶ所)	(ヶ所)	(ヶ所)	田	畑	田	畑	(ヶ所)	(隻)						
51. 9. 8~13	台風・前線	21.5	998.8	224.5	16	29		29	35								3.201				田68.72ha	畑12.84 ha			40		台風17号と前線による大雨				
53. 6. 1~ 3	大規模林野火災																										江田島町焼失面積 1,004.59ha				
53. 9. 15	台風	19.4	991.4	10.5	4				25												田 11.2 ha	畑 0.02 ha			1		台風第18号				
54. 6. 26~7.2	梅雨			379.0	1	5		5	7								18	1,591							31						
55. 7 ~ 9	異常低温・日照不足																				農作物被害	林産物被害					54.003ha 4.360ha				
56. 1 ~ 3	豪雪				1	1			1												農作物被害						7.913ha	56豪雪			
56. 6. 25~7.4	梅雨			505.0	4	11		2	5											4	1,597				62			江田島町、呉市で山、がけ崩れ			
57. 7. 13~17	"			300.0	6	1		5	3											3	197	348			78						
57. 8. 23	雷雨			252.0	2	2		2	4											4	87	141			162			広島西部における雷雨			
58. 7. 20~23	梅雨			38.0		2		5	3											19	1,290				66		1,989ha	昭和58年7月豪雨			
58. 9. 26~28	台風・前線	10.6	993.6	272.0		1		1												1	262				72		755ha	台風第10号			
59. 3. 11~14	林野大火																											宮島町蔵島浦焼失面積 252ha			
60. 6. 21~7.6	梅雨			767.0	2	3		6	20											12	2,731			1,830		4,273ha	75	梅雨前線による大雨			
61. 5. 7	落雷				1	1																							福山市		
61. 6. 15~7.20	梅雨			605.0																2	566						139ha	9			
61. 6. 24	竜巻	50~70:推定				1		1	5																		0.67ha		双三郡三和町		
62. 6. 8~7.26	梅雨			619.0																2	195								落雷による停電78,000戸		
62. 8. 30~31	台風	SSE 22.3	991.9	0.0		7																					3,152ha	台風第12号			
62. 10. 16~17	台風	N 16.1	986.9	59.0																							3,407.6ha	台風第19号			
63. 7. 20~21	梅雨				14	11		38	20																		29,39ha	21	33	加計町、戸内町、筒賀村	
平成 1. 7. 12~ 7.13	"			97.5																2	243								2		
1. 8. 26~ 8.27	台風	NNE 16.1	990.5	49.5	1																2	355						106.4ha	1	台風第17号	
2. 8. 22	"	SSW 20.3	980.7	90.5	1	6			1																		2,193.3ha	3	台風第14号		
2. 9. 12~10.24	長雨																										13,909.1ha			東広島市、三次市、広島市、向島町	
3. 7. 4~ 7. 5	梅雨			179.0		4		1												1	640				226		0.8ha	3	三原市、尾道市、福山市		
3. 9. 27~ 9.28	台風	S 36.0	970.2	7.0	6	49		50	442											2	169				49		23,408.1ha	88	688	台風第19号	
4. 8. 8	"	24.7		110.0		1														2	303				36		4,470.0ha	2	台風第10号		
5. 4. 17~ 21	大規模林野火災																													吉田町焼失面積250ha	
5. 6. 28~ 7. 5	梅雨			142.0	4	1		1	1											3	619				237		36.0ha	4	福山市、東広島市		
5. 7. 26~ 7.27	台風		990.0	276.0		3		11	8											9	1,180				520		594.1ha	12	台風第5号		
6. 8. 11~ 20	大規模林野火災																													竹原市焼失面積352ha	
7. 7. 2~ 7. 5	梅雨			310.0	1															4	434				66		48.47ha		竹原市、福山市		
10. 10. 17~ 18	台風	20.4	981.0	192.0	3	2		3												9	648				401		165.31ha	7	2	台風第10号	
11. 6. 23~ 7. 3	梅雨			446.0	32	59		101	68											29	1,274				665		367.30ha	62	3	6.29広島土砂災害	
11. 9. 23~ 24	台風	SSE 32.1	960.0	145.0	5	60		2	7											2	175				82		15.70ha	66	196	台風第18号	
12. 10. 6	地震					3																								平成12年鳥取県西部地震	
13. 3. 24	地震				1	193		65	688																			33.82ha	7	平成13年雲予地震	
14. 8. 10~ 8.11	大雨			102.0	3	1		1																			1.17ha			広島市、呉市	
16. 2. 14~2.23	大規模林野火災																													瀬戸田町焼失面積 391ha	
16. 8. 30~31	台風	15.7m/s	970.0	164.0		9		1	4												55				18	10.62	0.86		20	台風16号	
16. 9. 7	台風	33.3m/s	965.0	154.0	5	147		27	204												125				69	6.44	0.16		584	台風18号	
16. 9. 29	台風	21.3m/s	980.0	91.0		6																			1				19	台風21号	
16. 10. 19~21	台風	25.1m/s	955.0	221.0		30			7											1	152				22	11.02	0.30		65	台風23号	
17. 7. 1~ 4	大雨			189.0		2																									梅雨前線による大雨
17. 9. 5~11	台風	32.1m/s	970.0	358.0		13		7	75												6						23.77	1.24		65	台風14号
17. 12. 16~31	大雪					24		1																							強い冬型の気圧配置による大雪
18. 1. 1~ 5.10	大雪				1	15		2	1																						1
18. 6. 12	地震					4																									大分県西部地震
18. 9. 16~20	台風	34.9m/s	965.0	313.0	1	7		1	4	8											9				82	84.54	3.71		14	台風13号	
19. 7. 14	台風	14.8	965.0	144.0		1																									台風4号
19. 8. 2~ 3	台風	16.0	975.0	158.0																								0.15ha	4	台風5号	
20. 8. 29~30	大雨			135.0																											河内、福山



発生年月日	種別	気象値(広島)			人的被害			家屋被害				家屋被害				土木被害				農地被害				その他の被害		備考
		最大風速 (m/s)	最低気圧 (hPa)	雨量 (mm)	死者 (人)	負傷者 (人)	行方不明 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	流失 (戸)	一部損壊 (戸)	床上 浸 (戸)	床上 水 (戸)	床下 浸 (戸)	非住家 (戸)	橋梁流失 (ヶ所)	道路損壊 (ヶ所)	堤防決壊 (ヶ所)	がけ崩れ (ヶ所)	流失		冠水		鉄道 (ヶ所)	船 (隻)	
21. 7. 19~27	大雨			349.0	1	4		3			17	29	271	18	1	167			435	11.66	1.5			11		平成21年7月中国・九州北部豪雨
22. 7. 11~15	大雨			430.0	4	5		7	23		65	253	1,376		5	1,390		1,138	79.18ha	3.69ha			39		梅雨前線による大雨	
22. 7. 16	大雨			174.0	1	1		12	12		7	1	31		3	43		300							梅雨前線による大雨	
23. 8. 26~28	大雨								1				6	1		27		1	0.36ha						安芸高田市、神石高原町	
23. 9. 2~4	台風	16.5			1	1					4					110		1	7.27ha	0.41ha					台風12号	
24. 7. 6~7	大雨					1							29			137		1	12.16ha	0.80ha					梅雨前線による大雨	
25. 6. 19~21	大雨			346.5							2		5	1		25	52	10								
25. 6. 25~26	大雨				1			1	1									2								梅雨前線による大雨
25. 12. 20	大雪				1																					強い冬の気圧配置による大雪
26. 2. 8	大雪					2					3															
26. 3. 14	地震					1					32			6												伊予灘地震
26. 8. 2~6	大雨			361.0	1						1	3	58	1	1	205		46	60.84ha	1.88ha						大気不安定による雨
26. 8. 7~11	台風	18.2	955.0	135.0				1	2		18	25	127	15												台風11号
26. 8. 20~22	大雨			287.0	77	68		179	217		190	1086	3097	468	2	137		80	14.03ha	1.91ha						平成26年8月豪雨
27. 7. 16~17	台風	14.9	970.0	86.0		1					3															台風11号
27. 8. 25	台風	16.0	965.0	236.0		8					11						4		1.60ha							台風15号
28. 6. 21~25	大雨			355.0		2		6	24		83	103	291	12	2	711		27.21ha	8.94ha						梅雨前線による大雨	
29. 6. 30~7. 5	大雨			406.0	2						1	8	46	4		170	290		18.49ha	0.57ha						梅雨前線による大雨
29. 9. 17	台風	15.7	975.0	206.0		2					15		1			7	29		2.24ha	0.11ha						台風18号
30. 7. 5~8	大雨			498.5	133	147	5	1157	3619		2158	3164	5555	2466	158	6266	2821	1970	1227ha	179ha			362	7	平成30年7月豪雨	
30. 8. 23	台風	12.9				2																				台風20号
30. 9. 29~30	台風	17.0	950.0	275.0		4					3					3	2	1	2ha						台風24号	
令和 1. 8. 14~16	台風	15.5			1	1					8			2												台風10号
1. 10. 12	台風					2					2															令和元年東日本台風
2. 7. 5~11	大雨			500.0		1					2		4			66		19	4	4						令和2年7月豪雨
2. 7. 13~16	大雨			235.0	2	2		1	11		13	4	95			299		13	182	18						令和2年7月豪雨
2. 9. 4~7	台風	40	955.0	82.0		2					3															台風10号
3. 7. 7~8	大雨			409.0					78		155	88	440	93	3	297	392	7	375	46			2			梅雨前線による大雨
3. 8. 8~9	台風	18.2	990.0	323.0		2					2	1	5	1		3								3		台風9号
3. 8. 11~25	大雨			793.0	3	1		11	78		37	120	343	20	3	615	647	74	1,028	82			2			停滞前線による大雨
4. 8. 29~9. 7	台風・前線	13.5	920.0	87.0		4					3					4										台風11号及び前線に伴う大雨
4. 9. 18~20	台風	18	910.0	388.0	1	1					15		8	1	1	65		4	7							1台風14号
4. 12. 17~24	大雪				1	2																				
5. 6. 29~7. 1	大雨			274.0					1		2		2			18			1.24							梅雨前線による大雨
5. 7. 8~10	大雨			352.0							4		4			84			5.47							梅雨前線による大雨

## 1.2 広島県の自然的条件

### ○地勢

地帯構造の上からいけば、中国地方は西日本内帯に属し、山地は一般に低く、起伏も緩やかである。また、地形構造はわりあい単純であり、中央よりやや北に偏して東西に走る脊梁山地と、その両側に広がる高原状の低山地からなり、海岸には極めて小規模の平野が見られるにすぎない。

中国地方の中央部にあってその南斜面を占める広島県は、上述の中国地方の一般的特性を典型的に示し、県内のほとんどは低い山地によって占められ、江の川の本・支流と太田川、芦田川の下流に見られる平野部もいたって狭い。

広島県の南部が面する瀬戸内海は、日本の典型的な沈水海岸の景観を示しており、大小多数の島々が浮かび、海岸線は屈曲に富んでいる。

### ○地形特性

#### (1) 地形の規則的な配列

主たる地形の配列は脊梁山地方向であるが、これと斜行又は平行する北東－南西方向の直線的な谷・山列が特に広島県西部において発達する。また、西北西－東南東方向の直線谷もよく発達し、北東－南西方向の構造と組み合って菱形模様の地形単元をつくっている。

これらの規則的な地形配列は、古い地質時代の断層構造線が侵食されて形成されたものであるが、こうした断層構造線のうち、活断層であることがほぼ確実であって、比較的活動度が高いとみられるものとして、本県西部の小方－小瀬断層(大竹断層)及び己斐断層が知られている。

#### (2) 四段の階段状山地

中国地方には侵食小起伏面(平地であった所が侵食から取り残された地形で、高原や山頂平坦面として分布する。)がよく発達し、本県では、脊梁山地(海拔 1,000m 以上)、吉備高原面(同 600～700m)、世羅台地面(同 350～450m)及び瀬戸内面(同 250m 以下)の四段が認められる。

#### (3) 花崗岩地形の発達

県内には花崗岩類が広く分布する。花崗岩類は、他の岩石に比べて一般に風化・侵食されやすく、侵食小起伏面や山麓緩斜面など特徴ある地形を生じている。岩がごつごつと露出する急斜面と、その下方になだらかに広がる斜面との対照的な景観は、瀬戸内海の島々の特徴であるが、前者が古生層・流紋岩であるのに対し、後者は粗粒の花崗岩であることが多い。

### ○広島県の自然史

日本列島の帯状構造は二畳紀後半から三畳紀に造られたものといわれ、中国地方の骨格もこの頃生成された。中生代白亜紀の大規模な火成活動(花崗岩、流紋岩等の貫入・噴出)の後、長期にわたって陸上侵食を受け、平坦化が進んだが、新生代第三紀中頃の日本海の生成以降、南からのフィリピン海プレートによる南北圧縮、東からの太平洋プレートによる東西圧縮の影響により、中国地方は波状に変形しながら隆起し、脊梁山地の上昇と三次・庄原盆地及び瀬戸内海の相対的沈降が生じた。

第四紀(約 200 万年前)以降は、氷河性海水準変動による影響がこの曲隆運動に加わり、現在の広島県の地形が形成されていった。

第四紀更新世ヴェルム氷期(約 1 万～7 万年前)には、海面は現在よりも最大で約 140m 低下

し、陸化した瀬戸内海はナウマン象やニホンジカの群棲する原野であった。

約1万年前からの完新世には、気候の温暖化により急激に海面が上昇して瀬戸内海が誕生した。本県の主要な都市部が位置する瀬戸内海沿岸のデルタ地帯は、この海面上昇の後に形成された沖積平野であって、未固結の砂泥が厚く堆積したものである。

#### ○気候

本県は、北部では中国山地が東西に連なり、南部は瀬戸内海に面している。このため気候はおおむね温暖といえるが、気温・降水量とも南部と北部ではかなりの差異がある。

気温の年平均値は南部では15度前後、北部では約12度前後となっている。

1月の平均気温は低いところで氷点下1度、高いところでは6度であり、8月の平均気温は22度から28度となっている。1月・8月とも地域による差が大きい。

年間の降水量は、北西部の中国山地沿いで最も多く2,300～2,400ミリであるが、南東部に向かって次第に少なくなり、東部では1,100ミリ前後となっている。

### 13 既往地震の概要

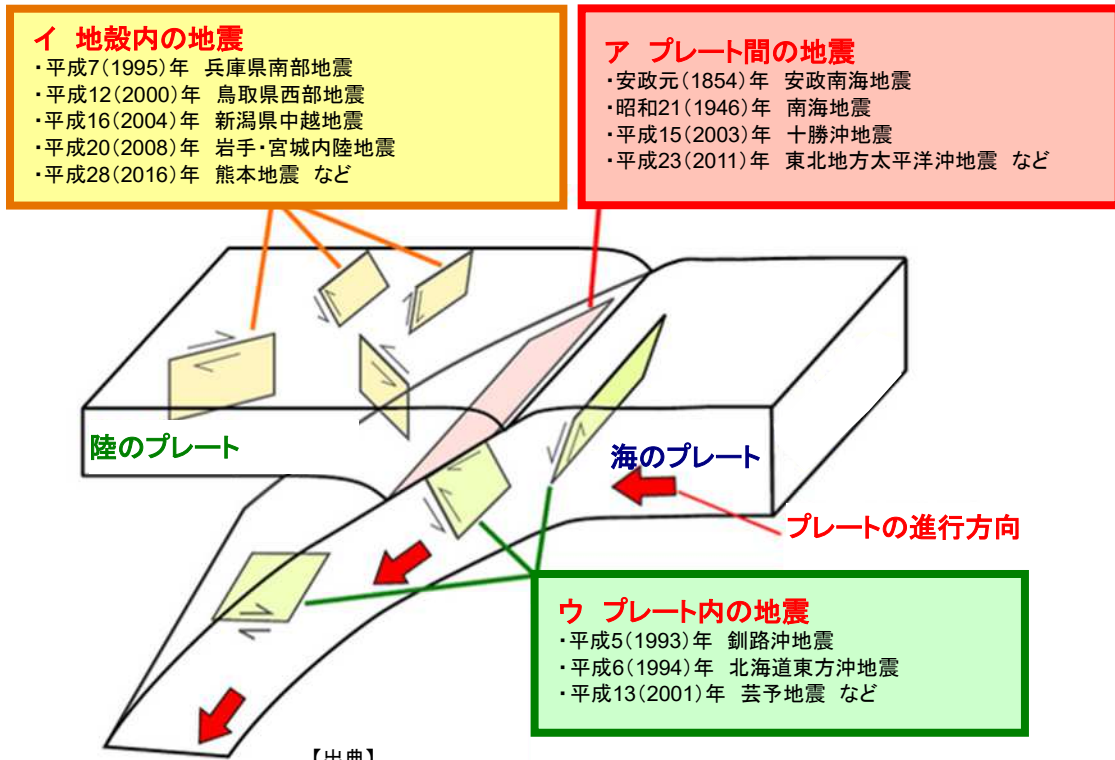
#### ○ 発生地震による地震タイプの特徴

地震は、地球表層を形成するプレート境界あるいはプレート内において、岩盤がずれ動く断層運動によって発生する。これを図示すると図-1のとおりである。

地震は発生メカニズムによって陸域の浅いところで発生する活断層型地震、プレートの沈み込みによるプレート間で発生する海溝型地震、沈み込むプレート内で発生するスラブ内地震などのタイプがある。いずれにせよ地震は繰り返すという特徴を有することから、歴史地震を把握することは重要である。

なお、広島県周辺で発生した過去の被害地震の震央位置と活断層位置を図-2に示す。

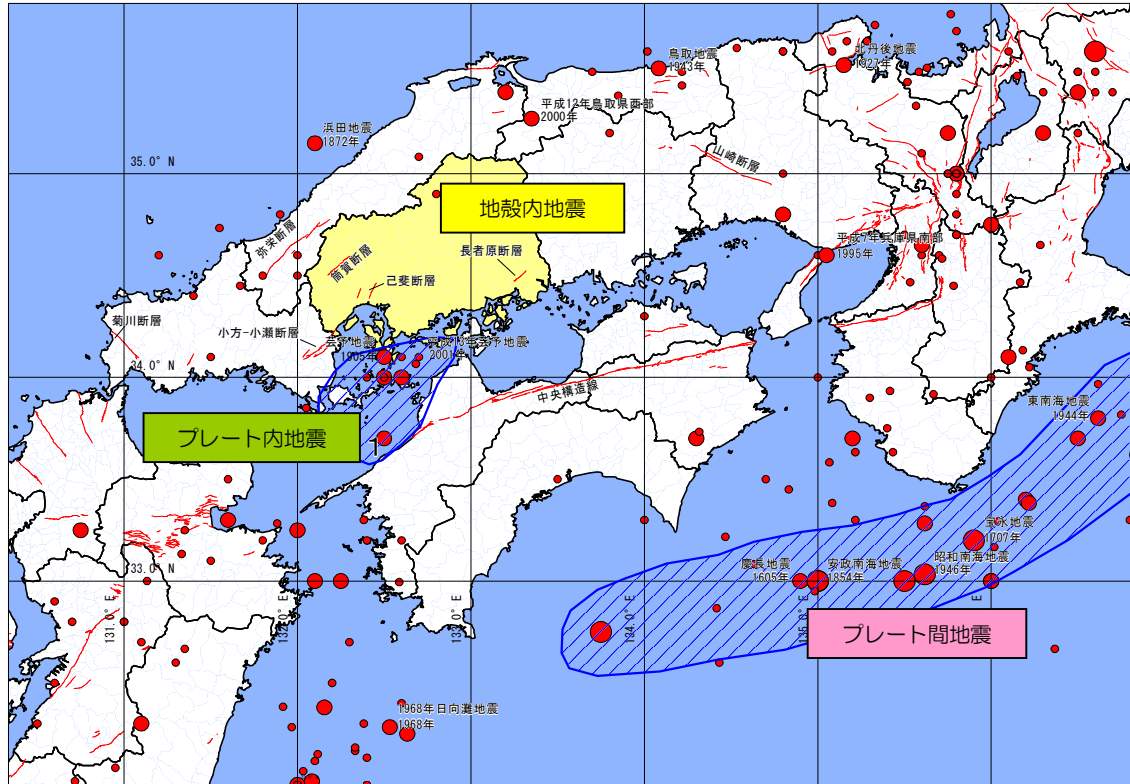
図－1 地震の発生メカニズム



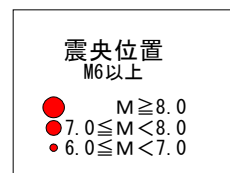
【出典】

気象庁（2013）：地震発生の仕組み、気象庁ホームページの図を一部改変

図－2 被害地震の震央位置と活断層位置



- 出典
- 1) 気象庁：「改訂 日本付近の主要地震の表(1926～1960)」地震月報別冊No.6、1982
  - 2) 地震学会：「地震」
  - 3) 防災科学研究所：K-net
  - 4) 宇佐美龍夫：「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会
  - 5) 中田高・今泉俊文 編、2002、「活断層詳細デジタルマップ」、東京大学出版会の「活断層シェイプファイル」を用いた。(製品シリアル番号：DAFM1101)
  - 6) 活断層研究会（1991）：新編日本の活断層、東京大学出版会





○ 広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震

広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震を表1に示す。

なお、主な歴史地震を発生メカニズムによって分類すると表2のとおりである。

表1－広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

発生年	地震名	マグニチュード	被害の概要
慶安2年 (1649年) 3月17日	芸予地震	7.4± 0.25	広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。
貞享2年 (1686年) 1月4日	芸予地震	7.0～ 7.4	広島城廻その他少しずつ破損したが大破ではなく、広島県中西部199ヶ村で被害。合計で家損147軒、蔵損39軒、社3、寺5、土手4、734間、石垣損857.5間、田畑損1.19町、死2、死牛馬3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で塀われ瓦落ちる。
宝永4年 (1707年) 10月28日	宝永地震	8.4	全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり(町・郡内で全潰家屋78、半潰68)。
嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月24日	安政南海地震	8.4	前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が1.6～1.7尺(0.5m)であった。
嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月26日 ※嘉永7年11月27日 安政に改元	伊予西部	7.3～ 7.5	安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。
安政4年 (1857年) 10月12日	芸予地震	7.25± 0.5	三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原(呉市)で土堤割れなどあり。
明治5年 (1872年) 3月14日	浜田地震	7.1± 0.2	中野村(北広島町)で亀裂(延長500m)を生じ、家土蔵半潰15、橋梁落下2を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。
明治38年 (1905年) 6月2日	芸予地震	6.7	沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第14工場が倒潰し死者2、負傷者22を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落がり、広島駐車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者11、宇品は明治17年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。

			被害総括						
			郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突 損壊
			広島市	4	70	36	20	25	25
			呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5,957)	
			安芸郡	1	1	1	1		
			賀茂郡		2	5		14	1
			佐伯郡			2	1		
			安佐郡		1	7		1	
			計	11	160	56	47	40	26
			出典：地震予防調査会報告、1905、No. 53						
			( )内は、中央気象台の記録						
昭和 21 年 (1946 年) 12 月 21 日	南海地震	8.0	全国広範囲で大被害。広島県で負傷者 3、住家全壊 19、半壊 42、非住家全壊 30、半壊 32、道路損壊 2						
昭和 24 年 (1949 年) 7 月 12 日	安芸灘	6.2	呉で死者 2、道路の亀裂多く、水道管の破断、山林の一部崩壊などの被害があった。						
平成 11 年 (1999 年) 7 月 6 日	広島県 南東部	4.5	負傷者 1 (震度 4) 物的被害なし [広島県調べ]						
平成 12 年 (2000 年) 10 月 6 日	鳥取県 西部地震	7.3	震源近傍では震度 6 弱～6 強となり、鳥取県を中心に負傷者 182 名、住家は全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、一部損壊 18,544 棟等の被害。また、延べ 17,402 戸が停電し、各地で断水などの被害 [内閣府 (2003)]。 広島県では強いところで震度 4 となり県内で住家 6 棟が一部破損した。[広島県調べ]						
平成 13 年 (2001 年) 3 月 24 日	芸予地震	6.7	広島県で強いところで震度 6 弱となり、死者 1 名、重軽傷者 193 名、住家の被害は、全壊 65 棟、半壊 688 棟、一部損壊 36,545 棟の被害が発生した。[広島県調べ]						
平成 18 年 (2006 年) 6 月 12 日	伊予灘	4.7	負傷者 4 (重傷 1、軽傷 3)、住家一部損壊 2 棟 [広島県調べ]						
平成 23 年 (2011 年) 11 月 21 日	広島県 北部	5.4	負傷者 2 (震度 5 弱) [広島県調べ]						
平成 26 年 (2014 年) 3 月 14 日	伊予灘	6.2	負傷者 1 (震度 5 弱)、住家一部損壊 32 棟、非住家 6 棟						



【出典】

※広島県調べ、内閣府（2003）以外は、宇佐美龍夫（1987）から抜粋  
 （内閣府（2003）：平成12年（2000）鳥取県西部地震について）  
 なお、昭和以降は、人的被害の記録が残っている地震を掲載している

表2ー発生メカニズムによる地震の分類

地震のタイプ	本県に被害を及ぼした主な地震	地震の発生周期
＜プレート内（スラブ内）地震＞ 沈み込むフィリピン海プレート内の地震 （やや深い地震）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年(2001年)芸予地震</li> <li>・昭和24年(1949年)安芸灘</li> <li>・明治38年(1905年)芸予地震</li> <li>・慶安2年(1649年)芸予地震</li> <li>・貞享2年(1686年)芸予地震</li> <li>・安政4年(1857年)芸予地震</li> </ul>	約50～100年間隔で発生
＜プレート間（海溝型）地震＞ フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和21年(1946年)南海地震</li> <li>・安政1年(1854年)安政南海地震</li> <li>・宝永4年(1707年)宝永地震</li> </ul>	約100～150年間隔で発生
＜地殻内（活断層型）地震＞ 陸域の浅い地震 （深さ約20km以浅）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年(2000年)鳥取県西部地震</li> <li>・平成7年(1995年)兵庫県南部地震</li> <li>・明治5年(1872年)浜田地震</li> </ul>	千年～数万年間隔で発生

○ 広島県周辺における既往地震・津波

南海トラフでは津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震等、100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県はこの津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

近年では、2010年（平成22年）2月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で0.1m、2011年（平成23年）3月に発生した東北地方太平洋沖地震により、広島で0.2m・呉で0.3mの津波高さを観測している。

## 1.4 被害想定

### ○ 地震被害想定調査

東日本大震災（H23.3）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、地震被害想定の見直しを行った。

### ○ 調査内容

#### （1）想定地震

広島県の地震・津波対策において被害想定を行うべき地震として、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を選定した。

ア 既に明らかとなっている断層等を震源とする地震・津波（図－1及び図－2参照）

過去の被害地震や活断層調査結果を踏まえ、次の①、②、③を基準とし、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」を11ケース選定した。

- ① 歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- ② 地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震
- ③ 地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

なお、選定した想定地震のうち、震源が海域に位置するものについては、津波についても併せて被害想定を行うこととした。

イ どこでも起こりうる直下の地震（図－3参照）

選定した既に明らかとなっている断層等を震源とする地震により地震被害想定を行う場合、震源から離れた自治体では比較的軽微な被害にしかならないことがある。

しかしながら、平成12年（2000年）鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても地震は発生しており、今後、どの地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できない。このため、前回調査と同様に、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の影響が小さい地域において防災対策を行う上での基礎資料として役立てることを目的として、県内23の各市町役場の所在地に震源位置を仮定した「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

【参 考】

■ 選定した想定地震

想定地震	選定基準*			想定対象		参考 広島県に被害を及ぼした主な地震
	①	②	③	地震	津波	
<b>1 プレート間の地震</b> 南海トラフ巨大地震						昭和 21 年 (1946 年) 南海地震 安政元年 (1854 年) 安政南海地震 宝永 4 年 (1707 年) 宝永地震
1) 南海トラフ巨大地震	○	○	○	○	○	
<b>2 プレート内の地震</b> 日向灘及び南西諸島海溝周辺						平成 13 年 (2001 年) 芸予地震 昭和 24 年 (1949 年) 安芸灘 明治 38 年 (1905 年) 芸予地震 安政 4 年 (1857 年) 芸予地震
2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道	○	○	○	○	○	
<b>3 地殻内の地震</b> 中央構造線断層帯						平成 12 年 (2000 年) 鳥取県西部地震 明治 5 年 (1872 年) 浜田地震
3) 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部		○	○	○	○	
4) 石鎚山脈北縁		○	○	○	－	
5) 石鎚山脈北縁西部－伊予灘		○	○	○	○	
五日市断層帯						
6) 五日市断層		○	○	○		
7) 己斐－広島西縁断層帯		○	○	○		
岩国断層帯						
8) 岩国断層帯		○	○	○	－	
安芸灘断層群						
9) 主部		○	○	○	○	
10) 広島湾－岩国沖断層帯		○	○	○	○	
長者ヶ原断層帯						
11) 長者ヶ原断層－芳井断層	－	－	○	○	－	
どこでも起こりうる直下の地震						
どこでも起こりうる直下の地震 (23 市町役場直下に震源を配置)	－	－	○	○	－	

※選定基準

- ①歴史的に繰返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- ②地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震
- ③地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

■想定地震の諸元

地震名	地震タイプ	端部の位置 緯度, 経度	一般走向	傾斜	長さ	幅	上端深さ	マグニチュード※1	今後30年以内 の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	- - , -	-	-	-	-	-	9.0	-
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	- - , -	-	-	-	-	-	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	地殻内	東端 34° 10' , 134° 39'	N70° E	北傾斜 30-40°	約130km	20-30km	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁 ※2	地殻内	東端 33° 58' , 133° 25'	N70° E	高角度	約30km	不明	0km	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	地殻内	東端 33° 56' , 133° 14'	N70° E	高角度 北傾斜	約130km	不明	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
五日市断層	地殻内	北端 34° 29' , 132° 23'	N20° E	高角 (西傾斜)	約20km	約25km	0km	7.0程度	不明
己斐～広島西縁断層帯(M6.5) ※3	地殻内	北端 34° 27' , 132° 27'	N20° E	ほぼ垂直	約10km	不明	0km	6.5程度	不明
岩国断層帯	地殻内	北東端 34° 15' , 132° 13'	N60° E	高角 北西傾斜	約44km	20km程度	0km	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群(主部)	地殻内	北東端 34° 07' , 132° 25'	N50° E	不明	約21km	不明	0km	7.0程度	0.1～10%
安芸灘断層群(広島湾～岩国沖断層帯)	地殻内	北東端 34° 19' , 132° 24'	N30° E	不明	約37km	不明	0km	7.4程度	不明
長者ヶ原断層～芳井断層 ※4	地殻内	東端 34° 40' , 133° 29'	N43° E	北傾斜 80° (断層露頭)	約37km	-	-	7.4 (松田(1975)の式 (log L=-2.9+0.6M)により計算)	-
どこでも起こりうる直下の地震 ※5	地殻内	市町役場位置に断層中心	N45° E	-	-	-	-	6.9	-

注:表中の数値等は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。  
地震動等の計算に用いたモデルの詳細は、第IV編に整理した。

※1:気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード

※2:端部の位置、長さは岡村断層部分

※3:己斐～広島西縁断層帯(M6.9)は参考として震源を仮定しているため諸元は省略

※4:長者ヶ原断層～芳井断層は、本調査による結果を表示

※5:どこでも起こりうる直下の地震は、震源を仮定しているため諸元(傾斜、長さ、幅、上端深さ等)は省略

【出典】

- 内閣府(2012):南海トラフの巨大地震モデル検討会資料
- 地震調査研究推進本部(2009):全国地震動予測値図
- 地震調査研究推進本部(2010):全国地震動予測値図
- 地震調査研究推進本部(2011):中央構造線断層帯(金剛山地東縁～伊予灘)の長期評価(一部改訂)について
- 地震調査研究推進本部(2004):五日市断層帯の長期評価について
- 地震調査研究推進本部(2004):日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について
- 地震調査研究推進本部(2004):岩国断層帯の長期評価について
- 地震調査研究推進本部(2009):安芸灘断層群の長期評価について

(2) 地震動予測

想定地震ごとに様々なケースの地震動等の予測を行い、被害が最大となるケースで被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの強震断層モデルの内、揺れによる建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

また、活断層が確認されていない地域においても発生しうる地震として、各市町役場の所在地に震源位置を仮定した23の地震による被害想定を行った。

(3) 津波浸水想定

南海トラフ巨大地震の津波断層モデルは、内閣府(2012a)【内閣府(2012a):南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している11ケースの津波断層モデルの内、広島県沿岸部における波高が高くなり、浸水面積が大きくなると想定される次の津波断層モデルケースを広島県及び市町ごとに選択し、想定対象とした。

広島県：広島県全体で30cm以上浸水深面積が最大となり、本県にとって最大の被害となると想定される津波断層モデル「ケース1」を採用した。

各市町：各市町で30cm以上浸水深面積が最大となり、各市町にとって最大の被害となると想定される次の津波断層モデルケースを選定した。

- ・広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町は、津波断層モデル「ケース1」を選定。
- ・三原市、尾道市は、津波断層モデル「ケース5」を選定。
- ・福山市は、津波断層モデル「ケース4」を選定。

また、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の内、震源が海域にある次の5地震を「瀬戸内海域活断層等による地震」として定義し、想定対象とした。

- ・安芸灘～伊予灘～豊後水道
- ・讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
- ・石鎚山脈北縁西部－伊予灘
- ・安芸灘断層群（主部）
- ・安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケースの組み合わせ

	地震						津波		
	基本 ケース	東側 ケース	西側 ケース	陸側 ケース	経験的 手法	重ね 合わせ	ケース 1	ケース 4	ケース 5
広島県	—	—	—	○	—	—	○	—	—
広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
呉市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
竹原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三原市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
尾道市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
福山市	—	—	—	○	—	—	—	○	—
府中市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三次市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
庄原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大竹市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
東広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
廿日市市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸高田市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
江田島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
府中町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
海田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
熊野町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
坂町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸太田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
北広島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大崎上島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
世羅町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
神石高原町	—	—	—	○	—	—	○	—	—

地震ケース

- 基本：基本となるケース
- 東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定
- 西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定
- 陸側：強震動生成域を可能性のある範囲で最も陸側に設定
- 経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定
- 重ね合わせ：上記4ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

津波ケース

- 1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定
- 4：四国沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定
- 5：四国沖～九州沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定

(4) 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速※で被害想定を行った。

※ 平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差 $\sigma$ を加えたもの(2 $\sigma$ を加えることで正規分布の95.45%値となる)

想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 (平均：風速 8m/s) (最大：風速 11m/s)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。</li> <li>・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。</li> </ul>
夏 12時 (平均：風速 7m/s) (最大：風速 11m/s)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。</li> <li>・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。</li> <li>・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。</li> </ul>
冬 18時 (平均：風速 8m/s) (最大：風速 11m/s)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> <li>・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。</li> <li>・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>

(5) 被害想定項目と想定単位

各地震における被害想定項目と想定単位は以下のとおりとした。

被害想定項目（定量評価）(1/2)

	想定項目	想定する値・被害量	想定単位
自然現象	地震動	震度、最大速度、最大加速度、SI 値	250mメッシュごと
	液状化	PL 値、沈下量	250mメッシュごと
	土砂災害	危険度ランク	危険箇所ごと
	津波	最高津波水位、最大波到達時間、津波影響開始時間、浸水深別面積、浸水開始時間、流速	10mメッシュごと
建物被害等	揺れ	全壊・半壊棟数	250mメッシュごと
	液状化	全壊・半壊棟数	250mメッシュごと
	土砂災害	全壊・半壊棟数	250mメッシュごと
	津波(破堤に伴う浸水を含む)	全壊・半壊棟数	10mメッシュごと
	地震火災 *	焼失棟数	250mメッシュごと
	屋外転倒物・屋外落下物	飛散物、非飛散物	250mメッシュごと
人的被害	建物倒壊 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	土砂災害 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	津波 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと（10mメッシュごとの結果を集計）
	地震火災 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	ブロック塀等・自動販売機の転倒、屋外落下物 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者） *	自力脱出困難者数	市町ごと
	津波被害に伴う要救助者・要搜索者 *	要救助者数、要搜索者数	市町ごと

被害想定項目（定量評価）（2/2）

想定項目		想定する被害量	想定単位
ライフライン	上水道	被害箇所数、断水人口	10mメッシュ(津波)、250mメッシュごと
	下水道	管渠被害延長、機能支障人口	10mメッシュ(津波)、250mメッシュごと
	電力 *	電柱被害本数、停電軒数	10mメッシュ(津波)、250mメッシュごと
	通信 *	電柱被害本数、固定電話の不通回線数、携帯電話の不通ランク	10mメッシュ(津波)、250mメッシュごと
	ガス	供給停止戸数	250mメッシュごと
交通施設	道路	被害箇所数	直轄国道、直轄国道以外
	鉄道	被害箇所数	新幹線、在来線
	港湾	港湾岸壁施設等の被害箇所数	港湾施設ごと
生活への影響	避難者 *	避難者数(避難所、避難所外)	市町ごと
	帰宅困難者 *	帰宅困難者数、滞留者数	市区町ごと
	物資不足量(食料、飲料水、毛布、仮設トイレ) *	食料、飲料水、毛布、仮設トイレの不足量	市町ごと
	医療機能支障 *	要転院患者数、医療需要過不足数	二次医療圏ごと
災害廃棄物等	災害廃棄物、津波堆積物 *	災害廃棄物発生量、津波堆積物発生量	市町ごと
その他の被害	エレベータ内閉じ込め	エレベータ停止台数・閉込め者数	市町ごと
	道路閉塞	幅員13m以下道路リンク閉塞率	250mメッシュごと
	災害時要援護者	災害時要援護者数(避難所)	市町ごと
	危険物施設・コンビナート施設	被害箇所数	市町ごと
	文化財 *	被害件数	文化財ごと
	孤立集落	孤立集落数	孤立集落ごと
	ため池の決壊	危険度ランク	ため池ごと
	漁船・水産関連施設	漁船被害数、かき筏被害数	漁業施設ごと
	重要施設 *	災害対策拠点施設、避難拠点施設、医療拠点施設の機能支障の程度	重要施設ごと
経済被害	直接被害 *	被害額	市町ごと
	間接被害 *	被害額	県域

\*：条件により被害量が異なる想定項目



被害想定項目（定性評価）

想定項目		想定単位
建物被害	津波火災	県域
交通施設被害	空港の使用可能性	空港単位
生活への影響	物資不足(生活必需品)、燃料不足	県域
	医療機関の機能及び医療活動	
	保健衛生、防疫、遺体処理等	
その他の被害	長周期地震動	
	道路上の自動車への落石・崩土	
	交通人的被害（道路）	
	交通人的被害（鉄道）	
	震災関連死	
	宅地造成地	
	大規模集客施設等	
	地下街・ターミナル駅	
	災害応急対策等	
	地盤沈下による長期湛水	
	複合災害	
	時間差での地震発生	
	治安	

○ 想定結果

(1) 地震動等の予測

ア 地震動（図－4（1）～（5）参照）

想定地震の規模、震源からの距離、地盤条件等をもとに、250mメッシュ毎の震度分布を想定した。各想定地震における県全面積に対する震度別の面積割合を次表に示した。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の地震動の予測を行い、これらの中から最も震度が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの地震動の予測を行い、このうち震度が大きくなるケースについて記した。

震度別の面積割合 (既に明らかとなっている断層等を震源とする地震)

想定地震		マグニ チュード	震度 面積割合 (%)					
			4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
南海トラフ巨大地震	基本ケース	9.0	75.6	18.8	5.5	0.0	0.0	0.0
	陸側ケース		5.9	46.0	38.3	9.0	0.8	0.0
	東側ケース		63.8	29.6	6.4	0.2	0.0	0.0
	西側ケース		64.7	27.7	7.4	0.2	0.0	0.0
	経験的手法※1		16.5	51.4	24.7	7.4	0.0	0.0
	重ね合わせ※2		5.9	44.8	38.9	9.5	0.8	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	南から破壊	7.4	31.8	39.2	20.6	8.0	0.4	0.0
	北から破壊		19.8	44.6	24.3	10.6	0.7	0.0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	東から破壊	8.0	94.1	3.7	1.8	0.4	0.0	0.0
	西から破壊		82.9	10.3	4.5	2.1	0.2	0.0
石鎚山脈北縁	東から破壊	8.0	92.0	6.0	2.0	0.0	0.0	0.0
	西から破壊		92.9	5.8	1.3	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	東から破壊	8.0	83.9	12.0	4.1	0.1	0.0	0.0
	西から破壊		94.1	5.6	0.4	0.0	0.0	0.0
五日市断層	南から破壊	7.0	77.4	14.3	6.6	1.7	0.0	0.0
	北から破壊		76.3	15.2	6.4	2.0	0.1	0.0
己斐－広島西縁断層帯 (M6.5)	南から破壊	6.5	84.9	9.8	3.6	1.6	0.1	0.0
	北から破壊		84.9	10.0	3.5	1.5	0.1	0.0
岩国断層帯	東から破壊	7.6	85.6	10.2	3.4	0.8	0.1	0.0
	西から破壊		90.4	7.4	2.0	0.2	0.0	0.0
安芸灘断層群 (主部)	南から破壊	7.0	93.1	4.6	2.1	0.1	0.0	0.0
	北から破壊		92.3	5.3	2.2	0.2	0.0	0.0
安芸灘断層群 (広島湾－岩国沖断層帯)	南から破壊	7.4	79.8	12.6	6.0	1.5	0.0	0.0
	北から破壊		75.4	14.1	7.4	2.9	0.2	0.0
長者ヶ原断層－芳井断層	東から破壊	7.4	71.8	13.2	8.7	3.8	2.4	0.0
	西から破壊		69.2	14.2	9.0	4.9	2.7	0.0
(参考) 己斐－広島西縁断層帯 (M6.9)	南から破壊	6.9	76.3	14.7	6.2	2.5	0.3	0.0
	北から破壊		75.6	15.4	6.3	2.4	0.3	0.0

※1：震源からの距離に従い、地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定する手法で震度を表示したケース

※2：基本、陸側、東側、西側、経験的手法の5ケースを重ね合わせて最大となる震度を表示したケース

震度別の面積割合 (どこでも起こりうる直下の地震)

想定地震	震度 面積割合 (%)					
	4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
広島市直下	76.6	14.1	6.6	2.2	0.5	0.0
呉市直下	82.0	8.6	6.4	2.7	0.3	0.0
竹原市直下	77.8	11.9	7.0	2.7	0.6	0.0
三原市直下	78.2	11.2	7.4	2.7	0.5	0.0
尾道市直下	81.3	9.1	5.7	2.9	0.9	0.0
福山市直下	85.7	7.0	3.4	2.6	1.2	0.1
府中市直下	77.4	10.8	8.0	3.6	0.3	0.0
三次市直下	74.6	16.8	6.9	1.6	0.1	0.0
庄原市直下	74.8	15.5	7.3	2.2	0.2	0.0
大竹市直下	88.6	7.4	3.2	0.7	0.1	0.0
東広島市直下	72.2	15.6	8.7	2.9	0.5	0.0
廿日市市直下	79.6	12.8	5.9	1.5	0.2	0.0
安芸高田市直下	72.0	18.6	7.8	1.3	0.2	0.0
江田島市直下	84.8	8.2	5.3	1.7	0.1	0.0
府中町直下	75.6	13.9	7.5	2.6	0.4	0.0
海田町直下	76.6	12.5	7.7	2.8	0.3	0.0
熊野町直下	77.5	11.2	7.3	3.8	0.2	0.0
坂町直下	77.6	12.0	7.3	2.8	0.2	0.0
安芸太田町直下	80.9	10.6	6.7	1.7	0.1	0.0
北広島町直下	76.4	14.3	7.4	1.7	0.2	0.0
大崎上島町直下	82.1	10.0	5.6	1.9	0.3	0.0
世羅町直下	70.5	17.5	9.8	2.1	0.1	0.0
神石高原町直下	76.7	12.2	9.1	2.0	0.0	0.0

※：数値は、各想定地震における全県を集計を示す。

イ 液状化 (図-5 参照)

震度分布と土質状況をもとに、250mメッシュごとの液状化の危険度を示すPL値分布を想定した。

各想定地震における県全面積に対する危険度判定基準別の面積割合を下表に示した。このとき、液状化の危険度の判定は、液状化可能性のある震度5弱以上の範囲で行った。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」のPL値分布の想定を行い、これらの中から最もPL値が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの地震動のPL値分布の想定を行い、このうちPL値が大きくなるケースについて記した。

PL値による液状化危険度判定基準は次のとおりである。

液状化危険度

液状化危険度	PL 値
液状化危険度が極めて高い (以下「極めて高い」)	30 < PL
液状化危険度がかなり高い (以下「かなり高い」)	15 < PL ≤ 30
液状化危険度が高い (以下「高い」)	5 < PL ≤ 15
液状化危険度が低い (以下「低い」)	0 < PL ≤ 5
液状化危険度がかなり低い (以下「かなり低い」)	PL=0

液状化危険度別の面積割合 (PL 値) (既に明らかとなっている断層等を震源とする地震)

想定地震		マグニ チュード	液状化危険度 面積割合 (%)					
			対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
				PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	15<PL≤30	30<PL
南海トラフ巨大地震	基本ケース	9.0	75.6	4.9	13.9	4.4	1.1	0.1
	陸側ケース		5.9	60.6	21.8	6.7	3.4	1.6
	東側ケース		63.8	12.3	18.0	4.5	1.2	0.2
	西側ケース		64.7	12.8	15.8	4.5	2.0	0.2
	経験的手法※1		16.5	50.3	23.9	4.5	4.0	0.8
	重ね合わせ※2		5.9	60.6	21.8	6.6	3.5	1.6
安芸灘～伊予灘～豊後水道	南から破壊	7.4	31.8	38.4	10.4	13.4	3.5	2.5
	北から破壊		19.8	48.1	11.5	14.5	3.6	2.5
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	東から破壊	8.0	94.1	1.2	2.2	2.0	0.5	0.0
	西から破壊		82.9	5.5	7.1	3.1	1.4	0.1
石鎚山脈北縁	東から破壊	8.0	92.0	2.1	3.5	2.3	0.1	0.0
	西から破壊		92.9	1.5	3.6	1.9	0.1	0.0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	東から破壊	8.0	83.9	6.0	6.7	3.1	0.4	0.0
	西から破壊		94.1	0.9	4.1	0.9	0.1	0.0
五日市断層	南から破壊	7.0	77.4	11.6	5.6	3.7	0.7	1.0
	北から破壊		76.3	12.4	5.7	3.8	0.7	1.0
己斐－広島西縁断層帯 (M6.5)	南から破壊	6.5	84.9	6.0	4.4	3.3	0.3	1.1
	北から破壊		84.9	5.8	4.8	3.1	0.3	1.1
岩国断層帯	東から破壊	7.6	85.6	7.7	3.7	1.9	1.0	0.2
	西から破壊		90.4	4.3	2.6	2.0	0.6	0.1
安芸灘断層群 (主部)	南から破壊	7.0	93.1	2.2	1.6	1.8	1.2	0.0
	北から破壊		92.3	2.6	1.9	2.0	1.0	0.1
安芸灘断層群 (広島湾－岩国沖断層帯)	南から破壊	7.4	79.8	9.8	5.7	2.1	1.6	1.0
	北から破壊		75.4	13.1	6.4	2.4	1.5	1.2
長者ヶ原断層－芳井断層	東から破壊	7.4	71.8	13.6	8.0	4.7	1.8	0.2
	西から破壊		69.2	15.0	8.6	5.2	1.7	0.3
(参考) 己斐－広島西縁断層帯 (M6.9)	南から破壊	6.9	76.3	11.3	6.3	4.4	0.5	1.2
	北から破壊		75.6	11.9	6.5	4.2	0.6	1.2

注：震度5弱以上の地域を危険度判定の対象としている

※1：震源からの距離に従い、地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定する手法で震度を表示したケース

※2：基本、陸側、東側、西側、経験的手法の5ケースを重ね合わせて最大となる震度を表示したケース

液状化危険度の面積割合 (PL 値) (どこでも起こりうる直下の地震)

想定地震	液状化危険度 面積割合 (%)					
	対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
		PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	15<PL≤30	30<PL
広島市直下	76.6	10.9	6.1	4.3	0.9	1.2
呉市直下	82.0	7.3	4.5	3.3	1.9	0.9
竹原市直下	77.8	8.1	7.2	5.3	1.1	0.4
三原市直下	78.2	8.5	6.2	5.5	1.1	0.5
尾道市直下	81.3	7.4	5.7	3.6	1.5	0.4
福山市直下	85.7	5.8	3.6	3.4	1.5	0.2
府中市直下	77.4	10.3	5.9	4.9	1.5	0.1
三次市直下	74.6	12.1	9.5	3.8	0.0	0.0
庄原市直下	74.8	13.2	7.6	4.3	0.0	0.0
大竹市直下	88.6	5.3	2.7	2.0	1.0	0.3
東広島市直下	72.2	11.4	7.6	6.7	1.8	0.3
廿日市市直下	79.6	10.4	4.8	3.2	0.8	1.1
安芸高田市直下	72.0	12.6	10.3	4.9	0.2	0.0
江田島市直下	84.8	6.1	4.5	1.9	1.7	1.0
府中町直下	75.6	11.1	6.3	5.1	0.7	1.2
海田町直下	76.6	10.3	5.7	5.2	0.9	1.3
熊野町直下	77.5	9.6	5.4	5.0	1.4	1.1
坂町直下	77.6	9.8	5.6	4.5	1.2	1.3
安芸太田町直下	80.9	12.7	3.5	2.3	0.5	0.1
北広島町直下	76.4	12.5	6.5	4.3	0.3	0.0
大崎上島町直下	82.1	6.3	5.9	4.2	1.2	0.4
世羅町直下	70.5	12.2	9.3	7.1	0.8	0.1
神石高原町直下	76.7	10.8	6.5	5.3	0.6	0.0

※：震度5弱以上を対象としている。

※：数値は、各想定地震における全県の集計を示す。

ウ 津波 (図-6参照)

想定地震のうち、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震、讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部の地震、石鎚山脈北縁西部-伊予灘の地震、安芸灘断層群 (主部) の地震、安芸灘断層群 (広島湾-岩国沖断層帯) の地震については、津波による被害を記した。

ここでは、浸水深別面積 (堤防が機能しない場合) について、想定地震ごとに下表に示す。なお、南海トラフ巨大地震の津波については「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した津波断層モデル11ケースのうち、広島県にとって被害の大きい (人的被害に結びつく浸水深30cm以上の広島県全域での浸水面積が最大) 津波断層モデルケース1の場合を示す。

浸水深別面積 (構造物が機能しない場合)

想定地震	浸水面積 (ha)				
	浸水深 1cm以上	浸水深 30cm以上	浸水深 1m以上	浸水深 2m以上	浸水深 5m以上
南海トラフ巨大地震 (津波：ケース1)	12,474	10,679	6,618	3,343	8
安芸灘～伊予灘～豊後水道	7,921	6,749	4,515	1,903	0
讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部	6,520	5,537	3,680	1,479	0
石鎚山脈北縁西部-伊予灘	6,032	5,262	3,536	1,311	0
安芸灘断層群 (主部)	5,382	4,794	3,214	1,108	0
安芸灘断層群 (広島湾-岩国沖断層帯)	5,844	5,131	3,422	1,179	0

## (2) 想定される被害の特徴（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

## ア 南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース1）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が12,474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14,759人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

## イ 安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.7%、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は11.3%と今回の想定地震中最大となり、県南部の大半の地域が震度5強以上の揺れとなる。また津波の発生によって、浸水深1cm以上の浸水がある面積が7,921ha（その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%）と南海トラフ巨大地震に次いで広い範囲が浸水する。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により29,012棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜で最大11,206人となるが、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約40万人となる。地震発生直後においては、断水人口が342,755人、停電が132,193軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約5.9兆円となる。

## ウ 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.3%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,520haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により7,689棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり2,084人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約29万人となる。地震発生直後においては、断水人口が52,139人、停電が53,103軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.1兆円となる。

## エ 石鎚山脈北縁（西から破壊）

県内の南部の地域が震度5強以上の強い揺れとなるが、6弱以上となる地域は発生しない。また、津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により1,693棟の建物が全壊し、死者は0人、負傷者が36人発生し、避難を必要とする人は約0.4万人となる。地震発生直後においては、断水人口が3人、停電が255軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.5兆円となる。

## オ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）

県内の6強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,032haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により3,002棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり192人で、そのほとんどが津波によるものである。

避難を必要とする人は約 28 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 750 人、停電が 45,683 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1 兆円となる。

カ 五日市断層（北から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.1%であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 2.1%である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 6,820 棟の建物が全壊し、死者が 179 人、負傷者が 4,552 人発生し、避難を必要とする人が約 3 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 2,304 人、停電が 26,680 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1.9 兆円となる。

キ 己斐－広島西縁断層帯 (M6.5) (北から破壊)

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.1%であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 1.6%である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 7,612 棟の建物が全壊し、死者が 249 人、負傷者が 5,302 人発生し、避難を必要とする人は約 3 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 3,681 人、停電が 31,859 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1.9 兆円となる。

ク 岩国断層帯（東から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.1%であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 0.9%である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 4,498 棟の建物が全壊し、死者が 72 人、負傷者が 1,073 人発生し、避難を必要とする人は約 1 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 22,020 人、停電が 2,761 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1.0 兆円となる。

ケ 安芸灘断層群（主部）（北から破壊）

県内の 6 強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 0.2%である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 5,382ha あり、その内、浸水深 30cm を超える地域の割合が約 89%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 2,987 棟の建物が全壊し、死者は夏の 12 時が最大となり 45 人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約 25 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 556 人、停電が 39,865 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 0.8 兆円となる。

コ 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.2%であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 3.1%である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 5,844ha あり、その内、浸水深 30cm を超える地域の割合が約 88%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 8,335 棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり 3,495 人で、その 9 割が津波によるものである。避難を必要とする人が約 28 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 50,465 人、停電が 69,582 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 2.4 兆円となる。

サ 長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は2.7%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は7.6%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により46,629棟の建物が全壊し、死者が2,840人、負傷者が22,170人発生し、避難を必要とする人が約12万人となる。地震発生直後においては、断水人口が553,671人、停電が44,585軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約3.9兆円となる。

シ (参考) 己斐-広島西縁断層帯 (M6.9) (南から破壊)

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.32%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.8%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により約12,603棟の建物が全壊し、死者が539人、負傷者が9,131人発生し、避難を必要とする人が約5万人となる。地震発生直後においては、断水人口が10,814人、停電が49,426軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.4兆円となる。



(3) 被害想定結果 (既に明らかとなっている断層等を震源とする地震)

既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の被害想定結果は次の通りである。

被害想定結果一覧表 (既に明らかとなっている断層等を震源とする地震) 1/2

想定項目	想定地震	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～ 伊予灘～ 豊後水道	讃岐山脈南縁 ―石鎚山脈北 縁東部	石鎚山脈北縁	石鎚山脈北縁 西部―伊予灘	五日市断層	
		陸側ケース 津波ケース1	北から破壊	西から破壊	西から破壊	東から破壊	北から破壊	
		マグニチュード	9.0	7.4	8.0	8.0	8.0	7.0
		地震タイプ	プレート間	プレート内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
今後30年以内の発生確率	-	40%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	不明		
地震動・ 液状化	震度6弱以上のエリア	福山市 坂町 大崎上島町 他	呉市 海田町 大崎上島町 他	三原市 尾道市 福山市他	-	呉市 竹原市 三原市他	広島市 府中町 海田町他	
	県全面積に対する面積率	9.8%	11.3%	2.3%	0.0%	0.1%	2.1%	
	県全面積に対する液状化危険度面積率 (PL>15の面積率)	5.0%	6.1%	1.5%	0.1%	0.4%	1.7%	
土砂 災害	①急傾斜地	483	418	62	0	2	58	
	②地すべり	5	1	2	0	0	0	
	③山腹崩壊	619	547	167	0	1	77	
津波 被害	津波の浸水面積 (ha)	12,474	7,921	6,520	-	6,032	-	
建物 被害	全壊の主な原因	液状化	揺れ	揺れ	液状化	液状化	液状化	
	全壊棟数 (棟)	69,210	29,012	7,689	1,693	3,002	6,820	
	半壊棟数 (棟)	200,572	120,894	40,659	3,266	9,294	28,340	
	焼失棟数 (棟) *1	351	315	90	0	0	108	
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	
	死傷者の主な原因	津波	津波	津波	-	津波	建物倒壊	
	死者数 (人) *2	14,759	11,206	2,013	0	192	179	
	負傷者数 (人) *2	22,220	20,691	6,002	36	470	4,552	
ライフ ライン 施設 被害	重傷者数 (負傷者の内数) (人) *2	3,426	2,259	732	0	46	307	
	上水道 (1日後の断水人口) (人) *1	1,046,761	323,150	46,663	3	718	2,304	
	下水道 (1日後の機能支障人口) (人) *1	779,794	665,462	137,035	65,493	239,856	441,551	
	電力 (直後の停電軒数) *1	119,836	132,193	53,103	255	45,683	26,680	
交通 施設 被害	通信 (直後の固定電話不通回線数) *1	76,806	76,064	30,098	138	22,889	14,266	
	ガス (1日後の供給停止戸数) *1	150,069	129,308	84,254	0	79,002	0	
	道路 (被害箇所数)	1,699	1,428	455	100	341	419	
	鉄道 (被害箇所数)	844	781	225	50	179	290	
生活 支障	港湾 (揺れによる被害箇所数)	191	231	131	26	44	74	
	避難所避難者数 (当日・1日後) (人) *1	386,814	261,823	192,410	2,179	183,639	16,717	
	帰宅困難者数 (人) *3	165,911	165,911	145,475	150,986	157,472	148,773	
	食料の不足量 (当日・1日後) (食) *1	-569,818	-235,322	-56,786	312,571	-32,649	292,363	
	仮設トイレの不足量 (当日・1日後) (基) *1	-10,015	-8,067	-2,605	-79	-3,484	-3,960	
災害 廃 棄物	医療機能支障 (医療需要過不足数) (<0:不足) *2	-1,240	2,953	23,113	31,035	27,859	25,860	
	災害廃棄物発生量	可燃物 (万t) *1	124.40	49.70	13.32	2.75	4.82	11.33
その他 施設等 被害	不燃物 (万t) *1	372.17	172.89	44.86	11.00	19.84	43.12	
	エレベータ内閉じ込め者数 (人) *4	240	260	42	16	47	165	
	道路閉塞 (幅員13m未満) (%) 道路リンク10～50%以下	5.7	1.8	0.5	0.0	0.0	0.2	
	災害時要援護者数 (当日・1日後) (人) *1	76,404	51,548	37,562	443	35,739	3,249	
	危険物施設の被害箇所数 (箇所)	96	106	26	0	0	23	
	文化財の被害件数 (件) *1	11	9	6	0	4	0	
	孤立集落 (集落)	0	5	3	0	0	3	
	ため池 (災害発生の危険性が高いため池の箇所数)	126	234	44	0	0	0	
重要 施設	①災害対策本部等	61	70	15	0	0	35	
	②避難拠点施設	618	791	92	1	6	472	
	③医療施設	63	77	15	0	2	36	
経済 被害	使用に支障のある施設数 (棟) *1							
	直接被害 (億円) *1	89,030	58,776	20,514	4,779	9,953	18,511	
	間接被害 (億円) *1	37,477	28,082	15,267	3,862	5,743	8,522	
合計 (億円)	126,507	86,858	35,781	8,641	15,696	27,033		

※ は、被害の最大値を示す  
 \*1: 冬 18時, 風速11m/s  
 \*2: 冬 深夜, 風速11m/s  
 \*3: 昼12時  
 \*4: 朝7時～8時

被害想定結果一覧表（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震） 2/2

想定項目	想定地震	己斐-広島西縁断層帯 (6.5)	岩国断層帯	安芸灘断層群 (主部)	安芸灘断層群 (広島湾-岩国沖断層帯)	長者ヶ原断層-芳井断層	(参考) 己斐-広島西縁断層帯 (6.9)	
		北から破壊	東から破壊	北から破壊	北から破壊	西から破壊	南から破壊	
		マグニチュード	6.5	7.6	7.0	7.4	7.4	6.9
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
	今後30年以内の発生確率	不明	0.03~2%	0.1~10%	不明	不明	不明	
地震動・液状化	震度6弱以上のエリア	広島市府中町坂町他	大竹市廿日市市	呉市江田島市	大竹市江田島市坂町他	尾道市福山市府中市他	府中町海田町坂町他	
	県全面積に対する面積率	1.6%	0.9%	0.2%	3.1%	7.6%	2.8%	
	県全面積に対する液状化危険度面積率 (PL>15の面積率)	1.4%	1.2%	1.1%	2.7%	2.0%	1.7%	
土砂災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	79	16	3	61	786	159
	②地すべり		0	0	0	0	8	0
	③山腹崩壊		90	9	7	86	734	168
津波被害	津波の浸水面積 (ha)	-	-	5,382	5,844	-	-	
建物被害	全壊の主な原因	揺れ	液状化	液状化	液状化	揺れ	揺れ	
	全壊棟数 (棟)	7,612	4,498	2,987	8,335	46,629	12,603	
	半壊棟数 (棟)	30,565	10,166	6,534	39,380	76,429	46,746	
	焼失棟数 (棟) *1	144	36	0	99	945	261	
人的被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	
	死傷者の主な原因	建物倒壊	建物倒壊	津波	津波	建物倒壊	建物倒壊	
	死者数 (人) *2	249	72	43	3,495	2,840	539	
	負傷者数 (人) *2	5,302	1,073	230	5,962	22,170	9,131	
	重傷者数 (負傷者の内数) (人) *2	429	131	9	744	4,809	924	
ライフライン施設被害	上水道 (1日後の断水人口) (人) *1	3,681	21,327	530	48,585	544,113	10,814	
	下水道 (1日後の機能支障人口) (人) *1	433,144	219,826	200,642	455,622	168,735	504,304	
	電力 (直後の停電軒数) *1	31,859	2,761	39,865	69,582	44,585	49,426	
	通信 (直後の固定電話不通回線数) *1	16,068	2,527	19,987	37,493	38,675	25,105	
交通施設被害	ガス (1日後の供給停止戸数) *1	0	0	79,002	80,995	0	0	
	道路 (被害箇所数)	341	194	229	535	659	483	
	鉄道 (被害箇所数)	285	130	122	342	320	358	
生活支障	港湾 (揺れによる被害箇所数)	68	36	30	94	120	76	
	避難所避難者数 (当日・1日後) (人) *1	19,169	7,494	163,203	186,001	70,362	31,646	
	帰宅困難者数 (人) *3	142,368	142,234	144,883	156,268	96,775	150,204	
	食料の不足量 (当日・1日後) (食) *1	289,219	302,781	17,577	-36,469	151,648	271,790	
	仮設トイレの不足量 (当日・1日後) (基) *1	-3,897	-1,670	-2,927	-5,523	-1,752	-4,707	
医療機能支障 (医療需要過不足数) (<0:不足) *2	25,268	30,310	32,119	22,714	7,538	19,812		
災害廃棄物	災害廃棄物発生量	可燃物 (万t) *1	12.83	7.28	4.67	13.80	85.10	21.82
	不燃物 (万t) *1	47.02	29.49	20.57	52.86	245.75	74.18	
その他施設等被害	エレベータ内閉じ込め者数 (人) *4	158	53	19	128	86	208	
	道路閉塞 (幅員13m未満) (%) 道路リンク10~50%以下	0.4	0.1	0.0	0.3	7.7	1.2	
	災害時要援護者数 (当日・1日後) (人) *1	3,742	1,470	31,701	36,176	13,519	6,173	
	危険物施設の被害箇所数 (箇所)	23	36	0	64	86	43	
	文化財の被害件数 (件) *1	0	0	4	4	30	1	
	孤立集落 (集落)	0	4	0	2	28	0	
	ため池 (災害発生の危険性が高いため池の箇所数)	1	2	0	8	175	5	
	重要施設	①災害対策本部等 ②避難拠点施設 ③医療施設	36 484 37	15 141 14	5 46 3	37 498 44	22 217 33	37 607 49
経済被害	直接被害 (億円) *1	18,522	10,359	7,914	24,434	38,838	24,181	
	間接被害 (億円) *1	8,206	5,417	6,017	12,379	18,744	9,610	
	合計 (億円)	26,728	15,776	13,931	36,813	57,582	33,791	

\*は、被害の最大値を示す

\*1: 冬 18時, 風速11m/s

\*2: 冬 深夜, 風速11m/s

\*3: 昼12時

\*4: 朝7時~8時

(4) 被害想定結果 (どこでも起こりうる直下の地震)

どこでも起こりうる直下の地震の被害想定結果は次の通りである。

被害想定結果一覧表 (どこでも起こりうる直下の地震) 1/4

想定項目	想定項目	想定地震		広島市直下地震	呉市直下地震	竹原市直下地震	三原市直下地震	尾道市直下地震	福山市直下地震	
		マグニチュード		6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	
		地震タイプ		地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	
地震動・液状化	震度6弱以上のエリア		広島市海田町坂町他	呉市熊野町坂町他	竹原市三原市大崎上島町他	竹原市三原市尾道市他	三原市尾道市福山市他	尾道市福山市府中市他		
	県全面積に対する面積率		2.7%	3.0%	3.3%	3.2%	3.8%	3.9%		
	県全面積に対する液状化危険度面積率 (PL>15の面積率)		2.1%	2.8%	1.5%	1.6%	1.9%	1.7%		
土砂災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	165	176	248	284	456	257		
	②地すべり		0	0	1	2	5	5		
	③山腹崩壊		159	241	197	253	443	395		
建物被害	全壊の主な原因		揺れ	揺れ	揺れ	揺れ	揺れ	揺れ		
	全壊棟数 (棟)		16,667	11,093	8,668	10,490	24,293	30,047		
	半壊棟数 (棟)		52,115	33,959	22,396	34,439	46,261	50,609		
	焼失棟数 (棟)	*1	369	180	246	162	582	630		
人的被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜		
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊		
	死者数 (人)	*2	777	433	341	503	1,426	1,773		
	負傷者数 (人)	*2	10,808	6,253	4,072	7,115	12,150	14,257		
	重傷者数 (負傷者の内数) (人)	*2	1,334	727	564	843	2,346	3,035		
ライフライン施設被害	上水道 (1日後の断水人口) (人)	*1	26,942	178,301	41,157	87,840	247,108	413,478		
	下水道 (1日後の機能支障人口) (人)	*1	516,903	360,916	164,379	116,739	118,894	139,583		
	電力 (直後の停電軒数)	*1	59,225	18,707	7,850	11,758	20,767	28,845		
	通信 (直後の固定電話不通回線数)	*1	30,245	11,432	5,131	7,215	15,404	26,023		
	ガス (1日後の供給停止戸数)	*1	0	0	0	0	0	0		
交通施設被害	道路 (被害箇所数)		493	390	406	438	428	385		
	鉄道 (被害箇所数)		399	255	241	241	227	192		
	港湾 (揺れによる被害箇所数)		88	94	106	130	127	97		
生活支障	避難所避難者数 (当日・1日後) (人)	*1	39,755	19,080	10,480	13,432	30,676	48,011		
	帰宅困難者数 (人)	*3	157,406	155,685	158,999	95,918	96,227	60,851		
	食料の不足量 (当日・1日後) (食)	*1	259,435	284,239	295,360	285,739	252,219	208,815		
	仮設トイレの不足量 (当日・1日後) (基)	*1	-4,898	-3,179	-1,146	-699	-886	-1,256		
	医療機能支障 (医療需要過不足数) (<0:不足)	*2	16,849	22,718	24,922	25,310	20,887	18,337		
災害廃棄物	災害廃棄物発生量	可燃物 (万t)	*1	29.12	19.19	15.21	18.76	44.35	54.43	
	不燃物 (万t)	*1	96.50	65.19	50.03	57.54	128.41	161.12		
その他施設等被害	エレベータ内閉じ込め者数 (人)	*4	208	95	34	39	53	63		
	道路閉塞 (幅員13m未満) (%) 道路リンク10~50%以下		1.7	0.9	1.0	1.1	2.2	4.3		
	災害時要援護者数 (当日・1日後) (人)	*1	7,765	3,950	2,167	2,791	6,329	9,110		
	危険物施設の被害箇所数 (箇所)		52	23	12	19	37	67		
	文化財の被害件数 (件)	*1	3	2	3	3	16	13		
	孤立集落 (集落)		0	1	0	0	0	4		
	ため池 (災害発生の危険性が高いため池の箇所数)		4	17	26	46	68	101		
	重要施設	①災害対策本部等	使用に支障のある施設数 (棟)	*1	46	32	9	20	21	17
		②避難拠点施設		670	322	93	110	154	132	
③医療施設		53		29	8	14	24	32		
経済被害	直接被害 (億円)	*1	27,883	21,437	15,441	17,502	23,817	27,670		
	間接被害 (億円)	*1	10,777	11,243	8,303	11,514	14,677	16,144		
	合計 (億円)		38,660	32,680	23,744	29,016	38,494	43,814		

※ は、被害の最大値を示す

\*1: 冬 18時, 風速11m/s

\*2: 冬 深夜, 風速11m/s

\*3: 昼12時

\*4: 朝7時~8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 2/4

想定項目	想定項目	想定地震	府中市 直下地震	三次市 直下地震	庄原市 直下地震	大竹市 直下地震	東広島市 直下地震	廿日市市 直下地震
		マグニチュード	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
地震動・液状化	震度6弱以上のエリア		尾道市 福山市 府中市他	三次市 庄原市 安芸高田市	三次市 庄原市	大竹市 廿日市市 江田島市他	竹原市 東広島市 熊野町他	広島市 廿日市市 坂町他
	県全面積に対する面積率	3.9%	1.7%	2.4%	0.8%	3.4%	1.7%	
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）	1.6%	0.0%	0.0%	1.3%	2.1%	1.9%	
土砂災害	①急傾斜地 ②地すべり ③山腹崩壊	危険度ランクが高い箇所	143	28	67	23	162	53
			3	10	3	0	0	0
			285	53	60	11	117	75
建物被害	全壊の主な原因		揺れ	揺れ	揺れ	液状化	液状化	液状化
	全壊棟数（棟）	9,168	2,065	2,467	4,754	7,987	7,672	
	半壊棟数（棟）	34,802	7,565	7,238	11,211	24,015	27,786	
	焼失棟数（棟） *1	162	27	27	36	117	144	
人的被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊
	死者数（人） *2	439	94	124	93	223	233	
	負傷者数（人） *2	7,242	1,482	1,494	1,358	3,611	4,615	
	重傷者数（負傷者の内数）（人） *2	758	153	200	168	368	399	
ライフライン施設被害	上水道（1日後の断水人口）（人） *1	184,358	16,476	9,016	25,354	70,710	17,777	
	下水道（1日後の機能障害人口）（人） *1	122,135	35,141	39,879	199,511	316,357	411,177	
	電力（直後の停電軒数） *1	17,338	1,233	1,551	3,658	11,712	21,853	
	通信（直後の固定電話不通回線数） *1	14,987	549	860	3,376	7,942	12,559	
	ガス（1日後の供給停止戸数） *1	0	0	0	0	0	0	
交通施設被害	道路（被害箇所数）	479	351	349	166	516	371	
	鉄道（被害箇所数）	224	170	179	126	303	269	
	港湾（揺れによる被害箇所数）	88	3	3	47	67	81	
生活支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人） *1	14,943	1,999	1,868	8,071	12,962	18,026	
	帰宅困難者数（人） *3	84,830	106,030	86,439	134,132	165,300	148,773	
	食料の不足量（当日・1日後）（食） *1	292,629	311,173	312,936	301,622	291,999	289,400	
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基） *1	-767	226	180	-1,473	-2,682	-3,669	
	医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足） *2	26,702	32,821	33,528	30,713	24,529	26,030	
災害廃棄物	災害廃棄物発生量	可燃物（万t） *1	16.34	3.70	4.45	7.77	13.52	12.89
		不燃物（万t） *1	50.74	11.26	13.20	30.72	48.81	47.66
その他施設等被害	エレベータ内閉じ込め者数（人） *4	55	6	5	35	87	135	
	道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下	1.0	0.3	0.4	0.2	0.7	0.4	
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人） *1	2,897	433	408	1,574	2,548	3,488	
	危険物施設の被害箇所数（箇所）	27	4	3	43	11	26	
	文化財の被害件数（件） *1	3	0	1	0	0	0	
	孤立集落（集落）	7	0	0	2	1	0	
	ため池（災害発生時の危険性が高いため池の箇所数）	78	3	1	2	141	4	
重要施設	①災害対策本部等 ②避難拠点施設 ③医療施設	使用に支障のある施設数（棟） *1	12	4	4	12	12	33
			114	22	69	81	113	393
			21	0	1	7	17	40
経済被害	直接被害（億円） *1	15,930	3,332	3,079	10,564	17,320	18,523	
	間接被害（億円） *1	12,930	3,257	3,420	5,990	7,616	9,020	
	合計（億円）	28,860	6,589	6,499	16,554	24,936	27,543	

※ 〇は、被害の最大値を示す

\*1：冬 18時，風速11m/s

\*2：冬 深夜，風速11m/s

\*3：昼12時

\*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 3/4

想定項目	想定項目	想定地震	安芸高田市 直下地震	江田島市 直下地震	府中町 直下地震	海田町 直下地震	熊野町 直下地震	坂町 直下地震
		マグニチュード	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
地震動・液状化	震度6弱以上のエリア		広島市 三次市 安芸高田市他	呉市 江田島市 坂町他	府中町 海田町 坂町他	府中町 海田町 熊野町他	海田町 熊野町 坂町他	海田町 熊野町 坂町他
	県全面積に対する面積率		1.5%	1.8%	3.0%	3.1%	4.0%	3.0%
	県全面積に対する液状化危険度面積率 (PL>15の面積率)		0.2%	2.7%	1.9%	2.2%	2.5%	2.5%
土砂災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	57	88	233	207	135	169
	②地すべり		0	0	0	0	0	0
	③山腹崩壊		23	128	179	151	170	170
建物被害	全壊の主な原因		液状化	液状化	揺れ	揺れ	揺れ	揺れ
	全壊棟数 (棟)		2,999	6,090	16,557	13,662	9,329	11,892
	半壊棟数 (棟)		9,025	22,353	52,246	44,460	40,712	44,576
	焼失棟数 (棟) *1		36	63	546	399	162	287
人的被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊
	死者数 (人) *2		94	127	782	590	315	474
	負傷者数 (人) *2		1,441	3,209	10,846	8,731	7,156	8,383
	重傷者数 (負傷者の内数) (人) *2		155	211	1,331	1,007	532	808
ライフライン施設被害	上水道 (1日後の断水人口) (人) *1		18,913	35,340	33,097	46,225	90,018	52,532
	下水道 (1日後の機能障害人口) (人) *1		153,041	334,151	520,239	492,661	451,125	480,623
	電力 (直後の停電軒数) *1		1,931	11,448	53,555	42,002	33,318	43,982
	通信 (直後の固定電話不通回線数) *1		1,165	6,639	27,136	21,506	18,173	22,625
	ガス (1日後の供給停止戸数) *1		0	0	0	0	0	0
交通施設被害	道路 (被害箇所数)		387	307	529	522	510	495
	鉄道 (被害箇所数)		173	202	410	392	354	383
	港湾 (揺れによる被害箇所数)		8	92	89	93	104	95
生活支障	避難所避難者数 (当日・1日後) (人) *1		3,765	10,521	39,793	31,555	20,163	27,445
	帰宅困難者数 (人) *3		164,462	148,205	157,406	157,406	157,406	157,406
	食料の不足量 (当日・1日後) (食) *1		310,352	299,463	255,652	264,728	286,171	272,176
	仮設トイレの不足量 (当日・1日後) (基) *1		-969	-2,837	-4,931	-4,591	-4,084	-4,438
医療機能支障 (医療需要過不足数) (<0:不足) *2		28,622	27,605	18,071	20,271	21,465	20,426	
災害廃棄物	災害廃棄物発生量	可燃物 (万t) *1	5.17	10.04	29.08	23.77	15.91	20.52
		不燃物 (万t) *1	17.70	38.82	95.76	80.26	56.35	70.69
その他施設等被害	エレベータ内閉じ込め者数 (人) *4		39	81	208	186	148	170
	道路閉塞 (幅員13m未満) (%) 道路リンク10~50%以下		0.5	0.4	1.8	1.0	0.5	0.7
	災害時要援護者数 (当日・1日後) (人) *1		781	2,158	7,812	6,245	4,030	5,456
	危険物施設の被害箇所数 (箇所)		4	16	50	48	31	46
	文化財の被害件数 (件) *1		0	0	4	1	1	2
	孤立集落 (集落)		0	0	22	29	5	9
	ため池 (災害発生の危険性が高いため池の箇所数)		0	12	4	4	25	4
	重要施設	①災害対策本部等 ②避難拠点施設 ③医療施設	使用に支障のある施設数 (棟) *1	2	28	37	34	36
経済被害	直接被害 (億円) *1		6,226	17,129	27,611	25,578	23,540	25,068
	間接被害 (億円) *1		3,438	10,679	11,394	11,415	11,618	11,632
	合計 (億円)		9,664	27,808	39,005	36,993	35,158	36,700

※: ■は、被害の最大値を示す

\*1: 冬 18時, 風速11m/s

\*2: 冬 深夜, 風速11m/s

\*3: 昼12時

\*4: 朝7時~8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 4/4

想定項目	想定項目	想定地震	安芸太田町 直下地震	北広島町 直下地震	大崎上島町 直下地震	世羅町 直下地震	神石高原町 直下地震	
		マグニチュード	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	
地震動・液状化	震度6弱以上のエリア		広島市 廿日市市 安芸太田町他	広島市 安芸高田市 北広島町他	竹原市 三次市 大崎上島町他	三次市 福山市 世羅町他	福山市 府中市 神石高原町他	
	県全面積に対する面積率		1.8%	1.9%	2.2%	2.2%	2.0%	
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）		0.6%	0.3%	1.6%	0.9%	0.6%	
土砂災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	91	77	169	54	25	
	②地すべり		1	0	1	2	0	
	③山腹崩壊		88	57	107	52	56	
建物被害	全壊の主な原因		液状化	液状化	揺れ	液状化	液状化	
	全壊棟数（棟）		2,781	3,262	6,333	3,416	2,078	
	半壊棟数（棟）		6,410	8,942	18,887	13,631	9,690	
	焼失棟数（棟） *1		18	36	45	18	18	
人的被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	
	死者数（人） *2		37	89	225	70	33	
	負傷者数（人） *2		567	1,290	3,209	1,896	1,377	
	重傷者数（負傷者の内数）（人） *2		60	148	366	107	54	
ライフライン施設被害	上水道（1日後の断水人口）（人） *1		4,130	3,614	24,681	15,143	13,268	
	下水道（1日後の機能障人口）（人） *1		171,647	204,770	100,593	105,558	94,108	
	電力（直後の停電軒数） *1		3,011	5,123	5,502	5,962	5,384	
	通信（直後の固定電話不通回線数） *1		3,345	5,887	3,595	3,603	2,646	
	ガス（1日後の供給停止戸数） *1		0	0	0	0	0	
交通施設被害	道路（被害箇所数）		214	325	317	499	417	
	鉄道（被害箇所数）		62	112	185	206	149	
	港湾（揺れによる被害箇所数）		13	6	98	65	39	
	避難所避難者数（当日・1日後）（人） *1		4,532	4,626	7,232	4,022	2,943	
生活支障	帰宅困難者数（人） *3		134,767	157,027	158,999	100,234	61,090	
	食料の不足量（当日・1日後）（食） *1		308,938	308,331	302,772	309,420	311,426	
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基） *1		-1,162	-1,494	-479	-497	-373	
	医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足） *2		31,508	29,301	28,237	31,232	33,464	
	災害廃棄物	災害廃棄物発生量		可燃物（万t） *1	4.48	5.52	11.06	5.83
不燃物（万t） *1		18.39	19.90	36.24	20.39	12.71		
その他施設等被害	エレベータ内閉じ込め者数（人） *4		45	63	30	32	26	
	道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下		0.1	0.2	0.7	0.1	0.1	
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人） *1		900	934	1,556	823	586	
	危険物施設の被害箇所数（箇所）		1	5	10	7	5	
	文化財の被害件数（件） *1		1	0	0	1	0	
	孤立集落（集落）		0	0	1	0	1	
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）		0	3	27	2	3	
	重要施設	①災害対策本部等 ②避難拠点施設 ③医療施設	使用に支障のある施設数（棟） *1	3	1	13	5	4
				145	25	76	49	42
6				4	7	5	3	
経済被害	直接被害（億円） *1		6,340	7,029	12,855	9,299	6,606	
	間接被害（億円） *1		3,533	3,282	7,403	7,427	7,543	
	合計（億円）		9,873	10,311	20,258	16,726	14,149	

※ ■は、被害の最大値を示す  
 \*1：冬 18時，風速11m/s  
 \*2：冬 深夜，風速11m/s  
 \*3：昼12時  
 \*4：朝7時～8時

図－1 想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

【別紙】

図－2 想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

【別紙】

図－3 想定地震位置図（どこでも起こりうる直下の地震）

【別紙】

図－4（1）震度分布

【別紙】

図－4（2）震度分布

【別紙】

図－4（3）震度分布

【別紙】

図－4（4）震度分布

【別紙】

図－4（5）震度分布

【別紙】

図－5 液状化危険度分布（PL値）

【別紙】

図－6 津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）

【別紙】

【別紙】

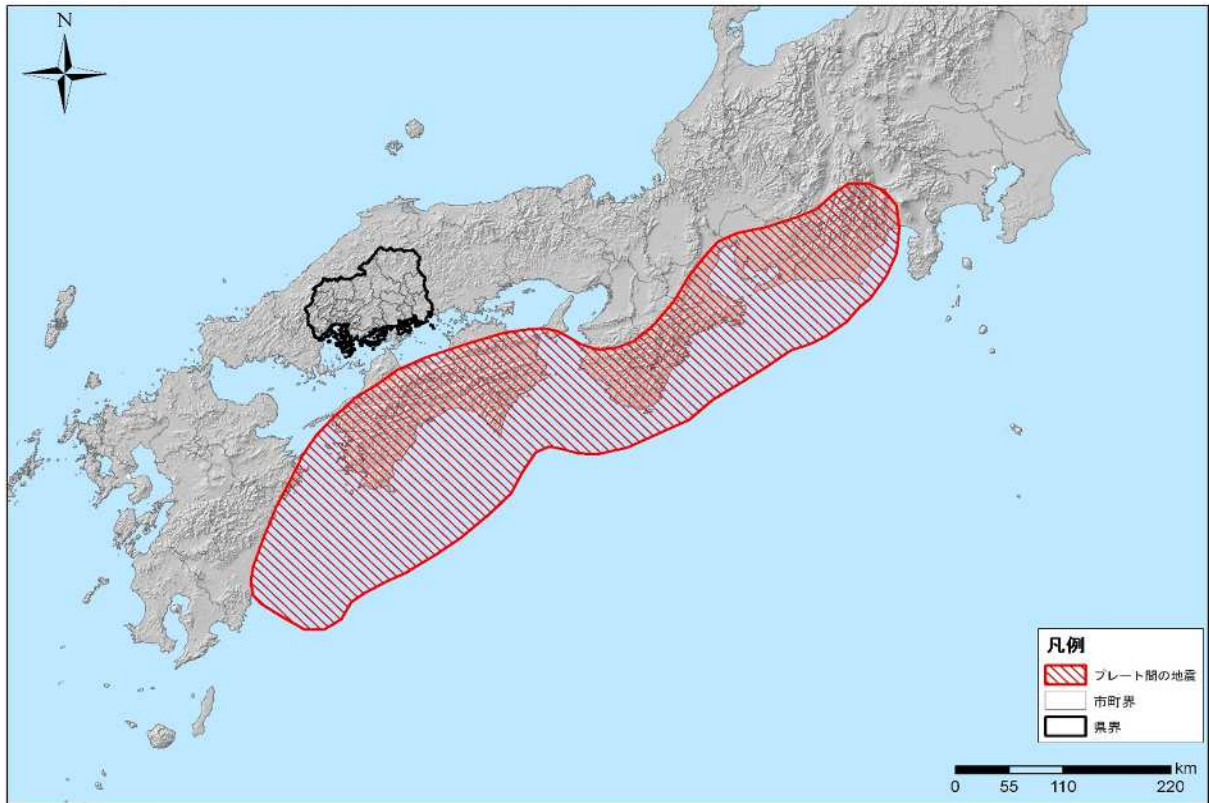


図-1 想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

内閣府（2012）：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

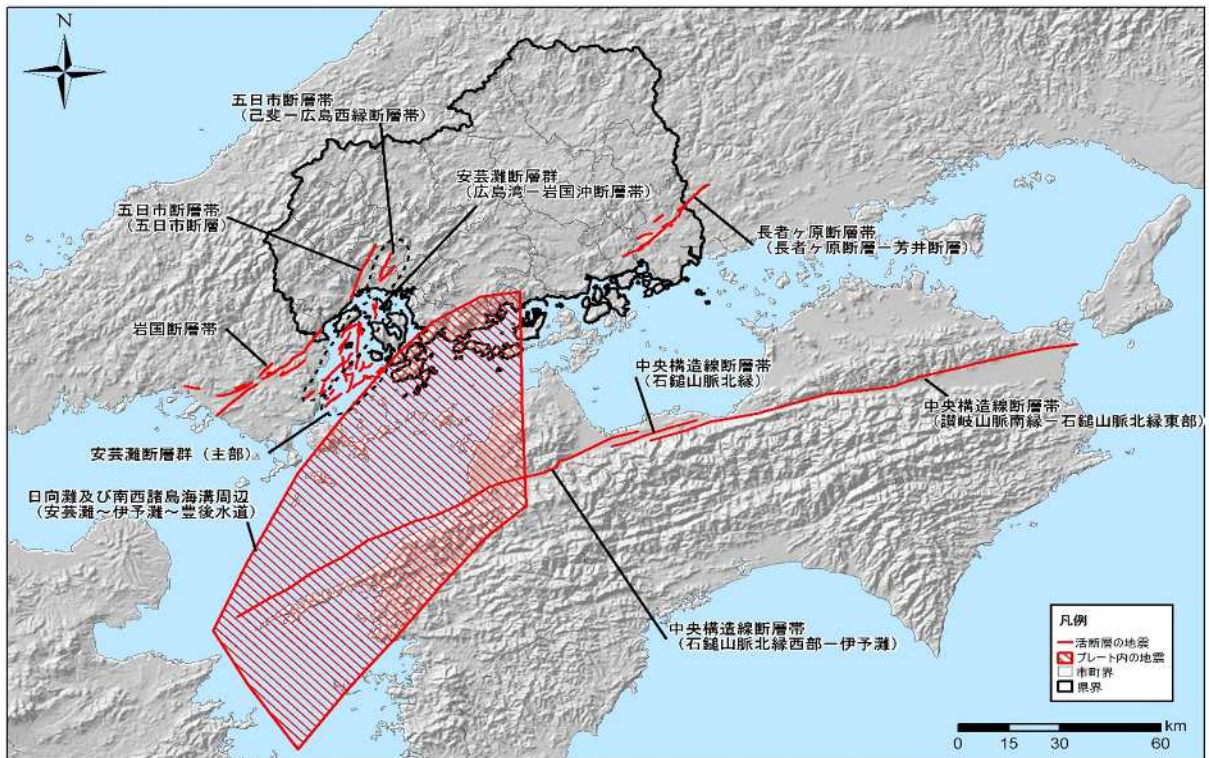


図-2 想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

活断層研究会（1991）：新編日本の活断層、東京大学出版会



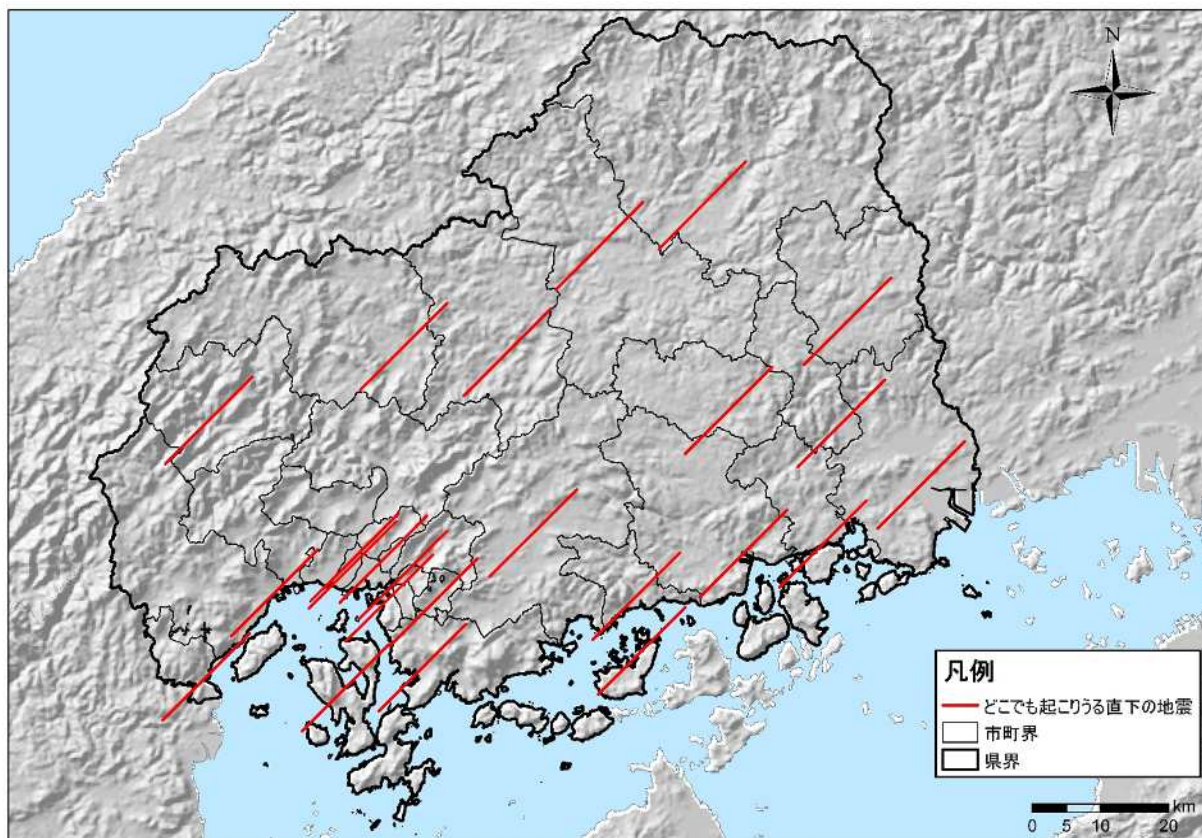
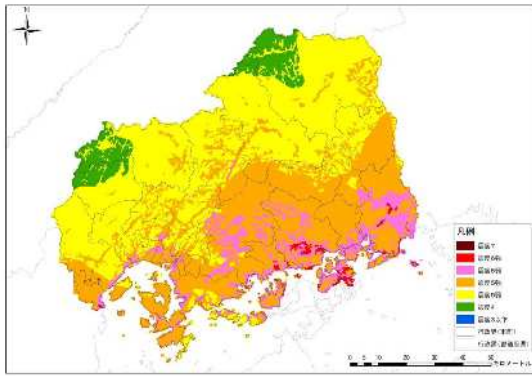
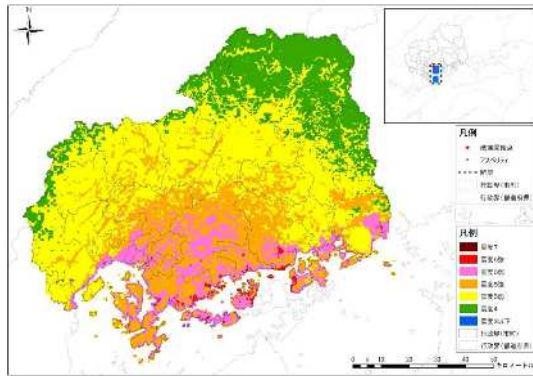


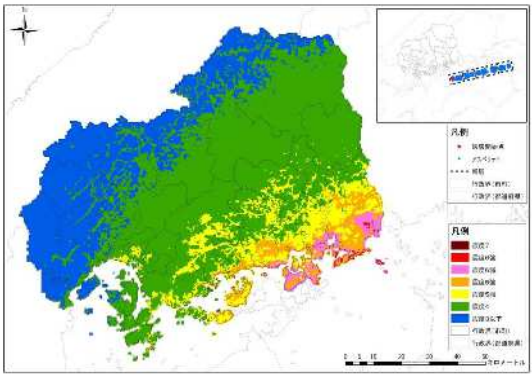
図-3 想定地震位置図（どこでも起こりうる直下の地震）



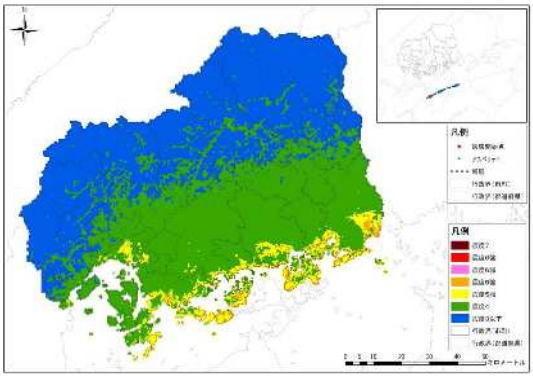
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）



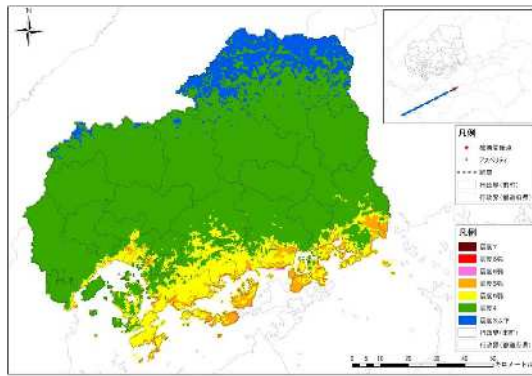
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震  
（北から破壊）



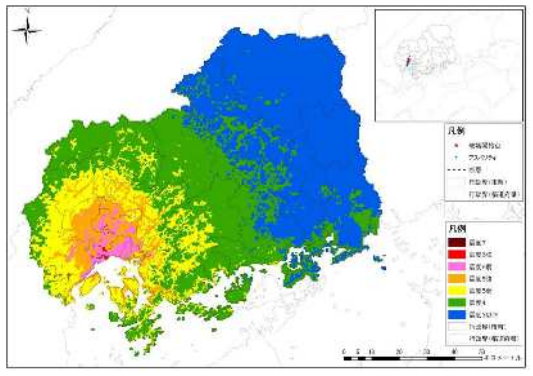
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（西から破壊）



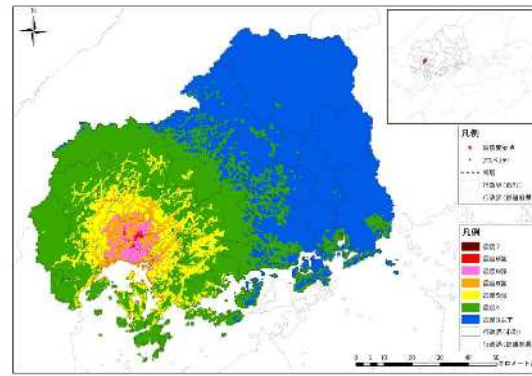
石鎚山脈北縁の地震（西から破壊）



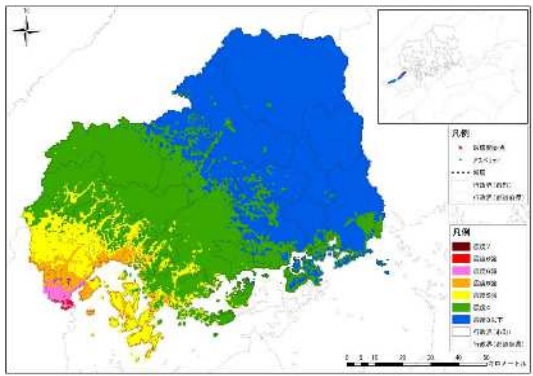
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震（東から破壊）



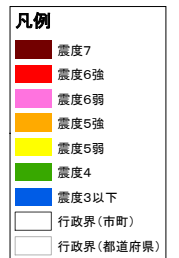
五日市断層の地震（北から破壊）



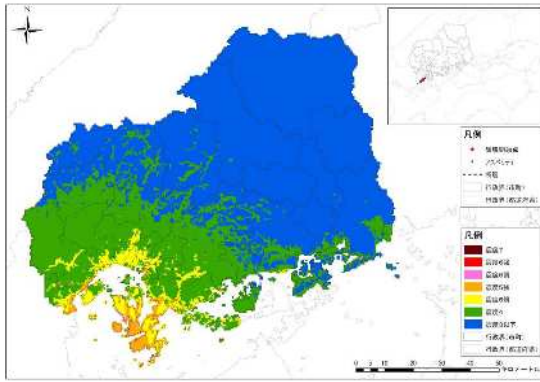
己斐～広島西縁断層帯の地震 (M6.5)（北から破壊）



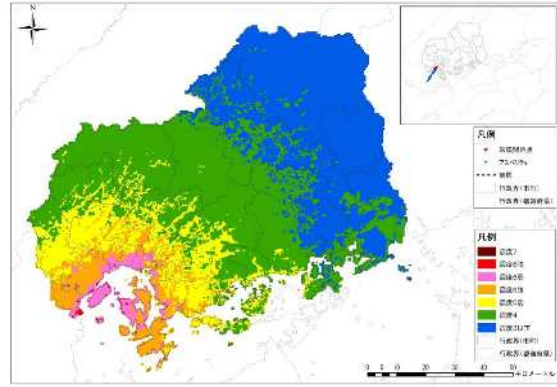
岩国断層帯の地震（東から破壊）



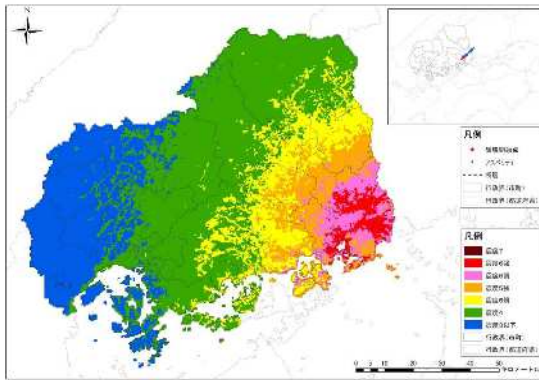
図－4（1） 震度分布



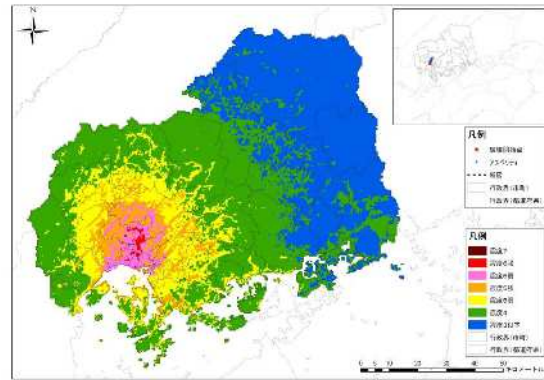
安芸灘断層群（主部）の地震（北から破壊）



安芸灘断層群（広島湾—岩国沖断層帯）の地震  
（北から破壊）



長者ヶ原断層—芳井断層の地震（西から破壊）



（参考）己斐—広島湾断層帯の地震（M6.9）の地震  
（南から破壊）

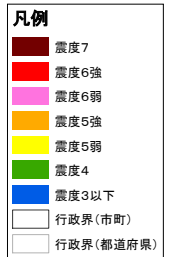
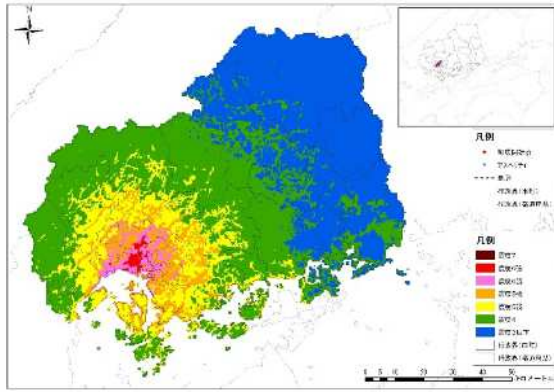
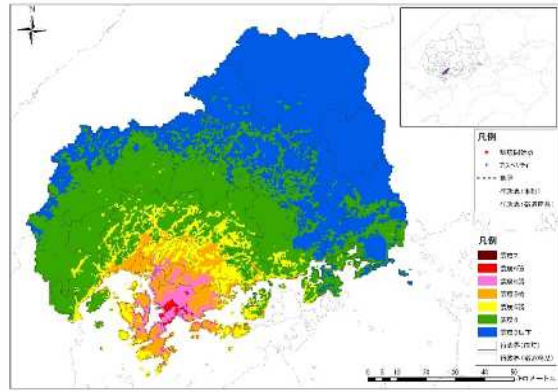


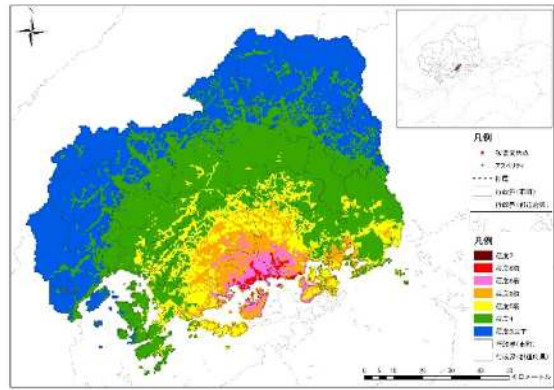
図-4 (2) 震度分布



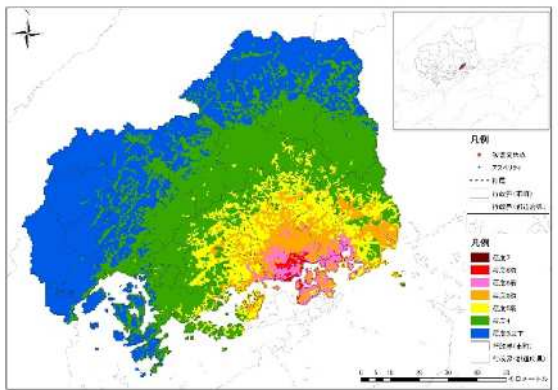
広島市直下地震



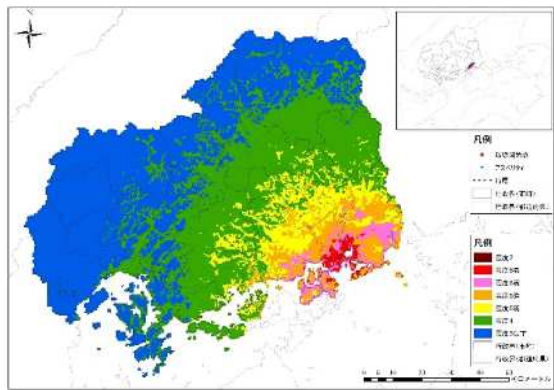
呉市直下地震



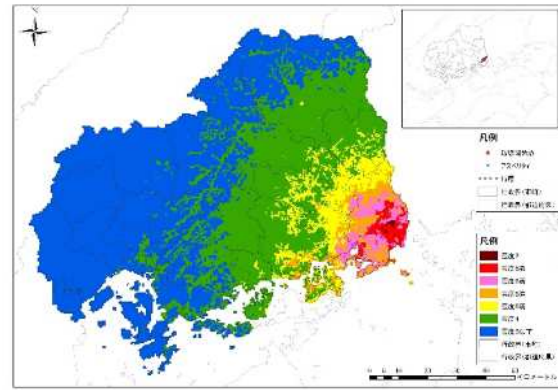
竹原直下地震



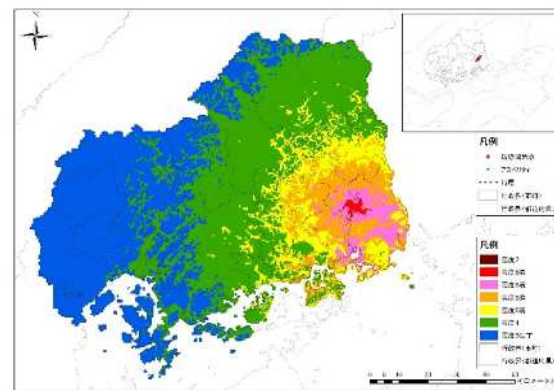
三原市直下地震



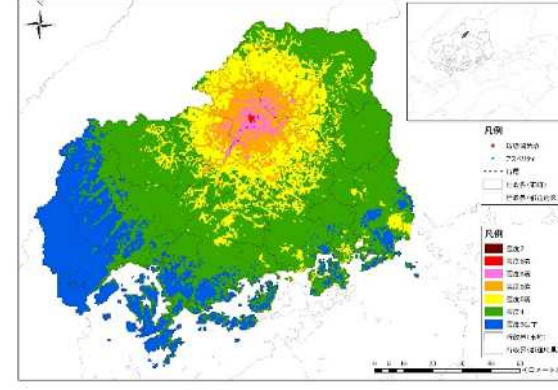
尾道市直下地震



福山市直下地震



府中市直下地震



三次市直下地震

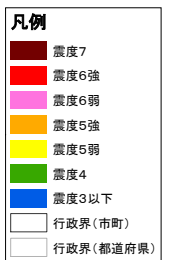
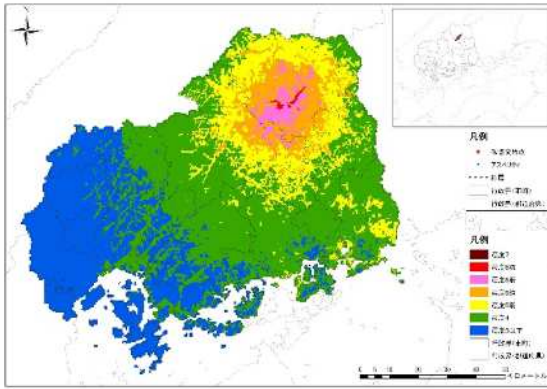
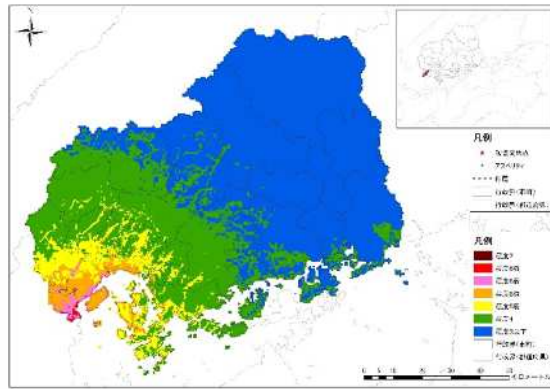


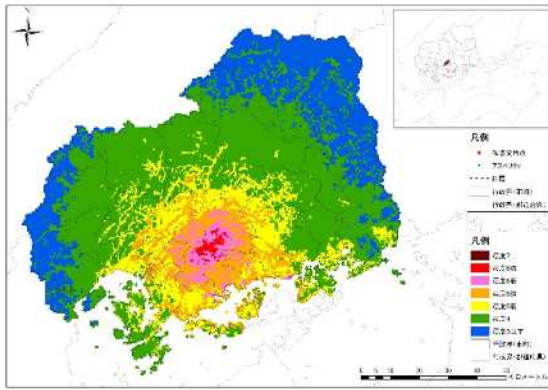
図-4 (3) 震度分布



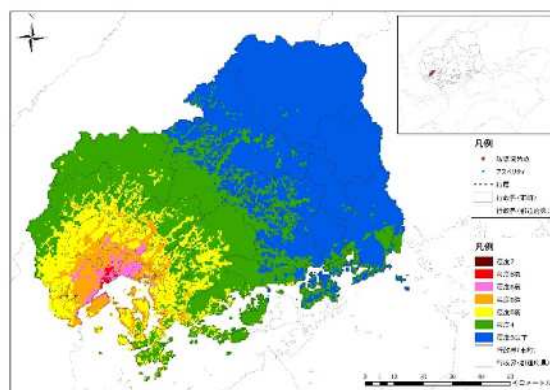
庄原市直下地震



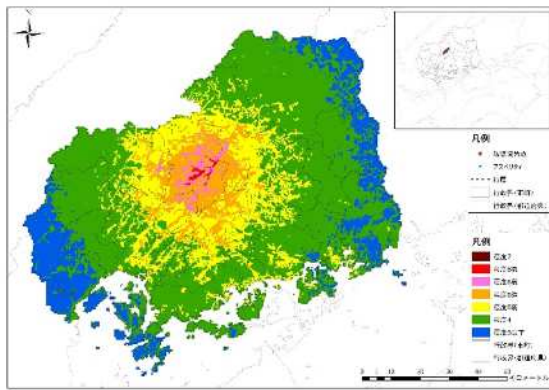
大竹市直下地震



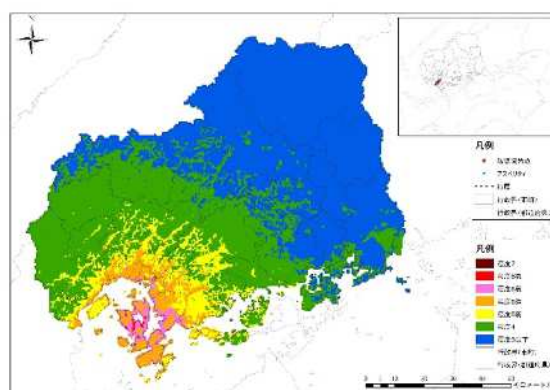
東広島市直下地震



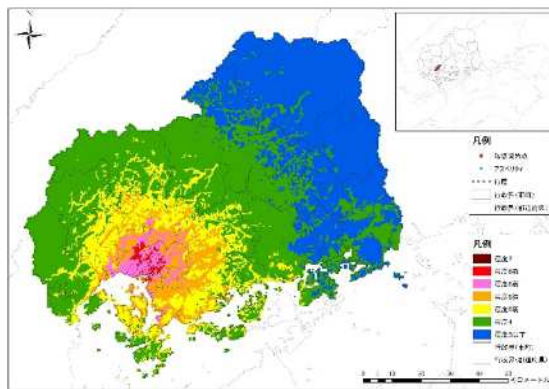
廿日市市直下地震



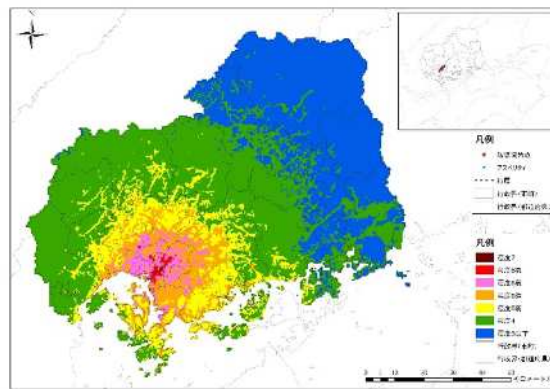
安芸高田市直下地震



江田島市直下地震



府中町直下地震



海田町直下地震

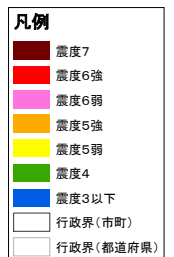
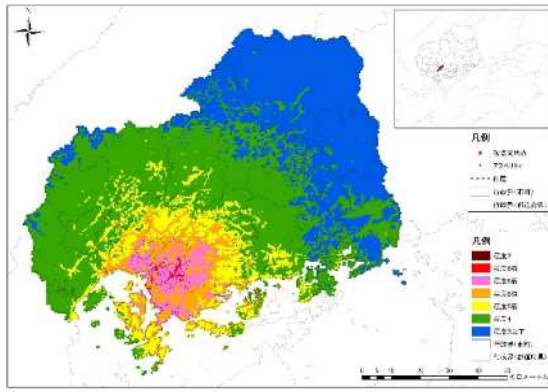
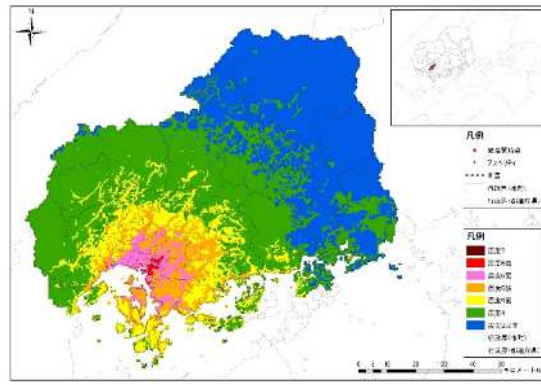


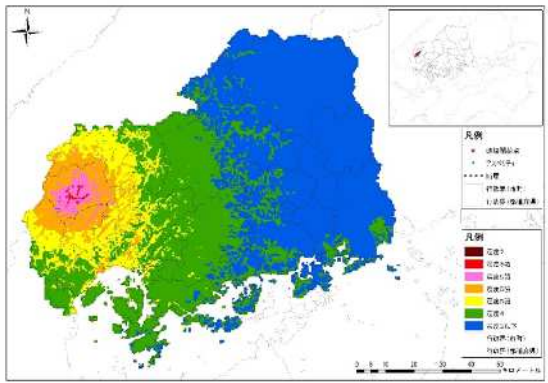
図-4(4) 震度分布



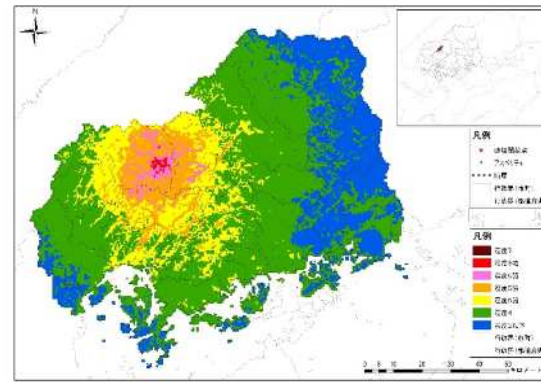
熊野町直下地震



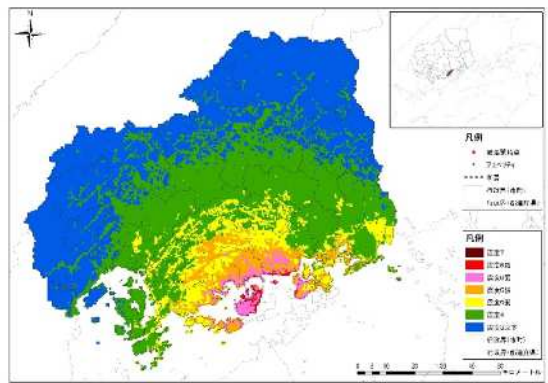
坂町直下地震



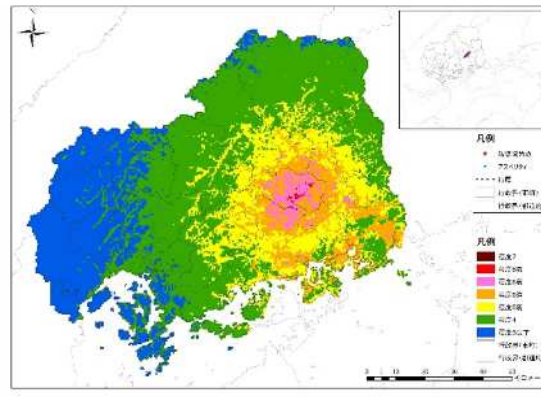
安芸太田町直下地震



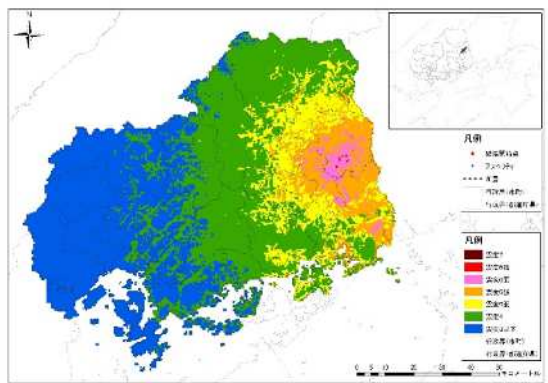
北広島町直下地震



大崎上島町直下地震



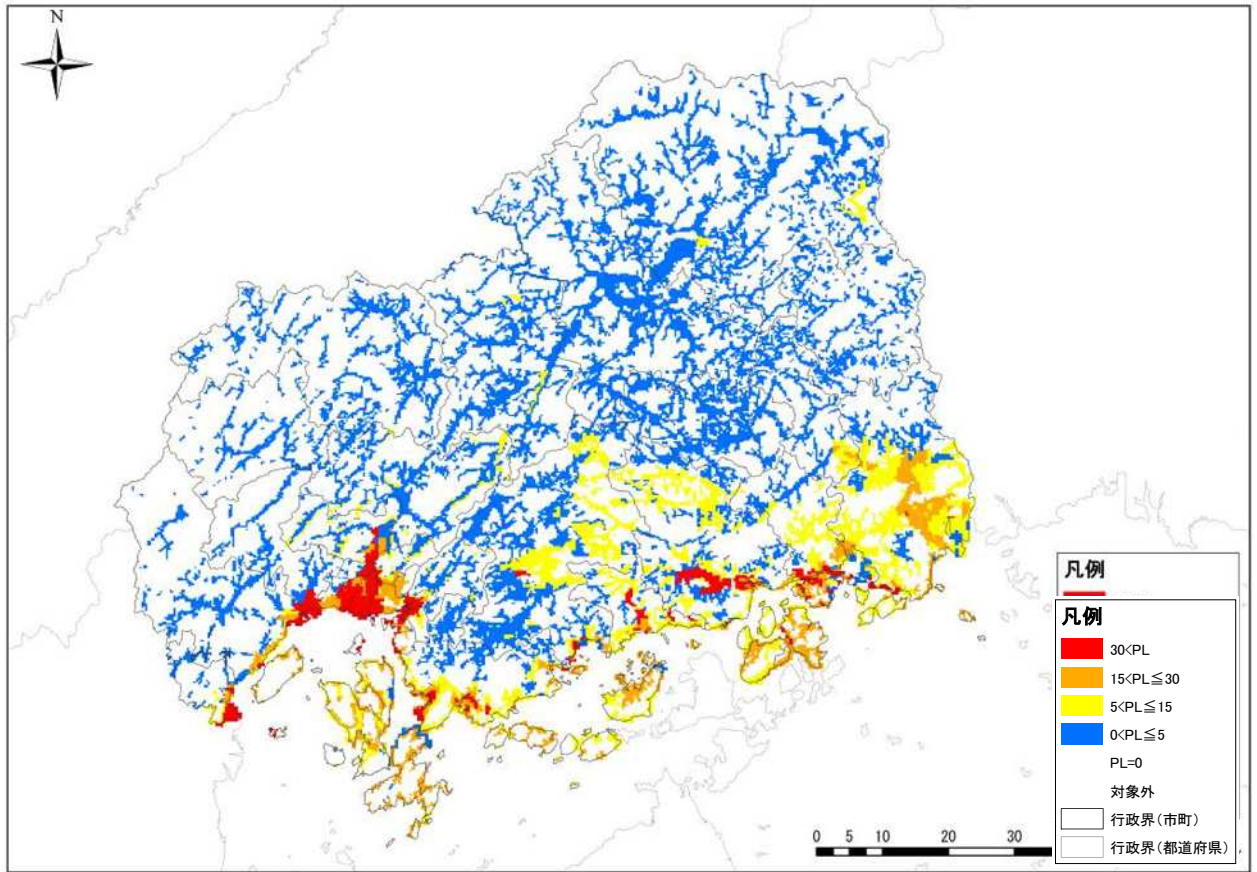
世羅町直下地震



神石高原町直下地震

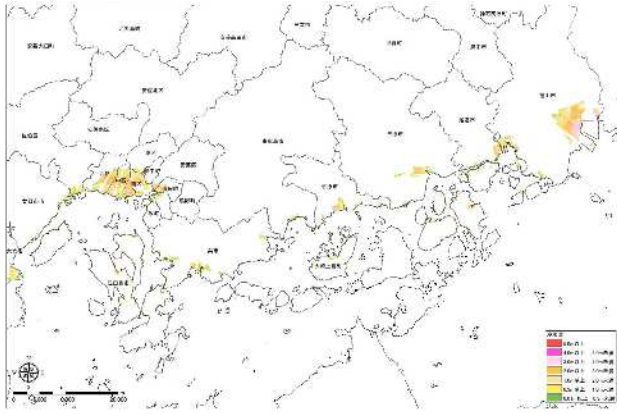


图-4 (5) 震度分布

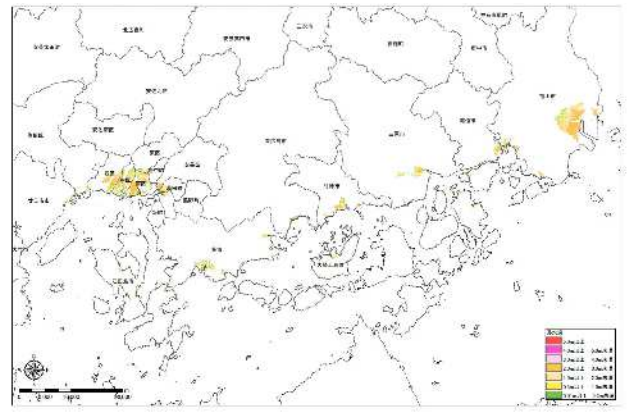


南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

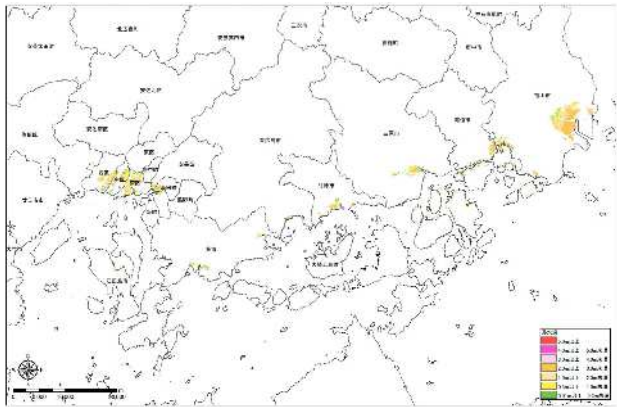
図－5 液状化危険度分布（PL 値）



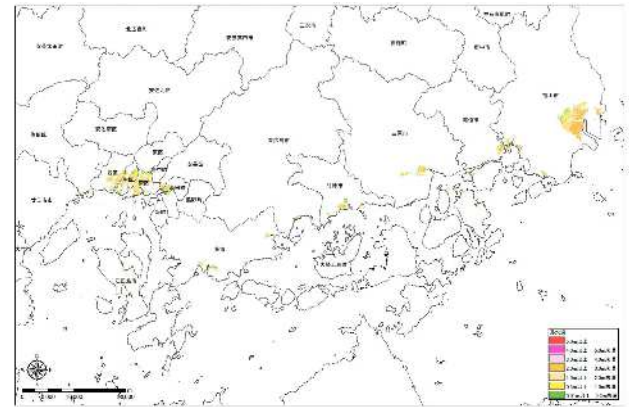
南海トラフ巨大地震（ケース1）



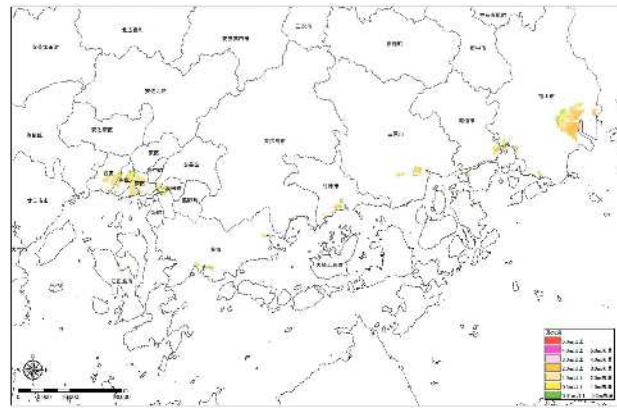
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震



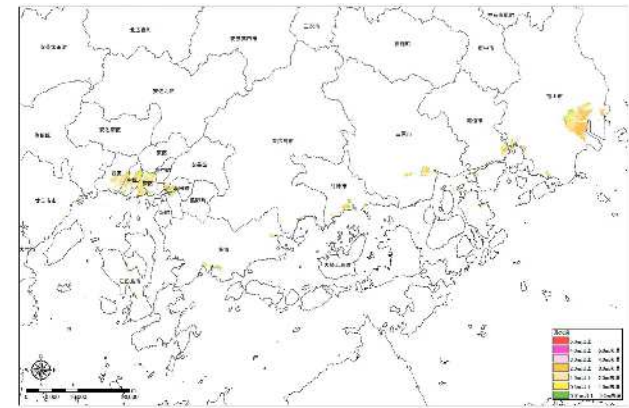
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震



石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震



安芸灘断層群（主部）の地震



安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）の地震



図－6 津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）



【参 考】

■ 中国地域の活断層の長期評価結果について

文部科学省地震調査研究推進本部は、中国地域に分布し、マグニチュード (M) 6.8 以上の地震を引き起こす可能性のある活断層を総合的に評価し、「中国地域の活断層の長期評価 (第一版)」として平成 28 年 7 月 1 日に公表した。

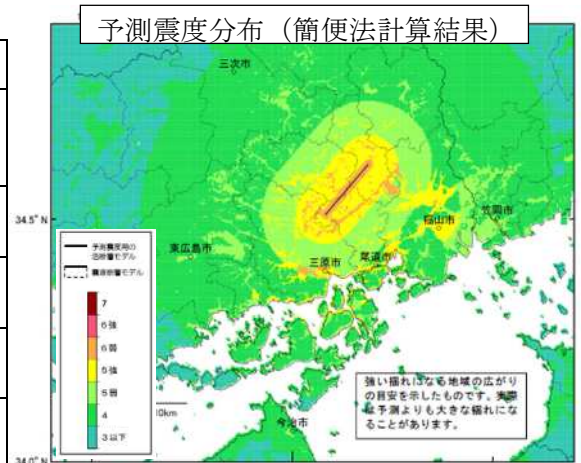
この地域評価では、広島県の活断層について、これまで評価対象とされていなかった「長者ヶ原一芳井断層」、「宇津戸断層」、「安田断層」、「筒賀断層」及び「黒瀬断層」の 5 つの活断層が新たに評価対象として加えられた。

なお、地震調査研究推進本部では、この地域評価の結果を踏まえ、平成 29 年 2 月 21 日に「長者ヶ原一芳井断層」及び「筒賀断層」を主要活断層帯に選定している。

新たに評価対象とされた活断層の長期評価結果の概要は、次のとおりである。(既に、地震被害想定調査で想定地震とした「長者ヶ原一芳井断層」は除く。)

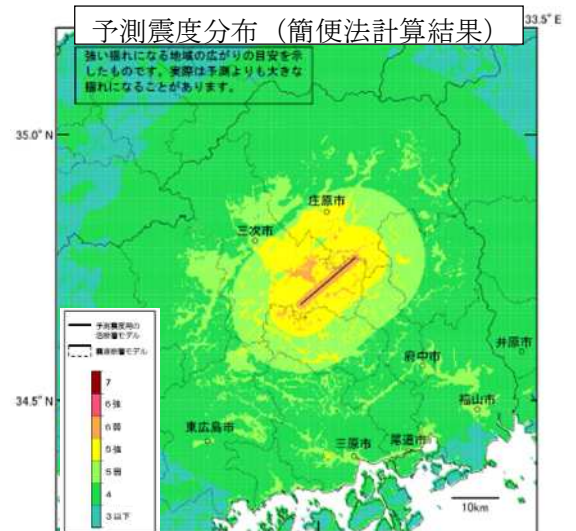
(1) 宇津戸断層

区 分	内 容
位 置	府中市から世羅郡世羅町、尾道市にかけて分布
長 さ	約 12km
地震の規模	M6.7 程度
最大震度	震度 6 強 (予測震度分布より)
平均活動間隔	不明
今後 30 年以内の発生確率	不明



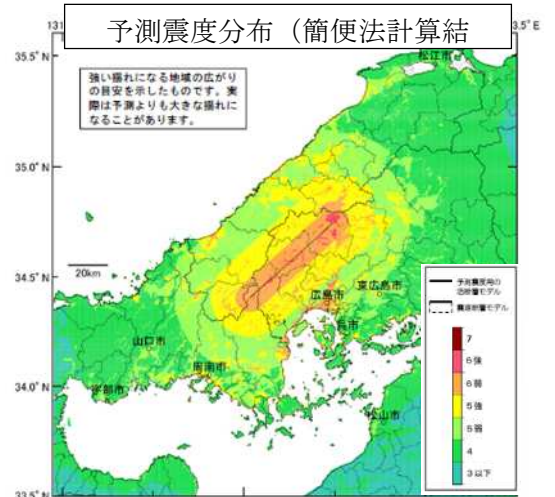
(2) 安田断層

区 分	内 容
位 置	三次市に分布
長 さ	約 5 km
地震の規模	M6.0 程度
最大震度	震度 6 弱 (予測震度分布より)
平均活動間隔	不明
今後 30 年以内の発生確率	不明



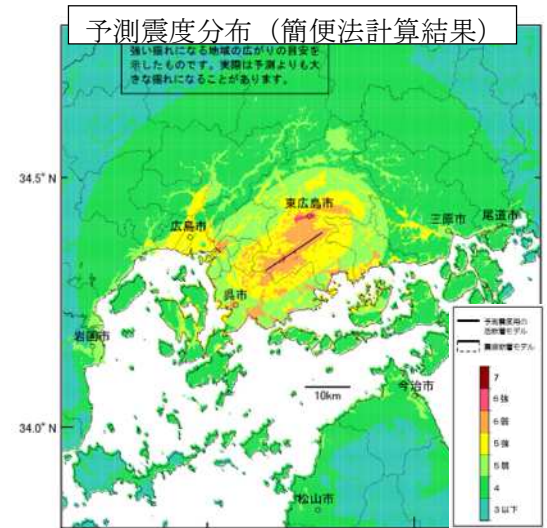
(3) 筒賀断層

区分	内容
位置	山県郡北広島町から安芸太田町、廿日市市にかけて分布
長さ	約 58 k m
地震の規模	M7.8 程度
最大震度	震度 6 強 (予測震度分布より)
平均活動間隔	不明
今後 30 年以内の発生確率	不明



(4) 黒瀬断層

区分	内容
位置	東広島市に分布
長さ	約 5 km
地震の規模	M6.0 程度
最大震度	震度 7 (予測震度分布より)
平均活動間隔	不明
今後 30 年以内の発生確率	不明



(注) 予測震度分布 (簡便法計算結果 平成 28 年 12 月地震調査研究推進本部作成) について

- 予測震度分布 (簡便法) は、強い揺れになる地域の広がりを目安を示したものであり、実際は予測よりも大きな揺れになる場合がある。
- 地震の規模の評価結果が M6.8 未満の断層の場合、地震調査研究推進本部では、地震規模の下限 M6.8 を用いて評価し、予測震度分布を作成している。

15 津波浸水想定

○ 基本

本節は、「広島県津波浸水想定（平成 25 年 3 月）」を基に作成したものであり、詳細な浸水想定については、これを使用し対応策等を検討する。

○ 津波浸水想定

本県の津波浸水想定においては、国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き（平成 24 年 10 月）」等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を想定津波として選定している。

津波浸水シミュレーションは、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震を破壊開始地点の異なる 8 ケース、「津波到達時間が短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震（以下、「瀬戸内海活断層等」という。）を 5 ケース選定している。

(1) 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等の概要

区 分	地 震	規 模
最大クラスの津波 （発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）	○南海トラフ巨大地震 ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された津波断層モデルのうち、破壊開始の地点を変更させた 8 ケース	マグニチュード：Mw=9.1
津波到達時間が短い津波	○瀬戸内海域活断層等 ・安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・讃岐山脈南縁—石鎚山脈北縁東部 ・石鎚山脈北縁西部—伊予灘 ・安芸灘層群（主部） ・安芸灘層群（広島湾—岩国沖断層帯）	マグニチュード：Mw=7.5 マグニチュード：Mw=7.6 マグニチュード：Mw=7.4 マグニチュード：Mw=6.6 マグニチュード：Mw=6.9

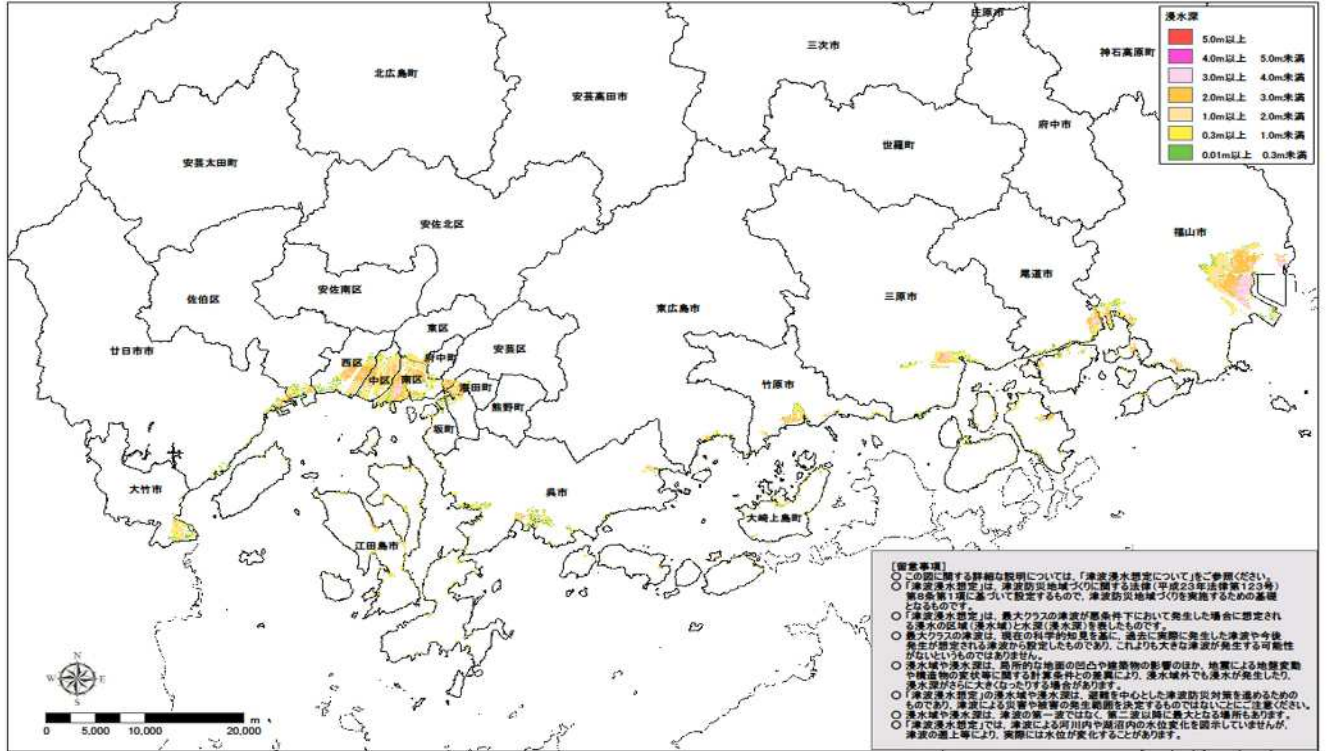
(2) 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による津波浸水想定

ア 津波浸水想定は、次のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域・浸水深を津波浸水想定図として作成している。

- ・初期潮位として 2009 年から 2013 年の年間最高潮位（最大と最小を除いた平均値）を設定
- ・地震による地盤の沈下を考慮
- ・構造物について、護岸や防波堤は機能せず、堤防は地震前の 25%の高さまで沈下するものとして設定し、津波が堤防を越流した場合は破壊される。

イ 浸水域・浸水深は、広島県における地形データを用いて、10mメッシュ単位で表示しており、浸水域は選定した津波別に想定される浸水深の中で最も大きい値を示している。

広島県津波浸水想定図



浸水面積（最大の場合）

（単位：ha）

市町名	浸水面積（浸水深別）				
	1 cm 以上	30 cm 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上
広島市	3,817	3,463	2,432	1,188	2
呉市	1,218	864	272	57	1
竹原市	426	367	205	109	—
三原市	719	593	286	140	—
尾道市	1,191	948	479	266	1
福山市	3,355	3,037	2,326	1,438	2
大竹市	377	304	136	13	—
東広島市	113	90	39	16	—
廿日市市	343	237	78	17	1
江田島市	593	516	239	57	—
府中町	68	56	22	—	—
海田町	250	238	176	46	—
坂町	125	81	16	5	—
大崎上島町	252	191	66	11	—
県全体	12,847	10,987	6,770	3,364	8

※ 河川・砂浜部分を除いた陸域部の浸水面積。

※ 四捨五入の関係で合計と面積が合わないことがあります。

(3) 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による「最高津波水位」、「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

ア 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位 (※1)		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間 (分) (※2)
		うち津波の高さ (m)		
広島市	3.6	1.5	246	37
呉市	3.6	1.6	240	12
竹原市	3.1	1.3	347	20
三原市	3.2	1.4	332	20
尾道市	3.5	1.4	312	20
福山市	3.3	1.2	270	13
大竹市	3.4	1.4	219	26
東広島市	3.2	1.3	370	25
廿日市市	3.6	1.6	218	26
江田島市	4.0	1.9	251	31
海田町	3.6	1.5	246	57
坂町	3.6	1.5	243	49
大崎上島町	3.1	1.2	372	29

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

イ 瀬戸内海域活断層等

瀬戸内海域活断層等による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位（※1）		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間 (分)（※2）
		うち津波の高さ (m)		
広島市	3.0	0.8	110	3
呉市	2.9	0.7	185	8
竹原市	2.4	0.4	140	18
三原市	2.8	0.8	108	20
尾道市	3.2	1.0	111	15
福山市	3.2	1.0	119	13
大竹市	2.7	0.7	41	1
東広島市	2.5	0.4	67	18
廿日市市	2.7	0.7	42	0
江田島市	3.1	1.1	18	0
海田町	2.9	0.7	109	0
坂町	2.7	0.9	164	0
大崎上島町	2.6	0.5	138	15

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

【参考】用語の解説

① 浸水域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域

② 浸水深

陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ

③ 津波水位

津波襲来時の海岸線における、海面の高さ（標高※で表示）

※標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.+m）として表示しています。

④ 津波の高さ

津波襲来時の海岸線における、「津波水位」と「初期潮位」との差

⑤ 最大波到達時間

津波の最高到達高さが生じるまでの時間

⑥ 津波影響開始時間

海域を伝播してきた津波により、初期水位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）の変化が生じるまでの時間

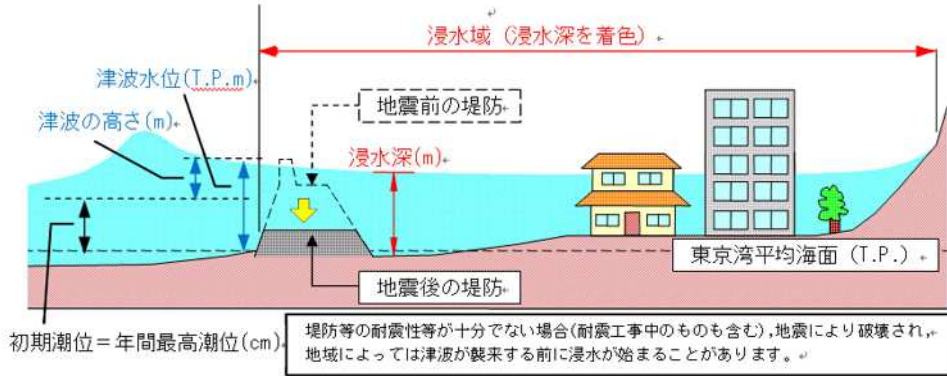
⑦ 水位変動

津波による水位変化の様子

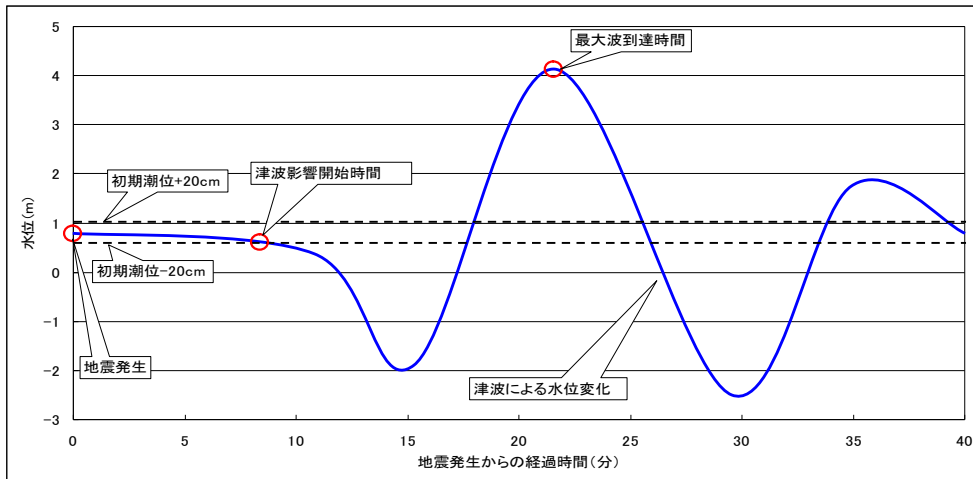
⑧ 浸水面積

津波によって浸水する陸域の面積

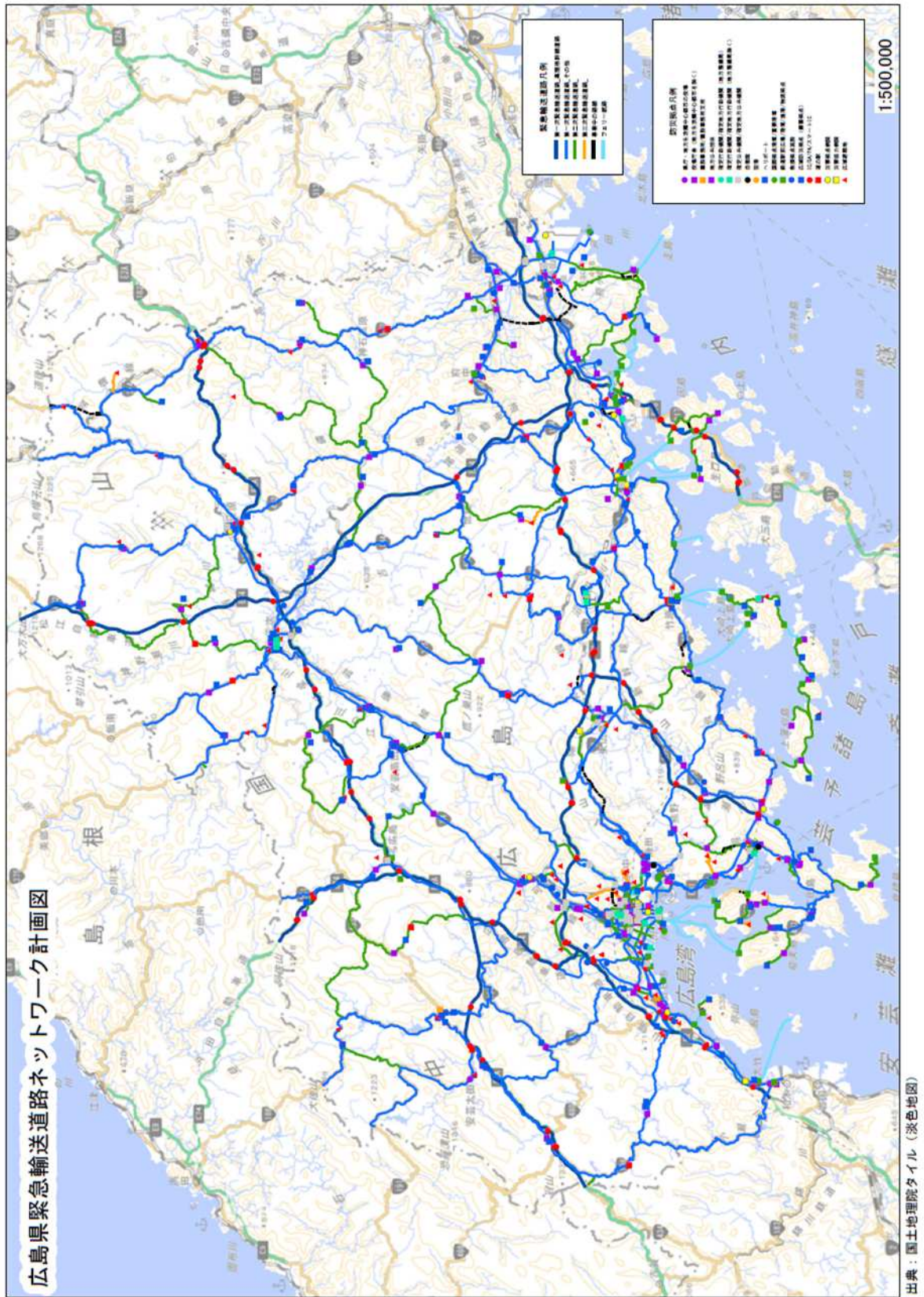
「津波水位」の定義（広島県）



各用語の模式図



16 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図

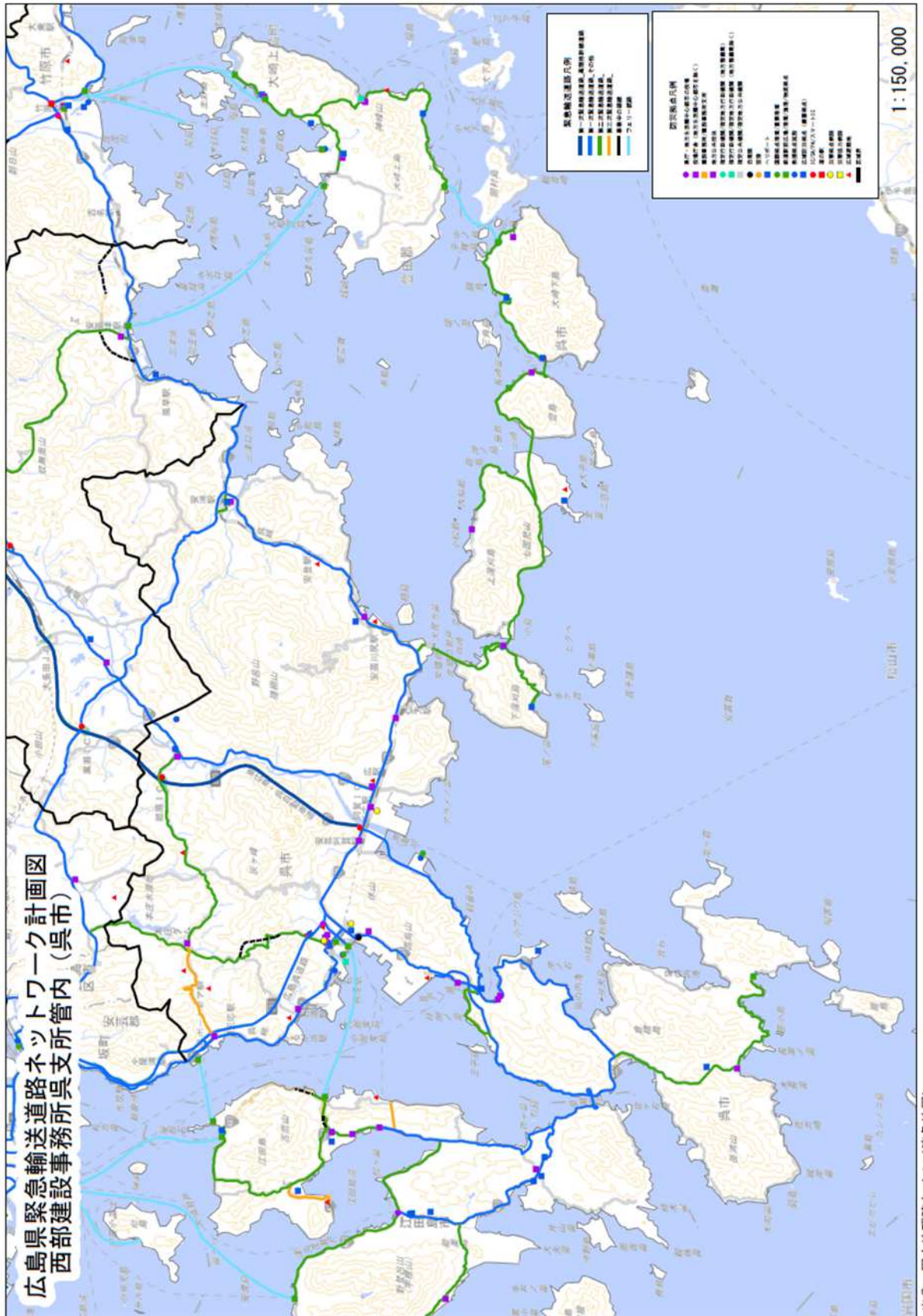




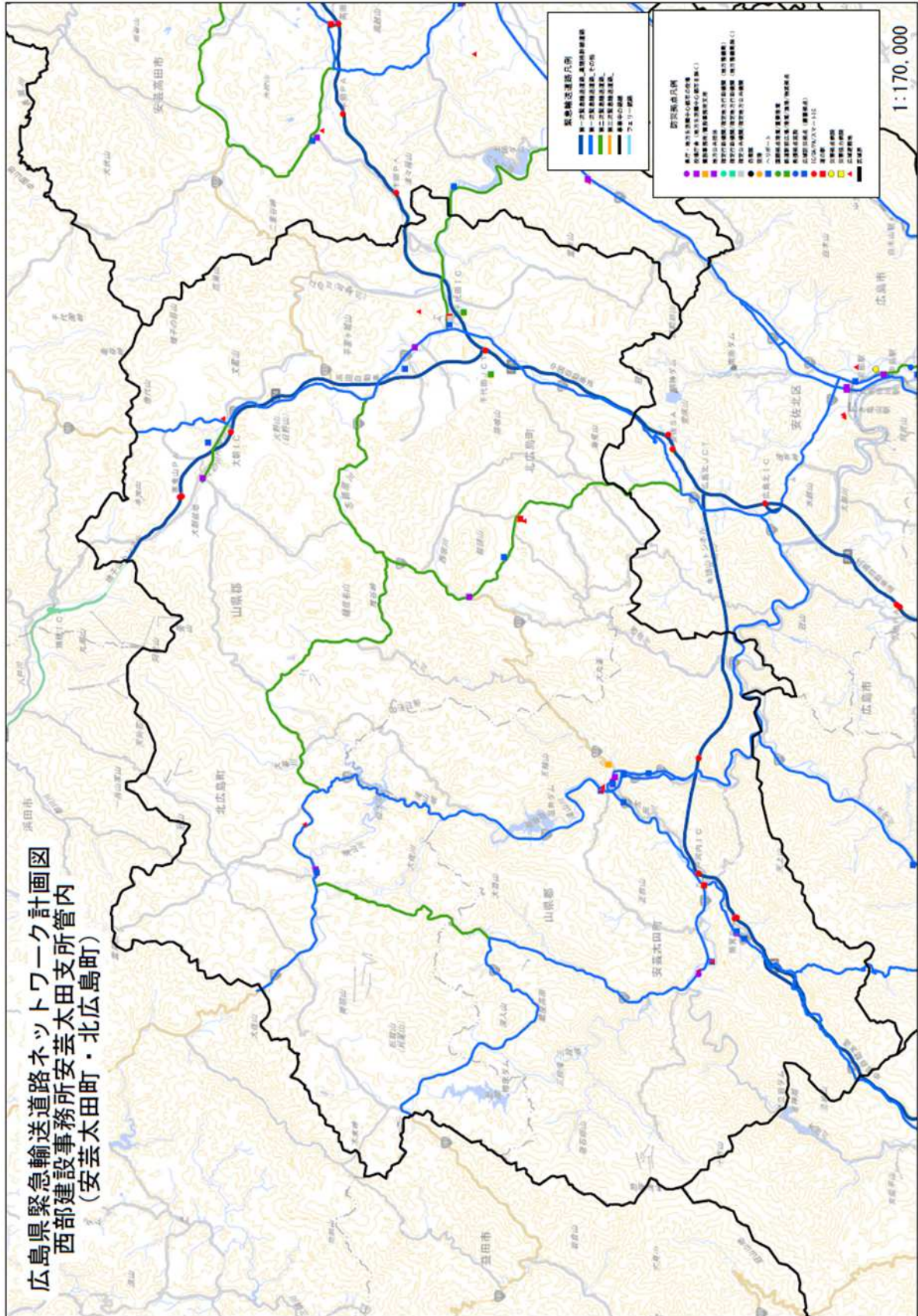














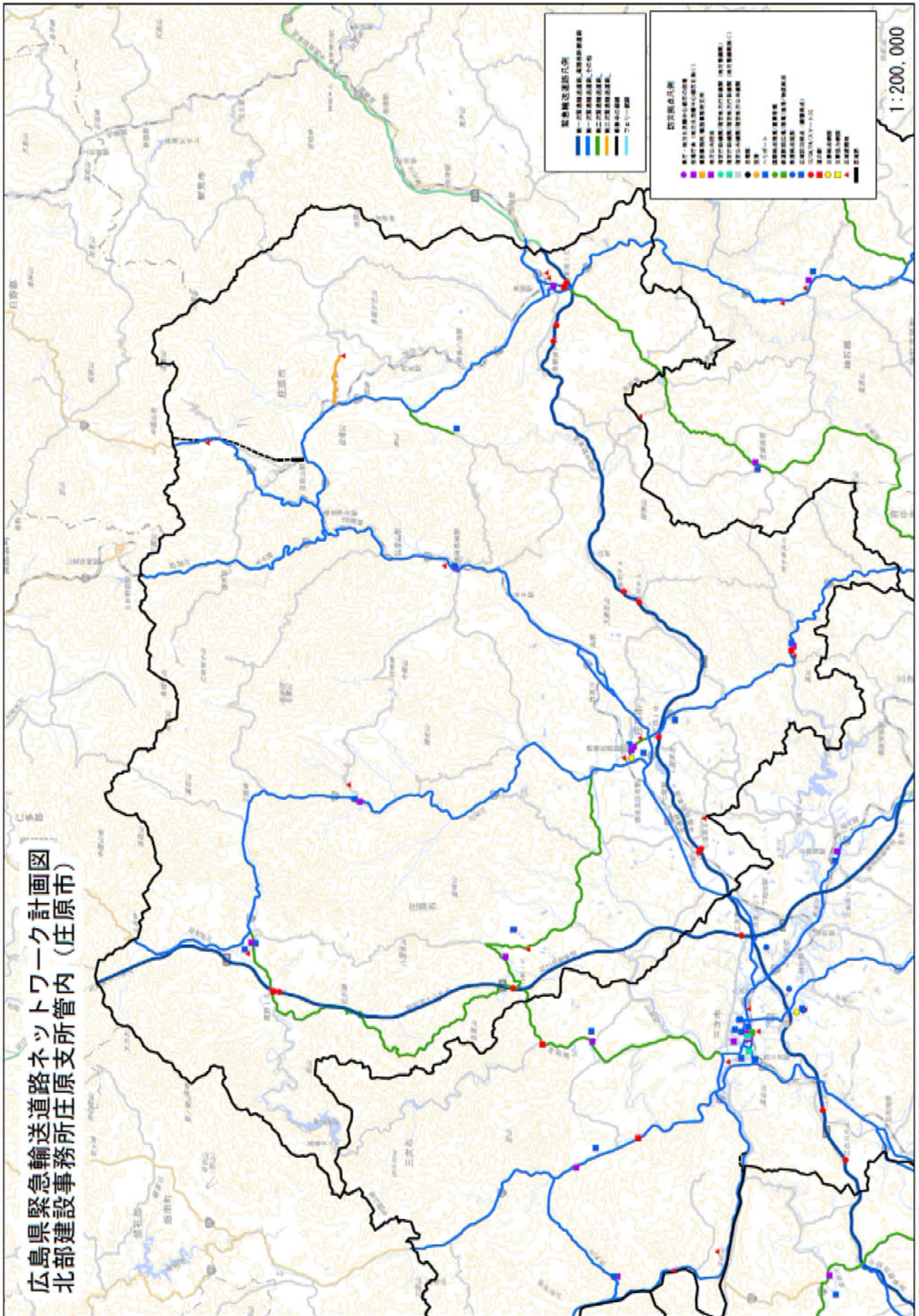












# 広島県地域防災計画

令和6年5月修正

編集：広島県防災会議

事務局：広島県危機管理監危機管理課

発行：広島県危機管理監危機管理課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-2784(ダイヤル)